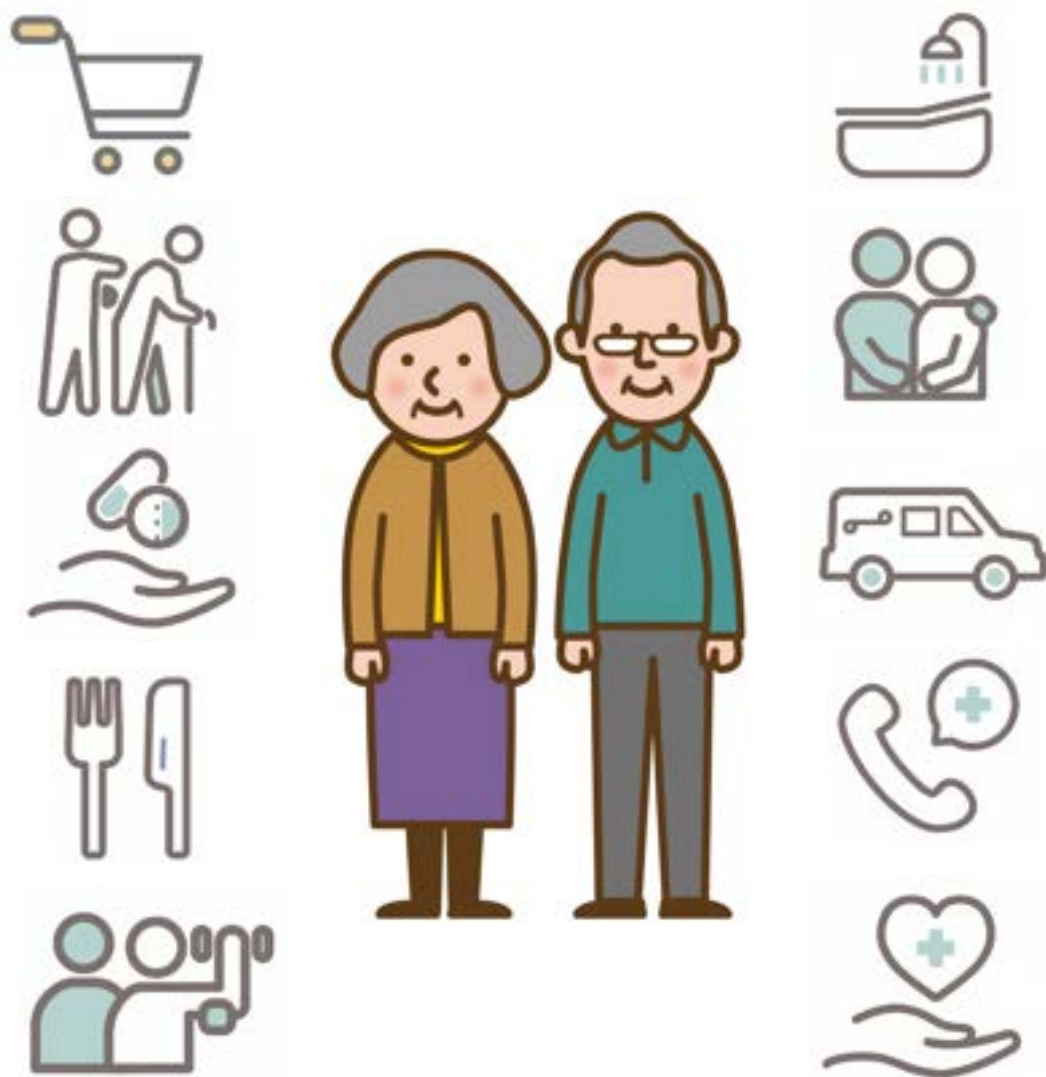


令和3年度版

あわら市

在宅ケアのしおり

住みなれた地域で、だれもが安心して暮らし続けるために



あわら市・あわら市社会福祉協議会

【令和3年10月発行】



このしおりの目的

在宅ケアのしおりは、高齢者を支える公的な制度やサービス、インフォーマルな取り組みなどの社会資源や地域資源を見える化(リスト化)したものです。

介護者や専門職の皆様をはじめ、“生活を支援する情報”“生きがいや社会参加につながる情報”を必要としている高齢者のために活用していただくことを目的にしています。

自分にできることは継続し、自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、その一助にご活用いただければ幸いです。



情報の追加、修正にご協力ください

今後も掲載内容の加筆修正を随時行いますので、未掲載の社会資源や地域資源(地域活動)などの情報があれば、あわら市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターまでご連絡ください(電話 73-2253)。

データ更新にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。



新型コロナウイルス感染症による内容変更

新型コロナウイルス感染症の影響により、掲載されているサービスの内容が変更される場合がございます。最新の状況は、各項目の連絡先へ直接ご確認くださいませようお願いいたします。



目 次

＜各種相談と窓口＞		ひばりヶ丘ステーション(福祉有償運送)	62
専門職による相談窓口	1	ボランティアセンター	63
地域の相談員	3	心配ごと相談・無料法律相談	64
＜あわら市の在宅介護支援＞		生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業	65
住まい環境整備支援事業	4	日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	66
家族介護用品支給事業	5	成年後見センター	67
家族介護者交流事業(元気回復事業)	8	生活福祉資金貸付事業	68
		福祉委員会	69
		福祉推進員	72
＜あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業＞		＜あわら市の老人クラブ＞	
一般介護予防事業	10	老人クラブとは	73
(1)介護予防把握事業	10	あわら市老人クラブ連合会の組織体制	74
(2)介護予防普及啓発事業		あわら市老人クラブ連合会の活動(事業)	77
①脳活性化教室	12	＜あわら市シルバー人材センター＞	
②あわらはつらつ教室	15	シルバー人材センターとは	79
③出前講座	17	仕事を依頼したい	79
④フレイルチェック	18	依頼内容例	80
⑤フレイルサポーター養成講座	18	＜介護保険事業＞	
(3)地域介護予防活動支援事業	19	あわら市の介護保険サービス事業者一覧	81
①すこやかクラブ	20	高額介護(介護予防)サービス費	83
②いきいきサロン	23	＜あわら市の高齢者福祉施設・住まい＞	
③やすらぎ清間の出張サロン	25	高齢者の住まい・中間施設等	84
④介護予防講座いこいの場	26	住宅セーフティネット制度	87
⑤老人福祉センター市姫荘	28	＜あわら市の医療制度・在宅医療＞	
⑥やすらぎ清間	30	後期高齢者医療制度	89
⑦なるぞフィットネス＆サロン	31	高額療養費制度	90
(4)あわら市地域リハビリテーション活動支援事業	33	高額医療・高額介護合算療養費制度	90
介護予防・日常生活支援サービス事業	35	坂井地区医師会在宅ケアネット	91
①訪問型サービス	36	坂井地区医師会「安心連携カード」	92
ホームヘルプサービス B(シルバーちょこっとサービス)	37	訪問看護ステーション	94
②通所型サービス	38	在宅患者情報共有システム(カナミック「TRITRUS」)	95
③生活支援サービス	40	＜税金に関する相談＞	
＜あわら市の地域自立支援＞		障害者控除	96
緊急通報体制等整備事業	41	おむつに係る医療費控除	97
電磁調理器給付事業	44	その他の税金についての相談	98
食の自立支援事業(給食サービス)	45	＜災害時要援護者支援事業＞	
生活・介護支援サポーター事業	47	災害時要援護者支援事業	99
認知症サポーター養成講座	49	＜あわら市の高齢者の見守り＞	
認知症初期集中支援チーム	50	あわら市安心生活ネットワーク事業	100
在宅高齢者等除雪支援事業	51	どこシル伝言板	102
福祉タクシー助成事業(チケット)	53		
あわら市乗合タクシー(デマンドタクシー)	55		
＜あわら市のその他の事業＞			
老人福祉センター市姫荘のお風呂	58		
＜あわら市社会福祉協議会の事業＞			
あわら市社会福祉協議会とは	59		
毎日型食事サービス	60		

～ あわら市で利用できる民間のサービス ～

＜配食・食材提供＞

お弁当配達	107
インターネットや電話で注文できる冷凍のお弁当・料理キット ..	110
食材の配達	111
移動販売・店舗	112

＜移動・交通＞

福祉有償運送	113
福祉タクシー(介護タクシー／ケアタクシー)	115
お買い物無料バス	118

＜外出支援＞

付き添い・介添え	119
----------------	-----

＜家事援助＞

家事援助サービス	120
----------------	-----

＜居場所づくり＞

コミュニティカフェ・オレンジカフェ	123
-------------------------	-----

＜見守りサービス＞

郵便局の見守りサービス	126
-------------------	-----

＜雪かき・屋根雪下ろし＞

雪かき・屋根雪下ろし支援	127
--------------------	-----

＜健康・衛生＞

訪問医療マッサージ・はり・きゅうなど	128
理容・訪問理容	131
美容・訪問美容	133

各種相談と窓口

専門職による相談窓口

地域包括支援センター

①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメント の4つの機能を担う、地域の中核機関です。

あわら地域包括支援センター あわら市市姫3丁目1-1 電話 73-8046
あわら市役所 健康長寿課内

高齢者の福祉サービス全般の窓口

高齢者の日常生活や社会生活を営む上でのいろいろな問題について、相談に応じ、助言を行います。

あわら市	健康長寿課高齢福祉グループ	あわら市市姫3丁目1-1	電話 73-8022
	健康長寿課介護支援グループ	あわら市市姫3丁目1-1	電話 73-8022
福井県	長寿福祉課	福井市大手3丁目17-10	電話 20-0332
	坂井健康福祉センター	あわら市春宮3丁目21-17	電話 73-0600
福井県社会福祉協議会	高齢者専門相談窓口	福井市光陽2丁目3-22	電話 25-0294
あわら市社会福祉協議会	地域福祉課	あわら市市姫2丁目31-6	電話 73-2253

在宅医療相談

かかりつけ医の紹介など在宅医療・訪問医療や在宅ケア全般の相談に応じます。

坂井地区医師会在宅ケアネット あわら市東善寺5-27 電話 73-5366 FAX73-5363
福井県在宅口腔ケア応援センター 福井市大願寺3丁目4-1（福井県歯科医師会館） 電話 21-5519

難病相談

難病の方の相談支援に応じます。定例相談やピアカウンセリング、交流会などを実施しています。

福井県難病支援センター 福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院本棟3階 電話 52-1135
福井県坂井健康福祉センター あわら市春宮2丁目21-17 電話 73-0600

こころの相談

精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師等がこころの相談に応じます。

福井県総合福祉相談所 ホットサポートふくい 福井市光陽2丁目3-36 電話 26-4400
(平日9時～17時)
福井県坂井健康福祉センター あわら市春宮2丁目21-17 電話 73-0600
(精神科医による相談・要予約・毎月第1、3木曜日 14時30分～16時30分)
地域活動支援センターはんだか「そよかぜ相談」 坂井市丸岡町西里丸岡15-19 電話 68-1316
(専門家による相談・要予約・毎月第2水曜日 13時30分～15時30分)

精神科救急相談

24時間体制で、救急医療に対する相談を受け付けます。

福井県精神科救急情報センター 福井市光陽2丁目3-22 電話 63-6899

各種相談と窓口

若年性認知症に関する相談

福井県若年性認知症相談窓口 福井市文京 2 丁目 9-1 (公益財団法人 松原病院内) 電話 63-5488

運転適性相談窓口

安全運転相談ダイヤル 福井県警察本部 運転免許課内 電話 51-2221

税金の相談

あわら市 税務課	あわら市市姫 3 丁目 1-1	電話 73-8011	FAX73-5688
三国税務署	坂井市三国町中央 1 丁目 2-2	電話 81-3211	
福井県税事務所	福井市松本 3 丁目 16-10 (福井合同庁舎内)	電話 21-0020	FAX21-8260
坂井県税相談室	坂井市三国町水居 17-45 (坂井合同庁舎内)	電話 81-3179	FAX81-3194

法律に関する相談

あわら市社会福祉協議会 無料法律相談 (月 1 回、偶数月は月曜、奇数月は水曜 13 時～16 時)

※「あわら市社会福祉協議会の事業-心配ごと相談・無料法律相談」を参照

あわら市市姫 2 丁目 31-6 電話 73-2253

法テラス 福井法律事務所 福井市宝永 4-3-1 サクラ N ビル 2F 電話 0503383-5475

心配ごと相談

あわら市社会福祉協議会 心配ごと相談 (月 2 回、偶数月は月曜、奇数月は水曜 13 時～16 時)

※「あわら市社会福祉協議会の事業-心配ごと相談・無料法律相談」を参照

あわら市市姫 2 丁目 31-6 電話 73-2253

生活困窮者自立相談

あわら市社会福祉協議会 地域福祉課 あわら市市姫 2 丁目 31-6 電話 73-2253

※「あわら市社会福祉協議会の事業-生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業」を参照

高齢者の虐待に関する相談

あわら市健康長寿課 あわら市市姫 3 丁目 1-1 電話 73-8022

あわら地域包括支援センター あわら市市姫 3 丁目 1-1 電話 73-8046

成年後見に関する相談

あわら市社会福祉協議会 地域福祉課 あわら市市姫 2 丁目 31-6 電話 73-2253

※「あわら市社会福祉協議会の事業-成年後見センター」を参照

各種相談と窓口

地域の相談員

民生委員・児童委員

地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の支援者です。それぞれ担当地域が決められており、地域社会の生活に困っている人や、児童、障がい者、高齢者等のことで問題をかかえている人々に、相談・援助・情報提供を行います。

【お問い合わせ先】

あわら市民生委員児童委員協議会事務局（あわら市福祉課内） 電話 73-8020

福祉推進員

福祉推進員は、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、見守りが必要な人や家庭の「困った」にいち早く気づき、民生委員・児童委員や社協などの関係機関につなぐアンテナ役です。また、区長や民生委員・児童委員と協働して、区の福祉問題に取り組む体制を作っていく役割も担っています。

※「あわら市社会福祉協議会の事業-福祉推進員」を参照

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 電話 73-2253

老人家庭相談員

老人家庭相談員は、福井県知事から委嘱を受けて、一人暮らし高齢者等の見守り活動を行っています。単位老人クラブごとに1名配置されています。

※「あわら市老人クラブ連合会の事業-老人家庭相談員」を参照

【お問い合わせ先】

あわら市老人クラブ連合会事務局（あわら市社会福祉協議会内） 電話 73-2253

介護サービス相談員

介護保険制度における介護サービスを利用する上で、市に登録された介護サービス相談員が施設や居宅等介護サービスが提供されている場を訪問して利用者の日常的な相談や問題発見等を行います。利用者とサービス提供者の両者の橋渡しをしながら、介護サービスの質的向上のために活動を行います。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 介護支援グループ 電話 73-8022

あわら市の在宅介護支援

住まい環境整備支援事業

要介護高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができるように、車いす対応のバリアフリー化等の改修工事に対し助成を行います。

対象者

要介護認定において、要介護３以上認定者、又は市が定める要件を満たす要介護１・２認定者で市長が当該者の在宅生活の維持向上を図るため特に住宅の改造を必要と認めた方が対象です。

助成額

上限 ８００,０００円（自己負担分を除く）

対象となる主な住宅改修

助成の対象とする住宅の部分は、対象者の住宅部分のうち、内部にあっては玄関、便所、洗面所、浴室等とし、外部にあっては玄関から一般道路を結ぶポーチその他の部分とする。

この事業において助成の対象とする改造の範囲は、下記に記載する住宅の部分について行った介護保険給付対象外の改造工事で、下記に挙げるもののうち、対象者の在宅生活の維持向上を図るために必要と認めるものとする。

- 洗面台、流し台の取替え
- 階段昇降機・段差解消機の設定
- その他上記の住宅改造に付帯して必要となる住宅改造

申請から利用までの流れ

①市健康長寿課までご相談ください。（工事開始前に工事予定箇所の確認を行います。）

＜提出書類＞

・住まい環境整備支援費助成申請書・理由書・工事見積書・工事図面・工事前写真

②交付決定通知をお送りします。（決定後に工事開始となります）

③工事完了後、以下の書類をご提出ください。

＜提出書類＞

・住まい環境整備完了届・工事経費内訳書・領収書（コピー可）・改造工事中/工事後の写真

④ご自宅に伺い、工事された箇所を確認させていただきます。

（工事費用５０万円を超える場合、施工業者立会いで市工事検査室の完成検査を行います）。

⑤助成金をお振込みします。

※事前に申請し承認を受けた工事が対象となりますので必ず着工前にご相談ください。

自己負担額

所得に応じて対象経費の１割、２割、３割のいずれかです。ただし、助成上限額を超える経費は全額自己負担です。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 ７３－８０２２

あわら市の在宅介護支援

家族介護用品支給事業

家族介護用品支給事業は、65 歳以上の高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護用品を支給することにより高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的としています。

対象者

以下の①または②に該当し、かつ③に該当する方が対象です。

①介護保険の要介護認定 4 以上の在宅の方

②介護保険の要介護認定 1 から 3 の方で、一定の条件に該当する在宅の方

③坂井地区広域連合の介護保険被保険者で、あわら市に住民票があり、あわら市内で在宅生活をしている方

※第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳で要介護認定を受けている方）も同様です。

※ただし、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入院中の方のほか、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、ケアハウス、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム、特定施設入居者生活支援介護（介護付きのお部屋にお住まいの方）をご利用の方は、介護度に関わらず支給対象外となります。

※介護保険料を滞納している方（世帯全員を含む）は支給を受けることができません。

介護用品・支給上限枚数

テープ止め型



パンツ型



尿とりパッド



支給対象者	支給限度枚数（限度額）※
要介護 1 ～ 2	120 枚/月 （ただし、1 か月の購入金額が 5,000 円を超える場合は、5,000 円分まで） ※一定の条件を満たす方が対象です。 （排泄介助の状況や認知症の状況について、介護認定時の主治医意見書や認定調査票等を健康長寿課にて確認します。）
要介護 3 以上	180 枚/月 （ただし、1 か月の購入金額が 7,000 円を超える場合は、7,000 円分まで）

※市と契約した業者で指定する介護用品を購入した場合に、限度枚数（枚数が満たなくても限度額に達した場合は限度額まで）の範囲であれば、以下の負担割合に応じて負担金がかかります。限度枚数（限度額）を超えて購入した分は全額自己負担となります。

あわら市の在宅介護支援

自己負担額

毎年7月末に課税、非課税世帯の見直しを行い、8月配達分より見直し後の自己負担額を適用します。配達時に配達業者へ支払うか、阪田薬局でお支払いください（振込も可）。

利用者世帯区分	利用者負担割合
市民税非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	購入費用の10分の1
市民税課税世帯	購入費用の3分の1

介護用品（紙おむつ）の配達

毎月、地区ごとに決められた期間内に、お宅に配達します。介護用品（紙おむつ）は、原則、袋単位での支給となります（衛生面などの問題があるため）。

変更、一時休止、再開の連絡および届け出

内容	手続き方法	連絡・届出の期限
紙おむつの種類・ 数量の変更	(有) 阪田薬局に電話連絡	前月の末日まで
入退院（入退所）で の一時休止、再開	あわら市健康長寿課に 「あわら市家族支援介護用品支給決定変更届出書」を提出	随時
住所変更、死亡等	あわら市健康長寿課に 「あわら市家族支援介護用品支給決定変更届出書」を提出	随時

申請からサービス利用までの流れ

- ①市健康長寿課へ申請書を提出します。
 - ②市健康長寿課より決定通知書を送付します。
 - ③月1回、市からの請負業者がご自宅までお届けします。
- ※家族、ケアマネジャーからの申請も可能です。
※地区によって配達日が異なります。
※尿モレするなど紙おむつの使用方法についてお気軽にご相談ください。

令和3年度市契約事業者

事業者 (有) 阪田薬局
住所 あわら市温泉1-506
電話 77-2258
FAX 78-7270

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

あわら市の在宅介護支援

家族介護者交流事業（元気回復事業）「すまいるの会」

対象者

あわら市に在住し、要介護認定等を受けている高齢者を在宅で日常的に介護している家族が対象です。

内 容

在宅で家族を介護する介護者の、身体的・精神的負担を軽減するため、リフレッシュや介護者相互の交流を目的とした日帰り旅行や交流会等を行います。また、介護相談、介護技術教室、施設見学を行います。年6回を目安に実施しています。

令和2年度の実施例

6月	ゆりの里公園とランチ
8月	金津創作の森で陶芸体験
9月	介護用品と福祉用具の研修会
11月	越前がにミュージアムとお買い物
12月	クリスマス会
2月	湖畔荘でマッサージと入浴



申請からサービス利用までの流れ

市健康長寿課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会にご相談ください。

■必要書類

- ・「家族介護者の会」入会申込書

申込先

あわら市社会福祉協議会

自己負担額

必要に応じてその都度、参加費を集めます（食事代等に相当する額）。年会費はありません。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 介護支援グループ

電話 73-8022

（委託）あわら市社会福祉協議会 地域支援グループ

電話 73-2253

あわら市の在宅介護支援

家族介護者の会『すまいるの会』 に参加してみませんか？

「すまいるの会」って、なあ～に？

あわら市在住で、ご自宅にて介護をしているご家族の会です。



クリスマス会でコンサート観賞



お花見



「すまいるの会」って、何するの??

介護に一人で悩んでいる方が、日頃の思いをお互いに相談し、介護について研修や情報交換をします。

お花見やミニ旅行・クリスマス会・食事会等の行事があり、心身を癒しリフレッシュします。

お問合せ・お申込み

あわら市社会福祉協議会

住所 あわら市市姫二丁目31-6

電話 73-2253

担当 嶋田・片山



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

平均寿命が80歳を超えている現在、長い人生を自分らしく過ごすためには、心とからだの健康寿命を伸ばすことが大切です。そのためには、日頃から高齢者の皆さま自らが、心とからだの機能の維持・向上を図る「介護予防」を行うことが重要です。市民の皆さまが介護予防を行う手助けとして、あわら市では様々な「介護予防・日常生活支援総合事業」を行っています。

地域支援事業の一部として行われる介護予防・日常生活支援総合事業には、一般の高齢者向けのサービス「一般介護予防事業」と、要支援1・2及びその恐れのある65歳以上の方（事業対象者）を対象として実施するサービス「介護予防・日常生活支援サービス事業」があります。

一般介護予防事業

（１）介護予防把握事業

■健康チェックリストでの把握

対象者を選定し、個別郵送または窓口相談で対応します（要介護認定者除く）。

■関係機関からの情報提供等での把握

医療機関、民生委員、訪問活動等により把握をします。

健康チェックリストの結果、心身の機能低下の恐れがある方については、市健康長寿課が主催する介護予防教室の案内、保健師等による訪問指導や介護予防・日常生活支援サービス事業の利用の提案などを行います。

※健康チェックリストとは、厚生労働省が作成した基本チェックリスト25項目に、福井県独自の認知症検診5項目を追加した計30項目からなる質問票です。65歳以上の高齢者が、自身の生活や健康状態を振り返り、心身の状況について答えることで、自身では気づきにくい認知機能・心身機能の衰えやリスクなどを早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症検診へつなげることにより、状態悪化を防ぐことを目的としています。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 介護支援グループ 電話 73-8022

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

基本チェックリスト(健康チェックリスト)のサンプル

健康チェックリスト						
要介護などの原因となる生活機能の低下のサインを見逃さないように、 まずは、以下のリストを使って、自分の日常生活をチェックしてみましょう。						
記入日	ふりがな	男・女	生年月日			
令和 年 月 日	氏 名		昭和 年 月 日 (歳)			
住所	あわら市		電話番号 () -		主にチェックする生活機能	
NO	質 問 項 目			回 答		
1	バスや電車で1人で外出していますか（付き添いなしで）			0. はい	1. いいえ	社会参加 メリハリのある生活を送っていますか？ 
2	日用品の買い物をしていますか（付き添いなしで）			0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか			0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか（付き添いなしで）			0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか			0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか（ひとりで）			0. はい	1. いいえ	運動機能 筋力や骨などの足腰が弱ると、転倒や寝たきりにつながる可能性があります。 
7	いすに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか			0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか（付き添いなしで）			0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか			1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか			1. はい	0. いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか			1. はい	0. いいえ	栄養状態
12	身長は何センチですか () cm 体重は何キログラムですか () kg			※記入しないでください BMI =		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか			1. はい	0. いいえ	口腔機能 お口の健康は保たれていますか？
14	お茶や汁物等でむせることがありますか			1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか			1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか（付き添いなしで）			0. はい	1. いいえ	閉じこもり
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか			1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか			1. はい	0. いいえ	物忘れ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか			0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか			1. はい	0. いいえ	
21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない			1. はい	0. いいえ	
22	（ここ2週間）これまで楽しんでやれていた事が楽しめなくなった			1. はい	0. いいえ	心の健康チェック 家族や友人との死別など心境や環境の変化はありませんか？
23	（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる			1. はい	0. いいえ	
24	（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない			1. はい	0. いいえ	
25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする			1. はい	0. いいえ	
26	ときどき道に迷うことがある			1. はい	0. いいえ	
27	好きだったことや趣味などへの興味や関心がなくなった			1. はい	0. いいえ	認知症のおそれ 福井県認知症検診5項目 
28	物の置き忘れがしばしばあって困る			1. はい	0. いいえ	
29	最近の出来事を思い出せないことがよくある			1. はい	0. いいえ	
30	以前より怒りっぽくなったなど性格が変わったと感じる（または、そう言われる）			1. はい	0. いいえ	

※得られた個人情報は適正に管理し、事業の目的以外に使用することはありません。
このことにご理解・同意のうえ返送していただきますようお願い致します。

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 介護予防普及啓発事業

①脳活性化教室

対象者

認知症予防に関心の高い高齢者で、医師による運動制限がない方が対象です。

日 時

開催日 第2、第4金曜日

※月により変更があります。詳細はお問い合わせください。

時 間 午前：生き生き若返りコース 9時30分から11時30分

午後：チャレンジコース 14時から16時

場 所

あわら市保健センター

内 容

脳活性化を目的とした作業、運動、レクリエーション等を行います。

午前（生き生き若返りコース）：主に75歳以上の方におすすめをしています。

午後（チャレンジコース）：主に65歳から74歳におすすめをしています。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73-8022



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

🌸 介護予防教室 🌸 🧠 脳活性化教室のご案内

脳を健康に保つポイントは、「健康な身体」と「脳を使う習慣」です。積極的に外出し、運動や音楽など仲間を楽しむ習慣を持つことはとても有効です。

市では認知症予防の教室を実施しています！ぜひご参加ください♪

- 対 象 者** ①生き生き若返りコース【午前】 …主に75歳以上の後期高齢者
②チャレンジコース【午後】 …主に65～74歳までの前期高齢者
※運動制限がなく、要介護認定等を受けていない人

- 内 容** 脳を活性化する読み書き、計算、レクリエーション、体操など
その他講座（栄養講座、音楽鑑賞、ものづくり など）
※講座内容の一覧表は、教室の初回にお渡しします。

- 場 所 等** あわら市保健センター

- 定 員** 各コース 約20人 ※申込多数の場合、人数制限あり

- 日 時** 月2回（金曜日） ※裏面を参照

- 持 ち 物** 水分補給のための飲み物（お茶、水等）、眼鏡、筆記用具

- 服 装** 動きやすい服装

- 通所方法** 個人でお越しいただくことが難しい場合は、デマンド交通をお勧めします。

- 申 込 み** 事前にお電話で参加日程の申込みをお願いします。

（初回提出：申込書、健康チェックリスト）

参加に伴う新型コロナウイルス感染症対策について（重要）

以下のとおりご協力をお願いします。

- 教室参加前の検温
 - 教室参加時のマスク着用
 - 以下の①～④に当てはまる方は、教室の参加を自粛いただきますよう、お願いします。
 - ①せき、発熱、倦怠感などがあり、風邪症状の疑いがある場合
 - ②教室等の参加当日の朝に検温を行い、発熱がある場合
 - ③同居家族で上記の症状がみられる場合
 - ④本人及び同居家族で感染者及び濃厚接触者と判断、または疑いのある場合
- ※判断に迷われる際には、あわら市健康長寿課にお電話ください。

注意



問い合わせ・申し込み先 ※随時受付中
あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ
☎ 73-8022（直通）

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業



令和3年度脳活性化教室 日程等一覧

	☆生き生き若返りコース☆		☆チャレンジコース☆	
	対象：後期高齢者（75歳以上）		対象：前期高齢者（65～74歳）	
	（午前 9：30～11：30）		（午後 14：00～16：00）	
令和3年5月	①	5月14日（金）	②	5月28日（金）
6月	③	6月11日（金）	④	6月25日（金）
7月	⑤	7月 9日（金）	⑥	7月16日（金）
8月	⑦	8月13日（金）	⑧	8月27日（金）
9月	⑨	9月10日（金）	⑩	9月24日（金）
10月	⑪	10月 8日（金）	⑫	10月29日（金）
11月	⑬	11月12日（金）	⑭	11月26日（金）
12月	⑮	12月10日（金）	⑯	12月24日（金）
令和3年1月	⑰	1月14日（金）	⑲	1月28日（金）
2月	⑱	2月18日（金）	㉑	2月25日（金）
3月	㉒	3月11日（金）		—

【注意点】

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等になることがありますので、

ご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症対策として、人数が多いコースは参加を制限させて

いただくこともありますので、ご了承ください。



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業



②あわらはつつ教室

対象者

健康チェックリスト該当者、または健康づくりに関心の高い高齢者が対象です。

※医師による運動制限がない方が対象です。

日 時

開催日 7月から10月までの期間限定

※詳細はお問い合わせください。

時 間 10時から11時30分

場 所

あわら市保健センター

内 容

健康チェックリストの項目（運動、栄養、口腔、閉じこもり、うつ、認知症）に関連した内容です。計7回の教室です。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

**参加費
無料**
 先着20名
 (要予約)



皆さんの健康づくりのお手伝いをします!

あわらはつらつ教室のご案内

今回の健康チェックリストをきっかけに、ご自身の心や体のサインに気づき、運動や食事の改善など介護予防に取り組むことが大切です。いつまでも元気にいきいきと暮らしていくためには、「しっかり噛んで、しっかり食べること」、「運動をすること」、「社会参加をすること」が大切です。

■ 会 場 保健センター（あわら市国影13-13）

■ 日時・内容等 全7回（受付：開始時間の30分前～）

日 時		内 容	講 師
7月 5日(月)	10:00～11:30	健康機器測定・初回講座	保健師
		フレイル予防について	作業療法士
7月26日(月)	10:00～11:15	栄養講座	管理栄養士
8月16日(月)	10:00～11:15	お口のケアについて	言語聴覚士
8月30日(月)	10:00～11:15	認知症予防について	作業療法士
9月13日(月)	10:00～11:15	運動機能向上について	理学療法士
9月27日(月)	10:00～11:15	睡眠・こころの健康	認定看護師
10月18日(月)	10:00～11:30	お薬講座	薬剤師
		介護予防運動	健康運動指導士

講座開始前に
血管年齢測定等を
無料でいたします!

※新型コロナウイルス感染症拡大等のため変更・中止する場合がありますので、ご了承ください。

■持ち物 筆記用具・老眼鏡・水分補給用飲み物

■新型コロナウイルス感染症対策について

- ① 教室参加前の検温
- ② 教室参加時のマスク着用
- ③ 以下に該当する場合には、教室の参加を自粛いただきますようお願いします。
 - ・せき、発熱、倦怠感などがあり、風邪症状の疑いがある
 - ・参加当日の朝に検温を行い、発熱がある
 - ・同居家族で上記の症状がみられる



申込み あわら市健康長寿課高齢福祉グループ TEL 73-8022

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

③出前講座

対象者

市民（老人会や地区行事など10人程度集まる機会に開催）

※行政区以外の任意団体も対象。

※講師謝礼の補助は、年間1申請団体につき1回までです。

日時や場所

依頼者（地区、団体など）が決定します。

主な場所は、区民館や集落センターなどです。

目的と内容

多くの市民の方々に、介護予防についての知識と適切な対応方法に関する理解を深めてもらいます。

講座の例：運動講座、栄養講座、口腔ケア、認知症予防、在宅ケア、フレイル予防など

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

④フレイルチェック

フレイル（虚弱）とは、年齢を重ねて心身の活力が低下した状態のことをいいます。フレイルは健康と要介護のちょうど中間地点であり、努力をすることで健康な状態に戻ることができると言われています。フレイル予防の３つのポイントは、①運動（身体活動）、②栄養（食事・口腔機能）、③社会参加（趣味・ボランティア・就労など）です。

対象者

高齢者が対象です。

日時や場所

対象地区にて年２回実施します。

目的と内容

栄養、運動、社会参加に関する様々なチェック項目を測定し、自分自身のフレイルの兆候に気付いてもらうためのものです。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 ７３－８０２２

⑤フレイルサポーター養成講座

フレイルサポーターとは、市健康長寿課主催のフレイルに関する研修を受けた人のことをいいます。フレイル予防のポイントの一つに社会参加があります。フレイルサポーターとして活動することで、ご自身の社会参加活動の一環にも役立てることができます。

対象者

平日の日中に活動できる方が対象です。

日時や場所

年１回実施します。「広報あわら」による養成講座のお知らせをしています。

内 容

フレイルサポーター養成のための研修（１日）をします。

活動内容

①フレイルチェック等の運営②フレイル予防の普及啓発を行います。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 ７３－８０２２

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

(3) 地域介護予防活動支援事業

要支援・要介護状態になる恐れのある方や家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、介護予防への意識を高めてもらい、介護予防に積極的に取り組めるよう支援を行います。あわら市が委託した事業所や社会福祉協議会が、介護予防施設や区民館等にて集いの場であるサロンを開催します。

対象者

高齢者が対象です。

委託先

あわら市社会福祉協議会、福井県農業協同組合、福井県医療生活協同組合、(有)なるざ

内 容

各会場で、閉じこもり予防等の介護予防に関する事業を行います。

申請から利用までの流れ

- ①参加したい会場へ出向き見学
- ②会場で申込みをして参加

地域で開催しているサロン

- ①市が主催しているサロン…すこやかクラブ
- ②市社会福祉協議会が主催しているサロン…いきいきサロン
- ③医療せいきょうが主催しているサロン…やすらぎ清間の出張サロン
- ④J A 福井県が主催しているサロン…介護予防講座いこいの場

施設で開催しているサロン

- ⑤市社会福祉協議会が主催しているサロン…老人福祉センター市姫荘
- ⑥医療せいきょうが主催しているサロン…やすらぎ清間
- ⑦有限会社なるざが主催しているサロン…なるざフィットネス&サロン

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 7 3 - 8 0 2 2

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

①すこやかクラブ

対象者

健康づくりに関心の高い高齢者が対象です。

※医師による運動制限がない方が対象です。

日時や場所

■中央公民館：月2回（月曜日） 13時30分から15時まで。

■保健センター：月2回（火曜日） 14時から15時30分まで。

■湯のまち公民館：月2回（木曜日） 13時30分から15時まで。

※実施日は、市広報巻末の「くらしのカレンダー」に記載しています。

※詳細は市健康長寿課へお問い合わせください。

内 容

介護予防（運動、栄養、認知機能の向上など）に関する教室を開催します。

申請から利用までの流れ

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループへ申し込み 電話73-8022

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73-8022



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防教室 **すこやかクラブのご案内**

最近、転びやすくなった、物忘れが増えたなど気になることはありませんか？
 すぐに大きな病気などの心配はなくても、知らないうちに体は衰え、転倒などをきっかけに介護が必要になることもあります。いつまでも元気でいるためには、運動や栄養、積極的に外出するなど、元気なうちから予防に取り組むことが大切です。

すこやかクラブは参加者の皆様自身が運営する自主サロンです！ぜひご参加ください♪

対 象 者 65歳以上のあわら市民 ※運動制限のない人

内 容 懐メロに合わせたストレッチや転倒予防体操など、主に運動を中心とした講座
 その他、栄養講座や脳活性化レクリエーションなど

場 所 等	会場名	中央公民館	保健センター	湯のまち公民館
	開催曜日	月2回（月曜日）	月2回（火曜日）	月2回（木曜日）
	会場	2階レクリエーション室	健診ホール	多目的ホール
※日程は裏面	開催時間	13：30～15：00	14：00～15：30	13：30～15：00

※令和3年度のみ中央公民館の開催曜日と会場が変更になります。

※令和3年度のみ保健センターの開催曜日が変わります

定 員 各会場 約20人 ※申込多数の場合、人数制限あり

持 ち 物 水分補給のための飲み物（お茶、水等）、眼鏡、筆記用具

服 装 動きやすい服装、運動靴（中央公民館は内履きをご準備ください）

通所方法 個人でお越しいただくことが難しい場合は、デマンド交通をお勧めします。

申 込 み 事前にお電話で参加日程の申込みをお願いします。

（初回提出：申込書、健康チェックリスト）

参加に伴う新型コロナウイルス感染症対策について（重要）

以下のとおりご協力をお願いします。

- 教室参加前の検温
 - 教室参加時のマスク着用
 - 以下の①～④に当てはまる方は、教室の参加を自粛いただきますよう、お願いします。
 - ①せき、発熱、倦怠感などがあり、風邪症状の疑いがある場合
 - ②教室等の参加当日の朝に検温を行い、発熱がある場合
 - ③同居家族で上記の症状がみられる場合
 - ④本人及び同居家族で感染者及び濃厚接触者と判断、または疑いのある場合
- ※判断に迷われる際には、あわら市健康長寿課にお電話ください。

注意



問い合わせ・申し込み先 ※随時受付中
 あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ
 ☎ 73-8022（直通）

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

令和3年度すこやかクラブ日程表

中央公民館 (月曜日) 13:30～15:00	保健センター (火曜日) 14:00～15:30	湯のまち公民館 (木曜日) 13:30～15:00
① 5月10日(月)	① 5月11日(火)	① 5月13日(木)
② 5月31日(月)	② 6月1日(火)	② 5月27日(木)
③ 6月7日(月)	③ 6月29日(火)	③ 6月10日(木)
④ 6月21日(月)	④ 7月13日(火)	④ 6月24日(木)
⑤ 7月5日(月)	⑤ 7月20日(火)	⑤ 7月8日(木)
⑥ 7月12日(月)	⑥ 8月10日(火)	⑥ 7月29日(木)
⑦ 8月16日(月)	⑦ 8月24日(火)	⑦ 8月19日(木)
⑧ 8月30日(月)	⑧ 9月7日(火)	⑧ 9月2日(木)
⑨ 9月13日(月)	⑨ 9月21日(火)	⑨ 9月16日(木)
⑩ 10月4日(月)	⑩ 10月12日(火)	⑩ 10月7日(木)
⑪ 10月18日(月)	⑪ 10月19日(火)	⑪ 10月21日(木)
⑫ 11月8日(月)	⑫ 11月16日(火)	⑫ 11月18日(木)
⑬ 11月29日(月)	⑬ 11月30日(火)	⑬ 12月2日(木)
⑭ 12月6日(月)	⑭ 12月14日(火)	⑭ 12月16日(木)
⑮ 12月13日(月)	⑮ 1月11日(火)	⑮ 1月6日(木)
⑯ 1月17日(月)	⑯ 1月25日(火)	⑯ 1月20日(木)
⑰ 1月31日(月)	⑰ 2月1日(火)	⑰ 2月3日(木)
⑱ 2月14日(月)	⑱ 2月22日(火)	⑱ 2月17日(木)
⑲ 2月28日(月)	⑲ 3月8日(火)	⑲ 3月3日(木)
⑳ 3月14日(月) 13:30～15:00 合同交流会 会場：中央公民館		

【注意点】

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等になることがありますので、ご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症対策として、人数が多い会場は参加を制限させていただきますことでもありますので、ご了承ください。



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

②いきいきサロン

主 催

あわら市社会福祉協議会

内 容

①軽体操②レクリエーション③作品づくり④各種講座⑤おしゃべり 他

参加費

100円（おやつ代もしくは材料費となります）

備 考

- ・開催日時は各区の希望に合わせて。詳細は市社会福祉協議会までお問い合わせください。
- ・開催頻度は各区によって異なります。月一回から年一回まで様々です。
- ・区の担当者と市社会福祉協議会とで、開催の調整を行います。
- ・開催調整後、市社会福祉協議会がチラシを作成し、区の担当者が配布または回覧をします。
- ・サロンの自主開催のサポートやアドバイスも行っています。

開催場所

【令和3年度の実施地区】

■温泉地区

舟津温泉区、田中温泉区、西温泉区

■山方里方地区

舟津区、二面区、国影区・新成区、井江葎区

■本荘地区

仏徳寺区、中番区

■北潟地区

北潟西区

■金津地区

新区、東区、六日区、天王区・水口区、脇出区、
坂ノ下区、稻荷山区、春日区、中央区、向ヶ丘区

■坪江地区

牛ノ谷区、名泉郷区

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 地域支援グループ 電話 73-2253



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

あわら市 地域介護予防活動支援事業

65歳以上の皆さま
ご近所さんと一緒に
いきいきサロンに
参加しませんか？



つながろう
住みなれた場所で
一緒に
楽しいひとときを
歩いて行ける
区民館等で開催します

仏徳寺区 お花見会

開催日は各区のご希望で
日時と内容を決めています。
各区のサロンのお世
話役または社協へご確認
ください。

参加費100円をご持参く
ださい。(お茶 が付きま
す。作品づくりの場合は
材料費となります)



北潟西区 マジックショー

お問い合わせ

社会福祉法人
あわら市社会福祉協議会
あわら市市姫2-31-6 老人福祉センター市姫荘内 ☎73-2253

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

③やすらぎ清間の出張サロン

開催地区	開催場所	開催曜日	時 間	活動内容
全地区	金津本陣 I K O S S A 3階会議室 あわら市春宮2丁目14-1	第1木曜 第3木曜	9時50分～ 12時10分	【イコッサ健康体操】 健康体操 健康教室 レクリエーション
全地区	伊井公民館 あわら市清間12-4	希望日	12時～14時	卓球 カラオケ 吹矢
河間区	河間区民館 あわら市河間8-6	希望日	9時30分～ 12時30分	健康体操 健康教室 レクリエーション

主 催

福井県医療生活協同組合

参加費

無料

送 迎

あわら市乗合タクシー（デマンドタクシー）をご利用される方には、タクシー代金をやすらぎ清間が支払います。詳しくは下記の連絡先へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

やすらぎ清間 吉村博嗣 電話090-2039-7851



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

④介護予防講座いこいの場

主 催

福井県農業協同組合（ＪＡ福井県）

内 容

①健康チェック②転倒予防体操③嚥下体操④手芸⑤レクリエーション
⑥各種講座⑦おしゃべり 他

参加費

２００円（弁当付きの場合は別途弁当代）

備 考

日時が内容によって変更となることがありますので、お問い合わせください。
「たすけあいほのぼの会」というボランティアグループがお手伝いします。

開催場所

■芦原地区

開催区		開催場所	開催曜日	時 間	連絡先
山方里方地区	舟津区	舟津区民館	不定期	不定期	ＪＡ福井県 芦原支店 78-5553
山方里方地区	田中々区	田中々区民館	偶数月 第１金曜日	13時～ 15時30分	
山方里方地区	堀江十楽区	堀江十楽 集落センター	6月8月10月12月 第4月曜日	13時～ 15時30分	
本荘地区	中番区	中番コミュニティ センター	第2火曜日	13時～ 15時30分	
新郷地区	河間区	河間区民館	第3月曜日	13時～ 15時30分	
新郷地区	中浜区	中浜区民館	不定期	不定期	
北潟地区	北潟地区	北潟公民館	第2火曜日	13時～ 15時30分	



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

■金津地区

開催区		開催場所	開催曜日	時 間	連絡先
伊井地区	伊井地区	伊井公民館	不定期	不定期	J A 福井県 金津支店 7 3 - 1 1 2 0
坪江地区	熊坂区	熊坂農村環境改善 センター	第 3 木曜日	1 3 時 ~ 1 5 時	
坪江地区	牛ノ谷区	牛ノ谷区民館	不定期	不定期	
劔岳地区	劔岳地区	劔岳公民館	第 2、4 火曜日	1 3 時 ~ 1 5 時	

【お問い合わせ先】

J A 福井県 介護センターはなさき 電話 6 6 - 1 1 1 1



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

⑤老人福祉センター市姫荘

主 催

あわら市社会福祉協議会

場 所

老人福祉センター市姫荘 〒919-0621 あわら市市姫2丁目31-6

内 容

①軽体操②レクリエーション③作品づくり④各種講座⑤おしゃべり 他

参加費

100円

開催日

地区ごとに利用日が決まっています。詳細な日程は、「広報あわら」に掲載している老人福祉センター利用日のページにてご確認ください。

送 迎

各区の集合場所への送迎バス（無料）が利用できます。初めて送迎を利用される方は、乗車定員の都合がありますので、必ず市社会福祉協議会までお問い合わせください。帰りのバスは市姫荘を15時30分ごろに出発予定です。

備 考

- ・レクリエーション終了後は帰りのバスの時間まで、昼食を食べたり、市姫荘の浴場（無料）を利用したり、自由に過ごすことができます。
- ・昼食、タオル類は各自でご用意ください。

開催一覧

対象区	開催曜日	時 間	送迎
吉崎地区、北潟地区、山方地区、温泉地区 細呂木A地区（滝区、青ノ木区、宮谷区、坂口区、蓮ヶ浦区、 細呂木区、橋屋区、樋山区、細呂木駅前区）	1か月に 1回～2回 火曜日 もしくは 金曜日	10時～15時30分	○
波松地区、細呂木B地区（山西方寺区、柿原区、山十楽区、指 中区、沢区、嫁威区、日の出区、清王区）			
伊井地区			
劔岳地区、新郷地区、坪江A地区（中川区、東田中区、瓜生区、 南疋田区、北疋田区、次郎丸区、御簾尾区、北野区、北区、前 谷区、上野区）			
里方地区、本荘地区、坪江B地区（笹岡区、熊坂区、下金屋区、 畝市野々区、牛ノ谷区、名泉郷区）	毎月第2水曜日 ※変更の場合有	10時～12時 （レクリエーションのみ）	×
上記以外の金津地区、芦原地区			

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 地域支援グループ 電話 73-2253

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業



あわら市 介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の皆さま
ご近所さんと一緒に
 いちひめそう
市姫荘に来ませんか？



ミュージック
ケア

市姫荘での過ごし方の例

9:00 バス送迎

9:30 受付

10:00 レクリエーション
(脳トレゲーム 軽体操 など)

11:00 自由時間
(昼食 入浴 など)

15:30 バス送迎

参加費 100 円（お茶付）利用地区のバス送迎あり

✿ 地区ごとに利用日が決まっています。（毎月1～2回、火曜日または金曜日）
 広報紙「あわら」（老人福祉センター利用日）にてご確認ください。

✿ ご予約は不要です。 ✿ 昼食は各自でご用意ください。

✿ 浴場を利用できます。タオル類は各自でご用意ください。

✿ 自家用車などで直接お越しいただく事も出来ます。（駐車場あり）

お問い合わせ

あわら市社会福祉協議会

あわら市市姫2-31-6 老人福祉センター市姫荘内 ☎73-2253



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

⑥やすらぎ清間

対象地区	開催場所	開催曜日	時 間	連絡先
全地区	介護予防拠点施設やすらぎ清間 あわら市清間3-22	毎週 木曜日	9時30分～ 15時30分	やすらぎ清間 吉村 博嗣 090-2039-7851

主 催

福井県医療生活協同組合

内 容

健康体操、健康教室、昼食会、レクリエーション、健康チェック、絵手紙、餅つき、花見、新年交流会、水彩画教室、吹矢、カラオケ

参加費

700円（昼食／おやつ代含む）

送 迎

あわら市乗合タクシー（デマンドタクシー）をご利用される方には、タクシー代金をやすらぎ清間が支払います。詳しくは上記の連絡先へお問い合わせください。



チラシの一例



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

⑦なるざフィットネス&サロン

対象地区	開催場所	開催曜日	時 間	連絡先
全地区	リハビリスタジオなるざの森 あわら市二面2丁目301	毎週月・火・ 木・金曜日	13時50分～ 15時50分	77-2251 080-2951-7284

主 催

有限会社なるざ

内 容

フィットネス、健康チェック、レクリエーション、交流

参加費

100円（活動による材料費等は別）

送 迎

なし

※金津、芦原各地区から参加できる広域型サロンです。

※あわら市乗合タクシー（デマンドタクシー）や自家用車でお越しください。

備 考

1日の定員は15名まで



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

☒ 閉じこもらないで外出しましょう
☒ 介護予防になる適度な運動をしましょう
☒ 仲間との交流を楽しみましょう

あわら市 地域介護予防活動支援事業



なるざ フィットネス & サロン

場所：あわら市二面2丁目301
リハビリスタジオ なるざの森



市内どこからでも!!
月1回、月2回、
週1回、週2回、
お試し等、
ご利用回数について
ご相談ください



開催日 月・火・木・金 曜日
(お正月等お休みあり)

開催時間 午後 1:50 ~ 午後 3:50

定員 1日の定員 15名

対象 概ね 65歳以上 の
あわら市 在住 の方

利用料金 1回利用 あたり 100円
(活動による材料費等は別)



森のカフェ
で、一息して

●送迎はありません
お越しになるために
下記を参考にしてください

あわら市 乗り合いタクシー (デマンド交通)
全ご利用ください
市内約320か所の停留所から
「リハビリスタジオなるざの森」停留所へ

お車で来られる方
建物前駐車場を
ご利用できます

※65歳以上の場合 片道で
1人…………… 400円
2人乗り合い ……200円
3人以上乗り合い・100円

**お問い合わせ
申し込み**

初めの方は
お申し込みが必要です
内容やご利用方法のご確認
お申し込み方法など
お気軽にお聞きください

連絡先 **0776-77-2251**
または **080-2951-7284**
まで

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

（４）あわら市地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション等に関する専門職が、高齢者の残存能力を評価し、改善の可能性について助言する等、ケアマネジャーや介護サービス事業所等における高齢者の自立支援、重度化防止等の取り組みを総合的に支援することを目的としています。

派遣職種

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のほか、看護師、管理栄養士、薬剤師、歯科衛生士等、地域包括支援センターが適当と認める職種（以下「リハビリ等専門職」という。）が派遣されます。

実施内容

１ ケアマネジメント支援

①対象者

あわら市内の利用者（要介護認定者・要支援認定者・基本チェックリスト該当者）を担当する坂井地区居宅介護支援事業所のケアマネジャー及び地域包括支援センター職員が対象です。

②支援内容

（ア）アセスメント（課題抽出）時の同行訪問

リハビリテーションの視点を取り入れたアセスメントにより、利用者の生活課題をより適切かつ明確に把握し、その課題解決に向けた利用者の日常生活に即した具体的で実現可能性の高いケアプランの作成につなげます。

（イ）モニタリング時の同行訪問

サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化など継続的に把握する中で、よりの確な状態像の評価を行います。

（ウ）評価時の同行訪問

目標の達成状況の評価にリハビリ専門職等の視点を加え、よりの確な状態像の評価及び次の段階へつながる自立支援に重点を置いた評価を行います。

③利用回数

１ケースにつき、アセスメント・モニタリング・評価時の３回までとします。

２ 介護サービス事業所支援

①派遣対象事業所

あわら市内の通所介護（認知症対応型も含む）、訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設等の指定介護保険サービス事業所または指定総合事業の事業所であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業所

(a) 派遣目的に合致するリハビリ等専門職が配置されていない事業所であること。

(b) 利用者の生活機能の維持・向上、自立支援に資する取組をする事業所であること。

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

②支援内容

各事業所職員の技能向上、利用者の介護予防及び要介護（要支援）状態の改善を図ることを目的として、各事業所にリハビリ等専門職を派遣し、運動機能等の維持向上に向けた次に掲げる技術的指導、助言等の支援を行います。

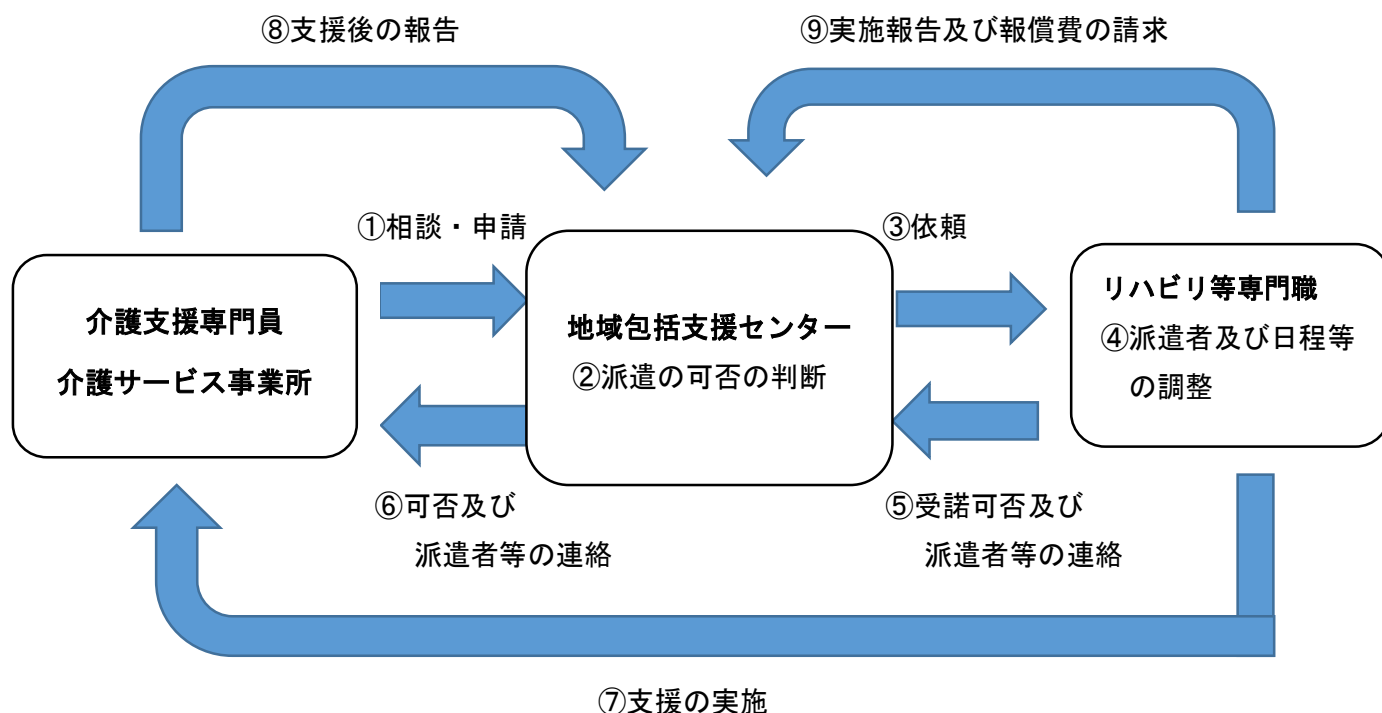
- (a) 集団・個別のリハビリ方法等の講習
- (b) 利用者の支援に関する指導・助言
- (c) その他、地域包括支援センターが適当と認めるもの

③利用回数

1年度あたり、1事業所1回までとします。

申請から利用までの流れ

地域包括支援センターへご相談ください。



費用

無料

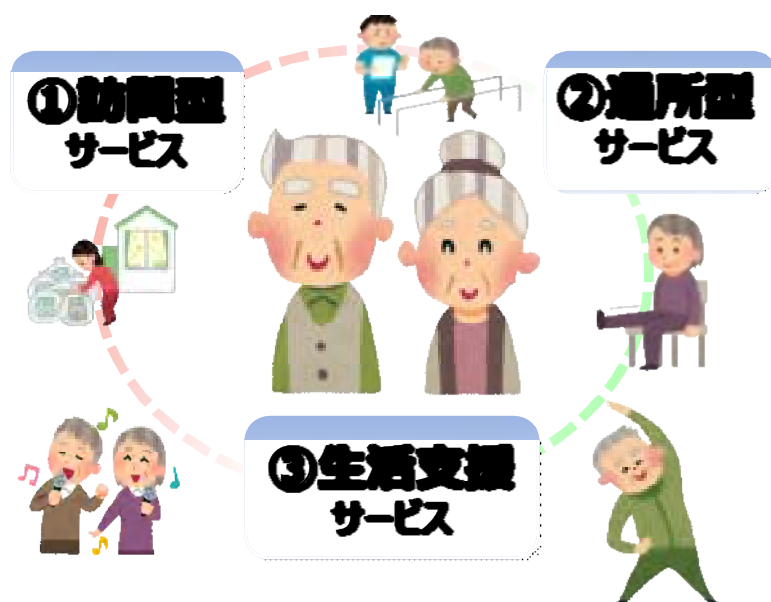
【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター 電話 73-8046

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加えて住民主体の支援等も含め、多様なサービスを総合事業の対象として支援します。



利用方法

訪問型サービス、通所型サービスのみの利用であれば、健康チェックリストに回答し、心身機能の低下が認められた場合は、介護認定を受けずにサービスを利用することができます。

(※介護保険第2号被保険者である40歳以上64歳以下の方は除きます)。

利用継続の上で、更新の申請は必要なく、サービスが利用できます。

サービスの利用にはケアマネジャーが必要となりますので、地域包括支援センターにご相談ください。

申請方法

地域包括支援センターの窓口にて申請を受け付けます。その際、健康チェックリストにて健康状態を把握します。

費用負担

- ・利用者の方は、サービス料金の自己負担があります。
- ・基本的に1割負担ですが、一定以上の所得がある方は2割または3割負担となります。申請した際に発行される負担割合証をご確認ください。
- ・通所型サービスの食事代・入浴代など、実費となる場合があります。詳細については、担当のケアマネジャーにご相談ください。

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

①訪問型サービス（自宅で受けるサービス）

サービスの種別	現行のサービス		新しいサービス
	ホームヘルプサービス（従来型） （専門職による支援）	ホームヘルプサービス A （生活援助のみ）	ホームヘルプサービス B （住民主体型）
サービスの内容	○身体介護 ・食事や入浴の介助・見守りなど  ○生活援助 ・買い物 ・調理（病気や栄養に配慮） ・洗濯 ・掃除 ・服薬確認 など ※体調や意欲に合わせて、本人と一緒に家事に取り組みます	○生活援助 ・買い物 ・調理（病気や栄養に配慮） ・洗濯 ・掃除 など ※身体介護は行いませんが、体調の確認や生活面の見守り等を支援します 	○シルバー人材センターの会員による簡易な生活援助 ・買い物 ・一般的な調理 ・洗濯 ・掃除 ・ゴミ出し など シルバーちょこっとサービス 
対象者	病気、身体機能や認知機能の低下等がみられ、医療や介護の専門的な配慮が必要で、かつ家事や身の回りのことがひとりでは危うい、または出来ない方。 ※同居家族がおられる場合は、対象とならないこともあります。		病気、身体機能や認知機能の低下等がみられても、簡易な生活支援で日常生活が維持できる方。
自己負担の目安（1割）※	週1回 268円/回（月4回まで） ※月5回以上 月額1,176円 週2回 272円/回（月8回まで） ※月9回以上 月額2,349円 週3回 287円/回（月12回まで） ※月13回以上 月額3,727円 ※初回加算あり	原則 週2回まで 20分以上45分未満：181円 45分以上：223円 利用にあたっては、限度額、回数の上限があります。 詳細については、担当のケアマネジャーにご相談ください。	原則 週2回まで 60分以内：150円

注意 ※従来型・ホームヘルプサービスAは、一定以上の所得がある方は2割または3割負担となります。負担割合証をご確認下さい。
※従来型・ホームヘルプサービスA・ホームヘルプサービスBの併用はできません。

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

ホームヘルプサービスB（シルバーちょっとサービス）

ホームヘルプサービスBは、あわら市が独自で実施する住民主体型の訪問型サービスです。

対象者

以下の①～③のすべてに該当する方が対象です。

①介護保険の要支援認定または事業対象認定の方

※認定がない方は、健康チェックリストにて対象となるか判断します。

②病気や身体機能・認知機能の低下等がみられても、簡易な生活支援で日常生活が維持できる方

③本事業のホームヘルプサービス（従来型・サービスA）を利用していない方

内 容

シルバー人材センター会員が、介護や医療等の専門的な知識を要さない簡易な生活援助を行います。早朝のゴミ出し、土日・祝日も柔軟に対応します。

①屋内清掃（寝室・トイレ・食卓など、本人が日常的に使用する箇所の掃除や片付け）

②買い物（日用品の買い物や処方箋のある薬の受取り、品物及び釣り銭の確認を含む）

③洗濯（乾燥・取込み及び収納を含む）

④料理（治療や栄養に配慮した献立は除く、一般的な調理や温めなど）

⑤ゴミ出し（分別も含む）

⑥電球の交換

⑦布団干し

⑧ベッドメイキング（シーツや布団カバーの交換）

⑨灯油入れ



自己負担額

1回60分以内 150円 （原則：週2回まで）

申請から利用までの流れ

①担当ケアマネジャー、またはあわら地域包括支援センターへご相談ください。

②ケアマネジャーによるアセスメントを実施し、ケアプランに沿ってサービスの利用が開始となります。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター 電話 73-8046

（委託）公益社団法人あわら市シルバー人材センター 電話 97-6088



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

②通所型サービス（事業所で受けるサービス）

サービスの種別	専門的支援のある デイサービス (従来型)	人との交流や予防目的 デイサービス A (週1日の半日利用)
サービスの内容	○リハビリ ○食事 ○入浴 ○送迎 など 	○簡単な体操 ○レクリエーション ○送迎 ※利用時間はおおよそ半日 (食事、入浴の提供は、事業所によって異なります) 
対象者	身体機能や認知の機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な方	閉じこもりや物忘れ予防、交流を目的とする方
自己負担の目安 (1割)※	週1回 384円/回 (月4回まで) ※月5回以上 月額1,672円 週2回 395円/回 (月8回まで) ※月9回以上 月額3,428円 + 食事代は実費 ※運動器・口腔機能向上及び栄養改善 加算あり	週1回までの利用 1回 300円 + 食事・入浴代は実費

利用にあたっては、限度額、回数の上限があります。
詳細については、担当のケアマネジャーにご相談ください。

注意 ※一定以上の所得がある方は2割または3割負担となります。負担割合証をご確認ください。
※従来型とデイサービスAの併用はできません。

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

①訪問型サービスと②通所型サービスの事業所一覧

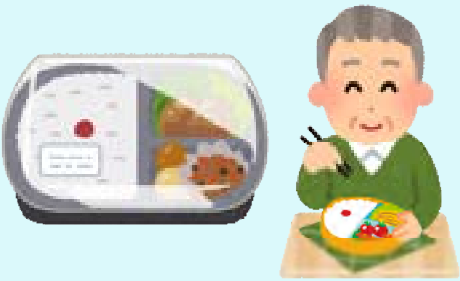
訪問型サービス（ホームヘルプサービス）事業所 2021.8.1現在						
No.	事業所名	所在地	電話	専門的支援 ホームヘルプサービス	生活援助のみ ホームヘルプサービスA	住民主体型 ホームヘルプサービスB
1	あわら市金津雲雀ヶ丘寮 訪問介護事業所	あわら市春宮 3丁目28-21	73-5445	●	●	
2	あわら市シルバー人材センター	あわら市国影 13-13	97-6088			●
3	加納訪問サービス	あわら市花乃杜 1丁目2-39	73-5001	●	●	
4	ケアハイツ ヘルパーステーション	あわら市横垣 18-11	77-3600	●	●	
5	坂井地区医師会 ヘルパーステーション	あわら市東善寺 5-27 坂井地区医師会館	73-8390	●	●	
6	ハスの実 ヘルパーステーションともに	あわら市大溝 2丁目25-1	73-3100	●		
7	訪問介護事業所 ケアサービスつるかめ	あわら市市姫 2丁目1-10	73-8418	●	●	

通所型サービス（デイサービス）事業所一覧 2021.8.1現在						
No.	事業所名	所在地	電話	専門的支援 デイサービス	人との交流や予防目的	
					週1回半日利用 デイサービスA	短期集中 デイサービスC
1	あわら市金津雲雀ヶ丘寮 デイサービスセンター	あわら市春宮 3丁目28-21	73-0144	●		休 止 中
2	芦原メロン苑 デイサービスセンター	あわら市井江蔭 50-18	78-7880	●		
3	ウエルネス木村	あわら市自由ヶ丘 2丁目15-23	73-7788	●		
4	坂井地区医師会 デイサービスセンター	あわら市東善寺 5-27 坂井地区医師会館	73-8710	●	●	
5	デイサービスみんなの家	あわら市春宮 2丁目29-17	73-5666	●	●	
6	なるざSTEP	あわら市二面 2丁目211	77-2242	●		
7	細川接骨院 デイサービスセンター	あわら市滝 7-21	75-1518	●	●	
8	みんなの家 大溝	あわら市大溝 3丁目4-32	73-8555	●		
9	リハビリスタジオなるざの森	あわら市二面 2-301	77-2251	●	●	

※坂井市の事業所も利用することができます。詳しくはあわら地域包括支援センターにお問い合わせ下さい。

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

③生活支援サービス（自宅で受けるサービス）

サービスの種別	配食サービス	生活・介護支援サポーター
サービスの内容	栄養摂取や調理に支障のある高齢者の栄養改善と、安否や健康状態の見守りを目的とした配食サービス (※週1回水曜日のみ 第5週の水曜日・祝日等お休みあり) 	市民ボランティアである生活・介護支援サポーターによる、定期的な安否確認・話し相手・換気や室温などの簡単な環境整備 (※週1回もしくは2回までの訪問) 
対象者	高齢者のみの世帯で、障害・疾病などにより調理が困難で、食に関する支援が必要な方	日中ひとりとなる高齢者 高齢者世帯の方
自己負担の目安	市民税課税世帯 1食 500円 市民税非課税世帯 1食 250円	無料

※「あわら市の地域自立支援-食の自立支援事業(給食サービス)」を参照

※「あわら市の地域自立支援-生活・介護支援サポーター事業」を参照

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター 電話 7 3 - 8 0 4 6

あわら市の地域自立支援

緊急通報体制等整備事業

一人暮らし高齢者世帯等に対して緊急通報装置を貸与し、家庭内の事故等による通報に随時（24 時間・365 日）対応するための体制整備（電話を受け付け、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等）を行います。

また、緊急通報装置を貸与することで、自立した日常生活を営むことができるよう対象者を支援することを目的とし、定期的な安否確認や緊急時の対応を行います。

対象者

65 歳以上で構成される世帯で、世帯員の一人以上が病弱者であり、定期的に安否確認を取る必要がある人が対象です。

機器の仕様、サービス内容

■機器等の仕様

- ・ 固定電話回線使用
- ・ 赤外線センサーによる感知
- ・ 24 時間・365 日オペレーター対応

■サービス内容

- ・ 簡易な操作で通報することができる装置（以下「緊急通報装置」）をお貸しします。
24 時間体制で家庭内の事故や急病等に対応できる体制を整備する他、日頃の定期的な安否確認と各種の相談受付を行います。
- ・ 緊急通報装置は、屋内専用のペンダント形式でも着用が可能です。ごく簡単な操作により緊急事態を受信センターに通報できます。受信センターとの相互会話が可能です。
- ・ 利用者からの緊急通報を受信した場合、24 時間体制で受託業者等が緊急出動します。
必要に応じて、直接、消防署及び医療機関等への連絡調整をします。
- ・ 受信センターにおいて、24 時間体制で利用者からの福祉等の相談を受け付け、必要に応じてサービス提供機関への連絡調整を行います。
- ・ 利用者に対し、ひと月に 1 回以上、電話による安否の確認を行い、確認がとれない場合は、即日中に確認出動を行います。

■対応例

- ・ 救急信号を受信センターが受信。電話で安否を確認とれず、救急車の出動要請をします。
- ・ 委託業者職員が利用者宅を緊急訪問し、救急車要請。親戚等に経過報告をします。

あわら市の地域自立支援

申請から利用までの流れ

- ①市健康長寿課または地域包括支援センター、民生委員までご相談ください。
- ②申請書に基づき利用の可否を決定します。
- ③利用決定通知をお送りします。

■必要書類

- ・緊急通報体制整備事業利用申請書

自己負担額

月 8 4 3 円（偶数月に口座振替）

令和 2 年度受託事業者

協同組合 福祉ふれあいセンター

住所 福井市米松 1 丁目 15-1 米松ビル 2 階

電話 6 0 - 0 0 0 1

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 7 3 - 8 0 2 2



あわら市の地域自立支援

『万が一』に備え緊急通報装置を知ろう！

1ヶ月利用料
843円(消費税込)



緊急通報装置は24時間365日対応しています。

お客様宅



急病やケガをしたら『緊急』ボタンを押しましょう。

(協)福祉ふれあいセンター

必要に応じ救急車を要請します。

同時に警備員も駆けつけます。

お客様が、お身体が辛い時やケガなど緊急事態が発生した場合、緊急通報装置の『緊急』ボタンまたはペンダントのボタンを押すことで、福祉ふれあいセンターに繋がります。警備員がお客様宅へ出動し必要に応じて救急車を要請します。



ペンダント

<ペンダントとは>

装置の緊急ボタンを押さなくてもペンダントのボタンを長押しで、受信センターに繋がります。隊員が駆けつけます。

ご家族の方などに連絡します。

<その他の対応>

- ・健康や日常生活における相談
健康について看護師が対応します。
- ・ふれあいコール
月1回ご利用様にお電話し、体の体調を含めた安否の確認を致します。

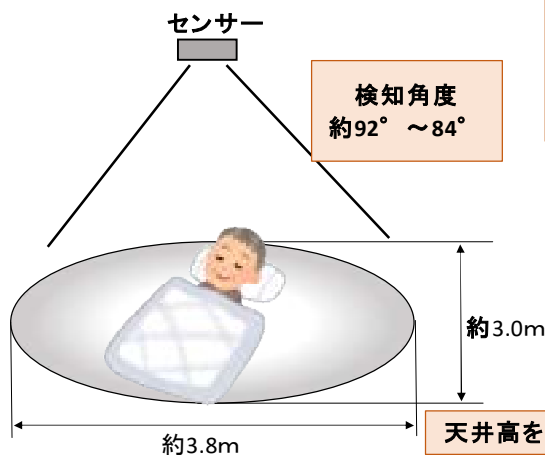
<生活反応センサーとは>

安否送信センサー

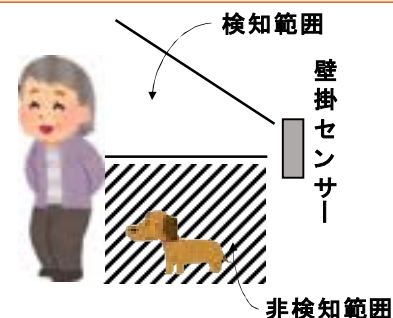


センサーは人の体温の動きを検知し、設定時間内(4:00～11:00)に動きがなければセンターに自動通報します。通報を受けたセンターから利用者宅へ確認の電話をし、無応答なら親族または連絡者に確認します。それでも利用者の安否確認ができなければ利用者宅へ出動します。(センサーの検知時間は各市町村で設定が違います。)

センサー検知範囲



・ペットによる非検知範囲を確保 ※検知誤報を防ぐ
(センサーレンズの半分を遮断し、人を検知するため範囲を制限)



あわら市の地域自立支援

電磁調理器給付事業

心身、住居及び生活の状況から、防火等の配慮が必要と認められる対象者に、一世帯当たり1台の電磁調理器を給付します。

対象者

市民税非課税世帯のうち、以下のいずれの要件に該当する世帯が対象です。

- ・ おおむね 65 歳以上の単身世帯・高齢者のみ世帯
- ・ 心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な高齢者

助成内容

- ・ 助成対象用具：電磁調理器 ※100V 以内（1 人用）のものに限る。
- ・ 助成額：購入額全額

申請から利用までの流れ

※購入された年度内に申請してください。

①申請書と以下の書類を提出してください。

- ・ 領収書（原本）
- ・ 購入された物品の説明書やパンフレット等、型番のわかるもの（コピー可）
- ・ 通帳など振込先が分かるもの（コピー可）

②決定通知書を送付し、後日、助成金を指定の口座にお振り込みします。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 7 3 - 8 0 2 2
あわら地域包括支援センター 電話 7 3 - 8 0 4 6

あわら市の地域自立支援

食の自立支援事業（給食サービス）

定期的に配食サービスを実施するとともに、訪問の際、その安否を確認し、健康状態等に異常があった場合は関係機関への連絡等を行います。

対象者

在宅で単身世帯・高齢者のみの世帯に属し下記のいずれかにあてはまる人が対象です。

■65歳以上で、介護保険の対象にはならないが、低栄養状態のおそれのある人

■65歳以上で要支援・要介護状態、障がい、疾病等により調理が困難で、食に関連する支援が必要な人

内容

- ・毎週水曜日の昼食時に、配食ボランティアがお弁当を対象者の自宅へお届けします。
※水曜日が5回ある月は休みとなる週があります。
※お盆、年末年始、祝日により曜日を変更または休止する場合があります。
- ・11時から12時の間に配達をします。消費期限は当日12時30分です。
- ・弁当は対象者本人に直接お渡しします。配達時に対象者が不在の場合、担当ケアマネジャー等の緊急連絡先に連絡を行います。



弁当の一例



弁当の掛け紙は、メッセージボランティアによる手作りです。

あわら市の地域自立支援

申請から利用までの流れ

- ①地域包括支援センターまたは民生委員・児童委員までご相談ください。
- ②相談者（主に民生委員・児童委員）が、対象者の心身の状況について聞き取り調査（アセスメント）を行い、必要書類を市健康長寿課に提出します。
- ③調査結果に基づき、利用の可否について市が決定します。
- ④利用決定通知をお送りします。

◇必要書類

・食の自立支援事業利用申請書

※要介護認定のない方は健康チェックリストの提出も必要

自己負担額

■市民税課税世帯・・・５００円（１食当たり）

■市民税非課税世帯・・・２５０円（１食当たり）

※毎年６月末に課税、非課税世帯の見直しを行い、７月分より見直し後の自己負担額を適用します。

※利用料は、３か月ごとに口座振替でのお支払いとなります。

※前日１５時以降のキャンセル（前日が土日祝日の場合は前営業日の１７時３０分まで）

及び消費期限までに弁当をお渡しできなかった場合は、キャンセル料（全額）が発生します。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ

電話 ７３－８０２２

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター

電話 ７３－８０４６

（委託）あわら市社会福祉協議会 地域支援グループ

電話 ７３－２２５３



弁当配達の様子

弁当の調理は
ボランティアグループによるものと、
調理業者によるものがあります。

あわら市の地域自立支援

生活・介護支援サポーター事業

生活・介護支援サポーターを養成し、地域住民で高齢者の生活を支え合う地域社会づくりを推進するとともに、活動に参加することによりサポーター自身の介護予防も促進します。

支援の対象者

(1) あわら市在住の、高齢者世帯・日中独居者・介護保険第2号被保険者で要介護認定又は要支援認定を受けた方

(2) その他、あわら市長が利用を認めた方

※介護保険を利用していない方も本事業の利用ができます。

内 容

○サポーターが行う支援活動は、次に掲げる活動とします。

- (1) 安否確認
- (2) 健康チェック
- (3) 環境整備（換気、室温、日当たりの調整、生活用品の交換等）
- (4) 相談援助並びに情報の収集及び提供
- (5) 日常生活行為における援助
- (6) 健康教室等通所事業の利用者サポート活動
- (7) 前各号のほか、市長が特に必要と認めた活動

※ただし、介護保険の給付の対象となるもの、介護予防・日常生活支援サービス事業の他サービス及び車椅子等移動補助具の操作を含む身体介助行為を除きます。

※生活・介護支援サポーター養成講座（「あわらふくし塾」4日間14講座）全てを受講し、あわら市に登録をした方が、サポーターとして支援活動を行っています。

○利用できるのは、平日8時30分から17時30分の間です（土日祝日を除く）。

○利用者1人当たり、1回1時間以内、1週間に2回までとします。

○活動場所は、利用者の自宅（施設は除く）とします。

申請から利用までの流れ

- ①市健康長寿課・地域包括支援センターまでご相談ください。
- ②申請書に基づき利用の可否を決定します。
- ③利用決定通知をお送りします。

■必要書類 生活・介護支援サポーター事業利用申請書

あわら市の地域自立支援

自己負担額

無料

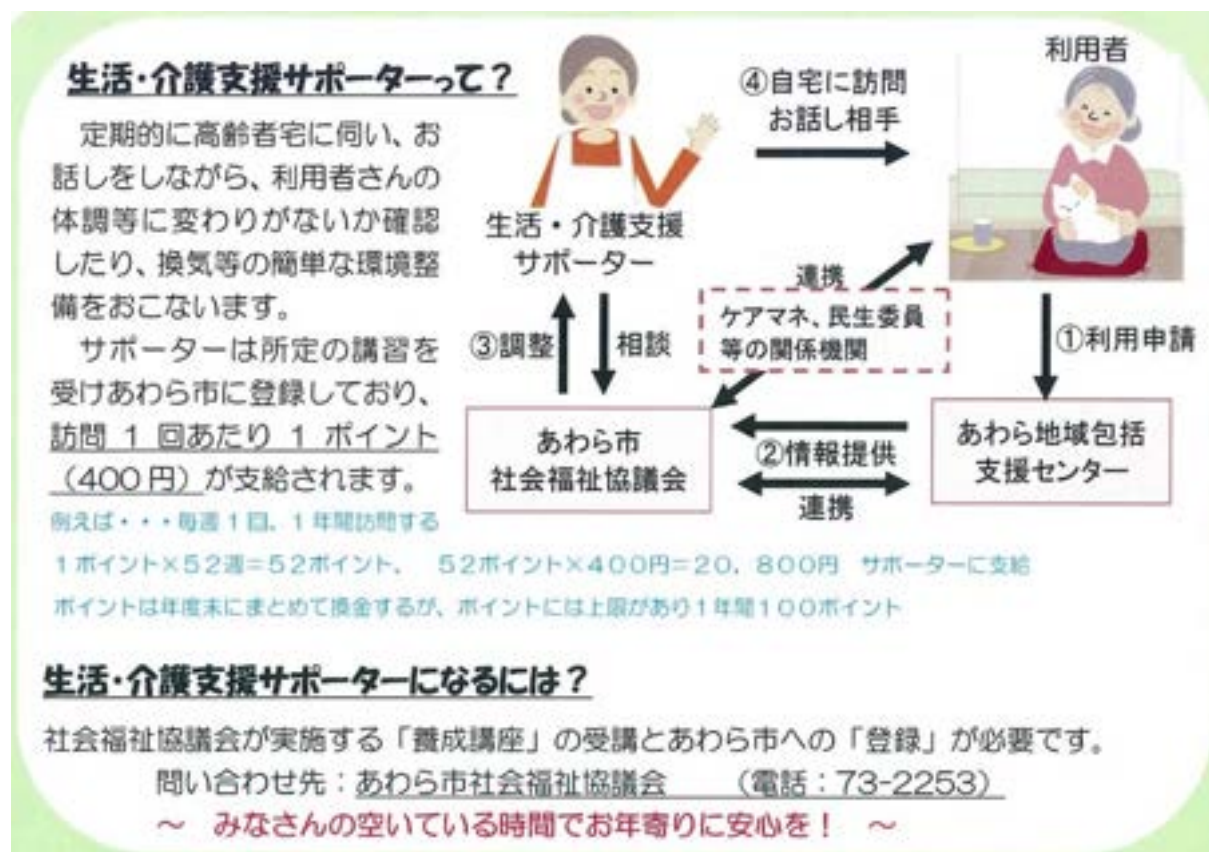
【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 介護支援グループ

電話 73-8022

(委託) あわら市社会福祉協議会 生活支援グループ

電話 73-2253



あわら市の地域自立支援

認知症サポーター養成講座

認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。

対象者

養成講座を希望する一般市民、企業、団体等が対象です。

※市内に在住、在勤または在学する人で構成された１０名以上の団体から開催できます。

内 容

認知症に対する正しい知識と具体的な対策方法等を市民に伝える「キャラバン・メイト」が講師となり、認知症の理解・認知症の予防・認知症の方との接し方などを講義で学びます。

時間は６０分～９０分です。

受講者にはテキストとオレンジリングを配布します。

認知症サポーターを養成する講座の講師依頼や調整、謝礼の支払いは、市健康長寿課が行います。

※会場使用料は自己負担です。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 介護支援グループ 電話 ７３－８０２２



あわら市の地域自立支援

認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としています。

対象者

40 歳以上で在宅生活をしており、かつ認知症が疑われる方、又は認知症の方で以下の 1、2 のいずれかの基準に該当する方を訪問支援の対象者とします。

- 1 医療サービス、介護サービスを受けていない方、または中断している方で以下のいずれかに該当する方
 - (1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない方
 - (2) 継続的な医療サービスを受けていない方
 - (3) 適切な介護保険サービスに結びついていない方
 - (4) 診断されたが介護サービスが中断している方
- 2 医療サービスや介護サービスを受けているが、認知症の行動、心理症状が顕著なため、介護者が対応に困っている方

相談方法

地域包括支援センターにて相談を受け付けています。

相談受付の際には、事業における訪問支援対象者の要件に当てはまるのかを確認します。

対応の流れ

- ①認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医、保健師、社会福祉士で構成しています。
- ②主に保健師、社会福祉士が対象となる方のご自宅を訪問します。
- ③チームでご本人やご家族の状況に合わせた対応方法を検討し、病院受診やサービスの利用、ご家族の介護負担軽減などの初期支援を集中的に（およそ 6 か月間）行います。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター 電話 7 3 - 8 0 4 6

あわら市の地域自立支援

在宅高齢者等除雪支援事業（屋根雪下ろし・住宅前除雪）

自力で除雪することが困難であると認められる高齢者や身体障害者で構成される世帯（以下「高齢者世帯等」）が第三者に依頼して行う除雪に係る費用の一部を助成することにより、高齢者世帯等が安心して生活ができるよう支援します。

対象者

■住宅屋根雪下ろし事業

市民税非課税世帯で、次のいずれかに該当し、かつ、自力による屋根の雪下ろしが困難であると認められるものとします。ただし、別居の親族等により屋根の雪下ろしを行うことができる世帯及び生活保護世帯を除きます。

- ①65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ②身体障害者手帳 3 級以上の交付を受けている者のみで構成される世帯
- ③上記の①の高齢者及び②の障害者のみで構成される世帯
- ④上記の①の高齢者及び②の障害者並びに満 18 歳未満の者のみで構成される世帯
- ⑤上記の①～④に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯

■住宅前除雪事業

市民税非課税世帯で、上記の①～③までのいずれかに該当し、かつ、自力による除雪が困難であると認められるものとします。ただし、別居の親族等により住宅前の除雪を行うことができる世帯及び生活保護世帯を除きます。

内 容

■住宅屋根雪下ろし事業

高齢者世帯等の所在地における積雪がおおむね 60 センチメートル以上である場合に おいて、高齢者世帯等が第三者に住宅の屋根の雪下ろしを依頼し、当該役務に対する対価が発生したときに、当該対価として要した費用の一部を助成します。

■住宅前除雪事業

高齢者世帯等の所在地における積雪がおおむね 30 センチメートル以上である場合において、高齢者世帯等が第三者に住宅の玄関から道路までの除雪を依頼し、当該役務に対する対価が発生したときに、当該対価として要した費用の一部を助成します。

あわら市の地域自立支援

申請から利用までの流れ

①事業所等の第三者に、屋根雪下や住宅前除雪を依頼して料金を支払います。

②申請書ほか関係書類を提出します。

■必要書類

・高齢者世帯等除雪支援事業助成金交付申請書

・在宅の屋根雪下し、または住宅前の雪にかかる支払いが証明できる書類（領収書等）

③指定の口座に助成額が振込みされます。

助成額

■住宅屋根雪下ろし事業における助成額

住宅の屋根の雪下ろし費用の2分の1に相当する額（100円未満に端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）1世帯当たり7,000円を限度とします。

■住宅前除雪事業における助成額

住宅前の除雪に要した費用の2分の1に相当する額（100円未満に端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）1世帯当たり3,000円を限度とします。

※助成金の交付は、それぞれ年1回に限ります。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022



あわら市の地域自立支援

福祉タクシー助成事業（チケット）

在宅で生活している自動車を運転できない重度身体障害者、重度知的障害者、重度精神障害者が、タクシーを利用する際に料金の一部を助成する乗車券を交付します。

平成 30 年 4 月 1 日から、乗車券 1 枚につき 500 円の助成に変わりました。乗車券は、乗車料金を超えない範囲で、乗車 1 回ごとに 2 枚まで利用できます。

対象者

- ①身体障害者手帳 1 級、2 級または 3 級の人
- ②療育手帳 A 1 または福祉手当該当者
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の人

申請方法

毎年 4 月 1 日から受け付けを開始します。

下記の物をお持ちの上、市福祉課の窓口にお越しください。要件を確認の上、乗車券を交付します。ただし、土曜日、日曜日、祝日は交付できません。

- ・あわら市福祉タクシー乗車券交付申請書兼受領書
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳
- ・印鑑

乗車券の交付枚数

対象者 1 人につき、年間 1 冊（36 枚つづり）を交付します。

年度途中に交付申請した場合は、月割りでの枚数を交付します。

申請月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
交付枚数	36 枚	33 枚	30 枚	27 枚	24 枚	21 枚	18 枚	15 枚	12 枚	9 枚	6 枚	3 枚

※乗車券の交付は、年度毎に 1 回に限ります。紛失した場合でも、再交付はできません。

あわら市の地域自立支援

利用できるタクシー会社等一覧

一般タクシー	
あわら観光株式会社	株式会社 金津相互タクシー
有限会社 高橋タクシー	ケイカン交通株式会社
都タクシー株式会社	有限会社 温泉タクシー
福井都タクシー株式会社	福井タクシー株式会社
福井交通株式会社	福井県タクシー協会に加盟している事業者

介護タクシー	
グローブ 21	ほっとさーぶ
おでかけサポーター「エンゼル」	たかの介護タクシー
あおやま介護タクシー	株式会社夕陽
かもめ CareTaxi	福井県タクシー協会に加盟している事業者

※介護タクシーとは、ヘルパーの資格と併せて、普通第2種免許の資格を持つスタッフが送迎をするサービスです。車両への乗降時の介助、ベッドから車椅子への移乗、病院（受付）までの付き添い介助も行います。

※料金、距離制運賃、時間制運賃、運賃割引など詳細については、必ず事業所に問い合わせをして情報を確認してください。

【お問い合わせ先】

あわら市福祉課 福祉総務グループ 電話 73-8020

あわら市の地域自立支援

あわら市乗合タクシー（デマンドタクシー）

お近くの停留所から目的地近くの停留所まで、直接お出かけできるシステムです。簡単な登録でどなたでもご利用いただけます。

登録について

①登録申請書に必要事項を記入し、あわら市生活環境課へ提出してください。

※登録申請書は市生活環境課、芦原分室、市内の公民館にあります。

あわら市のホームページからもダウンロードできます。

②登録証を発行します。

運行について

■運行時間

8時から17時まで

※ただし、障害者の通勤利用に限り、7時からの運行となります。

■当日の予約受付時間

8時から16時20分まで

■運行曜日

月曜日から土曜日（日曜日、祝日、年末年始12月29日から1月3日は運休）

利用方法

乗車する前に乗合タクシーの登録申請が必要です。

停留所等のご利用に関する詳細につきましては、生活環境課にお問い合わせください。

配車の予約は、予約センター0120-548-928へ電話してください。

あわら市の地域自立支援

利用料金および割引について

区分	1人で乗車	2人で乗車	3人以上で乗車
大人（一般）	600円	300円	200円
65歳以上の高齢者 小児（小学生） 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	400円	200円	100円

■割引について

- ・65歳以上で運転免許を自主返納された方等は、福井県公安委員会から発行される「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」のコピーを生活環境課に提出すると、100円引きで利用できるようになります。
- ・JR定期券、京福バス定期券、えちぜん鉄道定期券の利用者は、定期券を乗車員に提示すると100円引きで利用できます。

※上記割引を重複して受けることは出来ません。

※3人以上で乗車の場合は、上記割引の適用外となります。

利用上の注意

- ・停留所以外での乗車／降車はできません。
（用事を済ませるため、一時下車して車両を待機させることもできません。）
- ・予約した時間までに停留所でお待ちください。
（予約時間を過ぎても乗車停留所にいない場合や連絡がつかない場合はキャンセルとなります。）
- ・予約をせず、到着した乗合タクシーに乗車することはできません。
- ・予約した内容に変更がある場合やキャンセルする場合はすぐに予約センターへお電話ください。
- ・一人でご予約した場合でも、他の人と乗り合うことがあります。
- ・状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

あわら市生活環境課 生活グループ 電話 73-8017

あわら市の地域自立支援

予約方法

乗車予定日の1週間前から1時間前まで受け付けます。
ただし、病院・医院・歯科・整骨（接骨）院からの予約に限り40分前まで受け付けます。当日の予約受付時間は午前8時から午後4時20分までです。

◆予約の仕方◆

予約センター電話番号 0120-548928 こよやくには（予約センター）へ電話します。



◆利用上の注意◆

- ・ 停留所以外での乗車・降車はできません。
(用事を済ませるため、一時下車して車両を待機させることもできません。)
- ・ 予約した時間までに停留所でお待ちください。
(時間厳守をお願いします。予約時間を過ぎても乗車停留所にいない場合や連絡がつかない場合はキャンセルとなります。)
- ・ 予約をせず、到着した乗合タクシーに乗車することはできません。
- ・ 予約した内容に変更がある場合やキャンセルする場合はすぐに予約センターへお電話ください。
- ・ 一人でご予約した場合でも、他の人と乗合することがあります。
- ・ 状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご注意ください。

あわら市のその他の事業

老人福祉センター市姫荘のお風呂

高齢者等の健康維持・増進のため、入浴施設を運営しています。

対象者

- ① 60歳以上のあわら市民
- ② その他あわら市長が利用を認めた身体障害者

営業日時

毎週火・水・木・金 13時～15時

※年末年始・祝日及びメンテナンスのための休業を除く

※詳細は「広報あわら」（老人福祉センター利用日）に掲載。

利用料

無料

送 迎

芦原地区の利用者は、送迎ワゴンを利用することができます。

あわら湯のまち駅13時30分発 → 市姫荘13時40分着

市姫荘14時40分発 → あわら湯のまち駅14時50分着

※送迎の途中乗車・途中下車は出来ません。

場 所

あわら市市姫2丁目31-6 老人福祉センター市姫荘

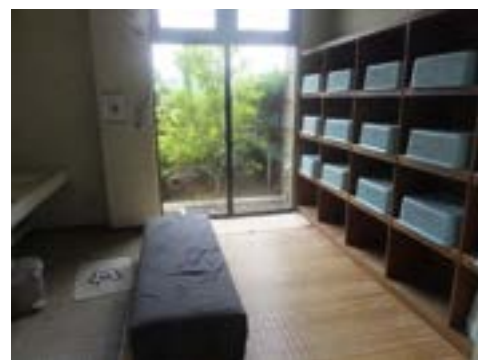
備 考

浴場には固形石鹸と風呂おけ、浴用椅子が備え付けてあります。

タオルやシャンプーは、各自でご持参ください。

貴重品用のロッカーはありません。（貴重品の保管はできません。）

入浴中の見守りはありません。



【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ

電話 73-8022

（指定管理）あわら市社会福祉協議会 総務企画課

電話 73-2253

あわら市社会福祉協議会の事業

あわら市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉活動の推進を目的とした民間組織です。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、それぞれの都道府県、市区町村で設置されています。

社会福祉協議会は、地域に暮らす皆さまのほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

あわら市社会福祉協議会とは

あわら市社会福祉協議会は平成 16 年に芦原町社会福祉協議会と金津町社会福祉協議会が合併し誕生しました。本部に総務企画課、地域福祉課を置き、老人福祉センター市姫荘と金津雲雀ヶ丘寮の 2 つの施設をあわら市より指定管理を受けて運営しています。

事業内容

「認め合い 支え合い みんなが輝く福祉のまちづくり」を基本理念とし、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりのために住民一人ひとりが持てる力をつなぎ合わせ、みんなが輝きとともに生きる地域づくりを目指す「地域福祉活動計画」を策定しています。計画に基づき、次のページから紹介する地域福祉事業を行っています。



あわら市社会福祉協議会の事業

毎日型食事サービス

在宅高齢者等が健康で自立した在宅生活を継続できるよう、昼食を毎日届け、食生活の安定と健康維持、安否確認を行います。

対象者

あわら市に居住し、次に該当する方が対象です。

- ①要介護又は要支援の認定を受けているおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、
本人が調理と買い物が困難な方等
- ②障害手帳保持者で、本人及び家族が調理と買い物が困難な方等

内 容

昼食を毎日届け、本人への手渡しにより食生活の安定と健康維持、安否確認を行います。
元日（1月1日）の配達を除きます。きざみ食の対応も可能です。

利用料

1食につき500円 副食（おかず）のみ450円

前日16時以降や当日のキャンセルは、キャンセル料が発生します。

申請からサービス利用までの流れ

- ①利用申請書に記入し、担当ケアマネジャーを通して申し込んでください。
- ②食事サービス担当者や担当ケアマネジャーと一緒に申込者宅を訪問し、事前調査を行います。
- ③調査結果を検討し、サービス利用の可否を決定します。

【お申し込み先・お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 金津雲雀ヶ丘寮 電話73-0144



あわら市社会福祉協議会の事業

毎日型食事サービス 献立例

普通食



切り芋の磯和え

漬物

豚のロースカツ

きんぴらごぼう

果物
(梨)

エビシュウマイ



きざみ食



ごはん 180g・・・297kcal

おかずのみ・・・404kcal

あわら市社会福祉協議会の事業

ひばりヶ丘ステーション（福祉有償運送）

対象者

あわら市内に居住し、公共交通機関を単独で利用することが困難であり、他からの移送支援が得られない方（原則）が対象です。

- ①介護保険法第19条にいう「要介護認定者」または「要支援認定者」
- ②身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」
- ③その他肢体不自由、内部障害（人工透析含む）、知的障害者、精神障害者、他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する方等

内 容

- ・運 行 日 国民の休日、年末年始を除く毎週月曜日から金曜日まで
 - ・運行時間 9時から17時
 - ・運行範囲 ひばりヶ丘ステーション(金津雲雀ヶ丘寮)から40km以内の区域
 - ・運 行 先 病院、銀行、郵便局、市役所、ショッピングセンターなど
- ※車いす、リクライニング車いす対応可。
※利用には事前予約が必要です。

申請からサービス利用までの流れ

- ①まず金津雲雀ヶ丘寮までご相談ください。
- ②会員登録票の提出と会員登録料2,500円の納付を行い、利用契約を締結します。

利用料

下記費用を合算したものが利用料となります。

- ・基本料金
走行距離1kmにつき130円
※走行距離は、金津雲雀ヶ丘寮（出庫）→利用者宅→目的地→金津雲雀ヶ丘寮（入庫）までのルートで計算します。
- ・待機料金
30分まで300円（待機を希望される方のみ）

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 金津雲雀ヶ丘寮 電話73-0144



あわら市社会福祉協議会の事業

ボランティアセンター

ボランティアに関するさまざまな相談・情報提供を行い、活動している個人や団体の支援を行っています。

活動中の事故などを補償するためのボランティア活動保険の加入手続きを行ったり、ボランティア養成講座などを開催したり、ボランティア活動が活発になるように努めています。

また、災害が発生した際にはボランティア活動を円滑に進めるための拠点として災害ボランティアセンターを設置します。

事業内容

①ボランティア活動の支援

ボランティアに関する相談や情報提供を行います。

ボランティア活動例 手話、点訳、音訳、古切手収集、絵本の読み聞かせ、
給食サービスの調理、配達、お弁当のメッセージ作成
福祉施設利用者に向けた年賀状や暑中見舞いハガキの作成や
傾聴、折り紙 など

②ボランティア保険の加入手続き

ボランティア活動中のケガや事故に対して補償する保険です。

金額は保険のプランや種類によって異なります。

③ボランティアの養成

ボランティア養成講座を行うほか、ボランティア団体が独自で行う講座を支援します。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 地域支援グループ 電話 73-2253

ボランティア「ふみの会」(年賀状作成)



あわらし社会福祉協議会の事業

心配ごと相談・無料法律相談

対象者

あわらし市民

内 容

■心配ごと相談

- ・偶数月は隔週月曜日、奇数月は隔週水曜日に13時から16時まで、市姫荘と湯のまち公民館で交互に開催しています。
- ・研修を受けた民生委員・児童委員が相談員となり、日常生活上の心配ごとについて相談することができます。
- ・開催日程・会場は、「広報あわら」や社協だより「ひだまり」に掲載します。

■無料法律相談

- ・相談は予約制で1人20分間です。
- ・毎月1回、偶数月は月曜日、奇数月は水曜日に、13時から16時まで市姫荘と湯のまち公民館で交互に開催します。
- ・福井弁護士会から紹介された弁護士に法律上の問題について相談ができます。
- ・開催日程・会場は、「広報あわら」や社協だより「ひだまり」に掲載します。

利用方法

■心配ごと相談…予約は不要です。開催日にご来所ください。

■無料法律相談…事前にご予約が必要です。下記お問い合わせ先まで、電話にてお申し込みください。

利用料

無料

【お問い合わせ先】

あわらし社会福祉協議会 生活支援グループ 電話 73-2253



あわら市社会福祉協議会の事業

生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、さまざまな理由により生活上の困りごとを抱えている方に寄り添い、一緒に考え、自立に向けた支援をします。

対象者

- ・生活に困窮している方
- ・定職に就けない方

内 容

収入が不安定である、家計管理ができない、家族間や親子間で問題を抱えている、人とうまくつき合えず定職に就けないなど、様々な問題で生活に困っている人に対して包括的・継続的・個別的に支援します。

また、家計状況を「家計計画表」等にまとめ、家計運営の視点から必要な情報提供や専門的な助言・提案を行い、家計改善に向けた支援を行います。

申請からサービス利用までの流れ

- ①市社会福祉協議会までご相談ください。
- ②支援員が個別に相談を受けて、どのような支援が必要か一緒に考えます。
- ③支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援をします。
- ④必要に応じて、家庭訪問や関係機関への同行支援をします。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 生活支援グループ 電話 7 3 - 2 2 5 3

あわら市社会福祉協議会の事業

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症、知的障がい、精神障がい等のため判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で自立して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等の支援を行います。

対象者

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が対象です。
※本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容を理解できる方が利用できます。

サービス内容

契約に基づく支援計画に沿って、福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かり等の支援を行います。

■主な援助内容

- ・福祉サービスの利用援助
- ・苦情解決制度の援助
- ・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助
- ・預金の払い戻し、預金の預け入れ、預金の解約の手続き等
- ・利用者の日常生活費の管理（日常的な金銭管理）
- ・定期的な訪問による生活変化の察知

※身体的介護、介助は行いません。

申請からサービス利用までの流れ

- ①市社会福祉協議会までご相談ください。
- ②専門員が自宅や施設、病院などへご相談に伺います。
- ③お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります。
- ④利用者と福井県社会福祉協議会とあわら市社会福祉協議会との間で利用契約を結びます。
- ⑤支援計画に沿って生活支援員が訪問し、福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。

自己負担額

契約前の相談や支援計画の作成などにかかる費用は無料ですが、契約後の利用は料金がかかります。

■1回1時間以内の訪問 1, 200円（1時間を超える場合は30分ごとに600円）

■金融機関の貸金庫を利用して書類等を預かる場合 500円／月

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 生活支援グループ 電話 73-2253



あわらし社会福祉協議会の事業

成年後見センター

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

あわらし社会福祉協議会では法人が成年後見人等になり、親族等が個人で選任された場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行っています。

対象者

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が低下した方が対象です。

事業内容

成年後見センターを運営しているあわらし社会福祉協議会が、家庭裁判所から「成年後見人」に選任され、本人の支援を行います。

■業務内容

- ・法人後見の受任
- ・成年後見制度に関する相談・支援
- ・成年後見制度の広報・啓発
- ・市民後見人・法人後見支援員の養成及び研修
- ・関係機関との連携

■運営体制

市社会福祉協議会に成年後見センターの事務局を設置し、事業を行っています。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政、民生委員・児童委員、県社会福祉協議会等の関係者で「法人後見運営委員会」を組織し、事業の透明性や公平性、専門性を図っています。

申請からサービス利用までの流れ

- ①市社会福祉協議会までご相談ください。
- ②法人後見運営委員会で申立について審査を行います。
- ③家庭裁判所へ書類を提出し、受理面談を行います。
- ④家庭裁判所より選任を受けます。
- ⑤支援を開始します。

自己負担額

相談は無料です。

申立てに必要な収入印紙代や登記手数料等は自己負担となります。（条件により費用の補助を受けられることがあります）

また、後見人への報酬は、家庭裁判所が本人の収入など支払い能力に応じて決定します。

【お問い合わせ先】

あわらし社会福祉協議会 生活支援グループ 電話 73-2253

あわら市社会福祉協議会の事業

生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障害者や介護を必要とする高齢者のいる世帯に対して資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。

対象者

市内在住（居住地と住民票が同一）の低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯が対象です。

内 容

貸付には具体的な使用目的が必要で、資金の種類ごとに条件や基準等を満たす必要があります。詳細は市社会福祉協議会までお問い合わせください。

■資金の種類

- ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- ・教育支援資金（教育支援費、就学支援費）
- ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

※またこの他に、緊急に支援が必要な方に対し、当面の生活に必要な経費や医療費、食糧等の給付も条件に応じて行っています。

■貸付条件

- ・個人ではなく世帯に対して貸付します。申請者は世帯主（生計中心者）になります。
- ・民生委員の相談支援が必要となります。
- ・生活困窮者自立相談支援制度の利用が必要となる場合があります。
- ・他の貸付制度が優先されます。
- ・既に購入、注文済みや支払済みの経費は対象となりません。

■連帯保証人

原則として連帯保証人が必要となります。連帯保証人が立てられない場合でも申込みをすることができますが、利子が加算されます。また、本事業を利用している方は、連帯保証人になることはできません。

申請から利用までの流れ

- ①市社会福祉協議会または民生委員・児童委員にご相談ください。
- ②必要な申請書類等を提出後、福井県社会福祉協議会が貸付の審査、決定を行います。
- ③貸付決定となった場合は、福井県社会福祉協議会に借用書を提出後に貸付金を交付します。
- ④据置期間後、返済計画に基づき返済開始になります。
- ⑤返済完了後、借用書をお返しします。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 生活支援グループ 電話 73-2253

あわらし市社会福祉協議会の事業

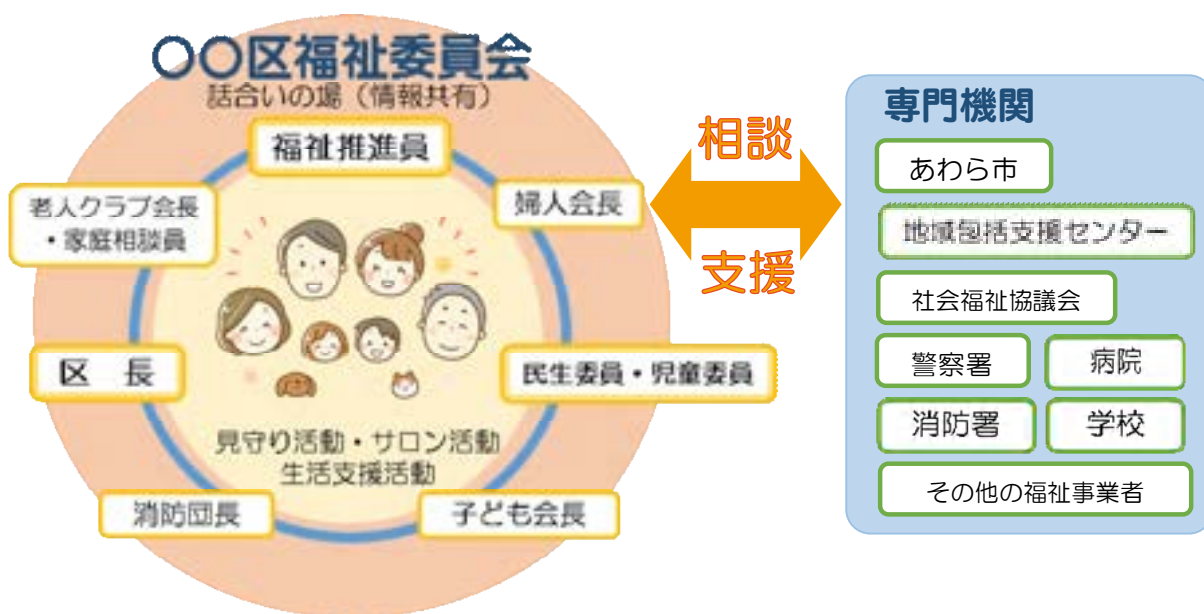
福祉委員会

市社会福祉協議会では、地域での福祉活動や、支援体制づくりの組織化、ネットワークづくりを支援しています。住民同士の連携を深める組織「福祉委員会」を設置・活動する行政区に対して、助成や活動支援を行っています。令和3年4月1日現在、市内129行政区中33行政区で福祉委員会が立ち上がっています。

事業内容

区長、民生委員・児童委員、福祉推進員を必ず入れた5人以上（40世帯以下の行政区は3人以上）で構成する福祉委員会を設置し、住民が主体となって活動を行います。サロンなどの居場所づくりや心配な方の見守り、ゴミ出しなどの生活支援活動のほか、災害発生時の要援護者への支援体制づくり、福祉マップを活用した見守り活動など、委員会ごとに独自の福祉活動を行っています。

福祉委員会活動の中で支援が必要なケースを発見した場合に専門機関への相談へとつなげる、逆に専門機関側から福祉委員会側へ見守りや支援を依頼するといった、地域と専門機関とが相互に協力し合うセーフティネットの一つになることをイメージしています。



あわらし市社会福祉協議会の事業

福祉委員会を立ち上げている行政区（令和3年4月1日現在、立ち上げ年度を記載）

温泉地区 2区／5区	
舟津温泉区	平成26年度～
西温泉区	平成26年度～
山方里方地区 2区／15区	
舟津区	平成29年度～
二面区	令和元年度～
本荘地区 1区／13区	
中番区	平成29年度～
新郷地区 2区／6区	
河水苑区	平成29年度～
中浜区	平成27年度～
北潟地区 2区／5区	
北潟東区	平成30年度～
富津区	平成30年度～
波松地区 2区／5区	
波松区	平成29年度～
番堂野区	平成28年度～

金津地区 7区／26区	
新区	平成26年度～
古区	平成25年度～
東区	平成26年度～
旭区	平成25年度～
中央区	平成27年度～
北稲越区	平成26年度～
桜ヶ丘区	平成25年度～
伊井地区 3区／9区	
伊井区	平成27年度～
菅野区	令和元年度～
池口区	令和元年度～
坪江地区 3区／17区	
北区	平成25年度～
熊坂区	平成25年度～
名泉郷区	平成26年度～
剣岳地区 2区／7区	
東山区	平成28年度～
後山区	平成28年度～
細呂木地区 5区／19区	
山室区	令和元年度～
高塚区	平成28年度～
山西方寺区	平成29年度～
柿原区	平成27年度～
沢区	平成28年度～
吉崎地区 2区／2区	
吉崎1区	平成27年度～
吉崎2区	平成27年度～

※隣りあう区同士が共同で福祉委員会を立ち上げているところがあります。

※休止中の福祉委員会があります。



サロン活動（食事会）



生活支援活動（高齢者宅の草刈り）

あわら市社会福祉協議会の事業

助成額

福祉委員会活動を行う行政区等に対し、下記の助成事業を設けています。

①福祉委員会スタート事業

福祉委員会をこれから立ち上げる行政区が対象です。

- ・助成額 30,000円（上限額） 助成率 100%

②福祉委員会活動強化事業

福祉委員会スタート事業を終了した行政区が対象です。

- ・助成額 20,000円から 助成率 100%

③通所型介護予防（住民主体型）事業

サロン活動や生活支援活動を行う行政区や団体が対象です。

- ・サロン活動 開催回数×5,000円（上限120,000円）
- ・生活支援活動 100,000円（上限額）

※助成の条件や対象経費は事業によって異なります。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 地域支援グループ 電話 73-2253

あわらし社会福祉協議会の事業

福祉推進員

市社会福祉協議会では、各行政区で見守り活動を担う「福祉推進員」を区長から推薦を受け、委嘱しています。

役 割

福祉推進員は、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、見守りが必要な人や家庭の「困った」にいち早く気づき、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会などの関係機関につなぐアンテナ役です。

また、区長や民生委員・児童委員と協働して、区の福祉問題に取り組む体制を作っていく役割も担っています。

活動内容

- ①日頃の見守り活動から福祉問題を早期に発見
- ②福祉問題を発見した場合は区長や民生委員・児童委員等の関係者と協力・連携
- ③区の福祉活動や社会福祉協議会の事業に参加・協力
- ④活動に関する講座や交流会への参加

【お問い合わせ先】

あわらし社会福祉協議会 地域支援グループ 電話 7 3 - 2 2 5 3



あわら市の老人クラブ

老人クラブとは

老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織です。仲間づくり、生きがい・健康づくりを通じて、「生活を豊かにする楽しい活動」や、知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組んでいます。

また、老人クラブは、相互の連絡調整や協働した活動を実施するために、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階に、それぞれ連合会を組織しています。

老人クラブの歴史

戦後荒廃した社会において、“老後の幸せは自らの手で開こう”とする先覚者たちが、老後に不安を感じている老友や、老後の問題に関心を寄せる人々に呼びかけ、全国各地で次々に老人クラブを結成していきました。



総会の様子



樹木消毒ボランティアの様子

あわら市の老人クラブ

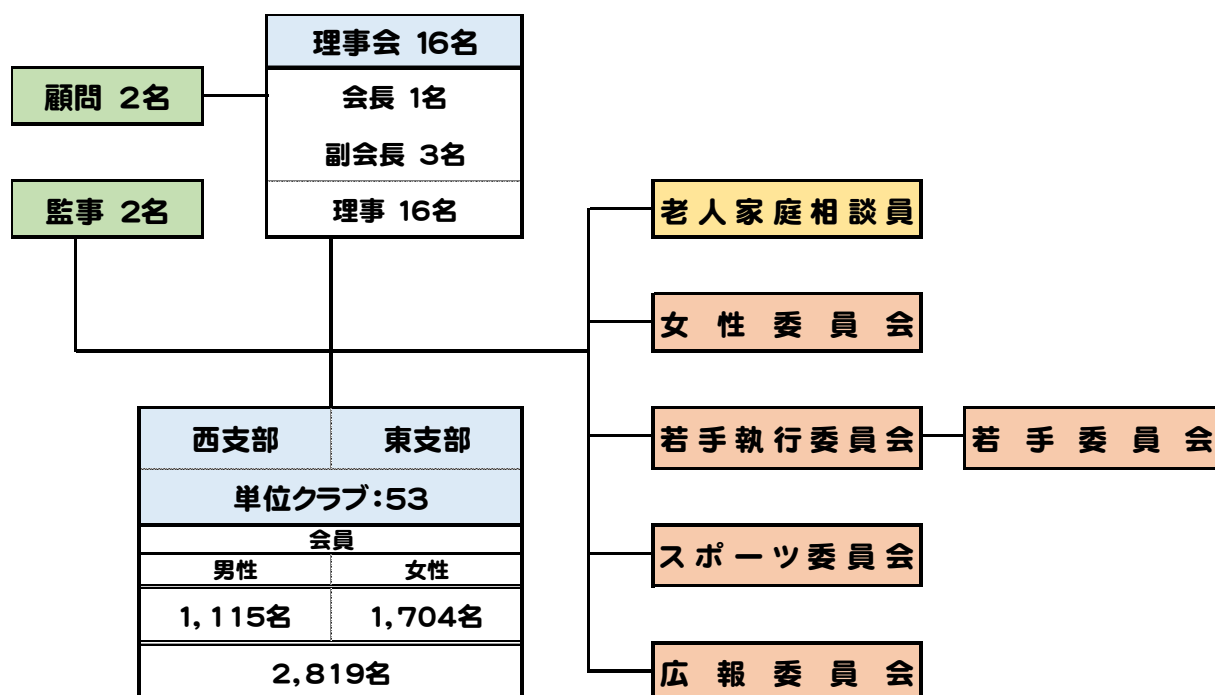
あわら市老人クラブ連合会の組織体制

あわら市老人クラブ連合会は、いくつかの集落がまとまり運営されている 53 の単位老人クラブ(令和3年4月1日現在)で構成された組織です。旧町単位の組織として、西支部(旧芦原町)と東支部(旧金津町)があります。

あわら市老人クラブ連合会は、全ての単位老人クラブ会長が集まる総会をはじめ、理事会、監事会、スポーツ委員会、若手委員会、女性委員会などにより運営され、事務局は市社会福祉協議会が担当しています。

単位老人クラブには、福井県知事から委嘱を受け、見守り活動を行う「老人家庭相談員」が1名設置されています。

組織図



(令和3年4月1日現在)

会員

- おむね 60 歳以上の方を対象としています。
- 会員数は 2,819 名です。(令和3年4月1日現在)

入会

- お住まいの地域の単位老人クラブに加入できます。
- 加入方法は単位老人クラブによって異なりますので、単位老人クラブの役員やあわら市老人クラブ連合会事務局へお問い合わせください。

あわら市の老人クラブ

西支部(旧芦原地区)の単位老人クラブ

単位老人クラブ名	行政区
舟津温泉寿会	舟津温泉
二面温泉第1 いきいき寿会	二面温泉
二面温泉第2 いきいき寿会	
田中温泉寿会	田中温泉
東温泉清寿会	東温泉
西温泉長寿会	西温泉
舟津寿会	舟津
二面福寿会	二面
国影松寿会	国影、新成
里方第1寿会	番田
里方第2寿会	田中々、堀江十楽

単位老人クラブ名	行政区
中番長寿会	中番
下番・玉木 シニアクラブ	下番、玉木
新郷第1老人会	河間、河水苑、 北本堂、角屋
新郷第2老人会	宮前公文、中浜
北潟東第1福寿会	北潟東、富津
北潟東第2福寿会	
北潟東第3福寿会	
北潟西第1福寿会	北潟西、赤尾
北潟西第2福寿会	
浜坂老人会	浜坂
波松第1南老人会	波松
波松第2北老人会	
4区福寿会	城、城新田、 番堂野、十三

※老人クラブがない行政区にお住まいの方で、加入をご検討の方は、
事務局(あわら市社会福祉協議会 7 3 - 2 2 5 3)までお問い合わせください。

あわら市の老人クラブ

東支部(旧金津地区)の単位老人クラブ

単位老人クラブ名	行政区
金津第 1 老人クラブ	新
金津第 2 "	東、北稲越
金津第 3 "	六日
金津第 5 "	古
金津第 7 "	上八日、八日、 下八日
金津第 8 "	十日、脇出、春日、 中央
金津第 9 "	天王、水口
金津第 10 "	旭、新富
金津第 11 "	高塚
金津第 12 "	山室
金津第 13 "	稲荷山、若葉台、 新みどり区
伊井第 1 "	伊井、南稲越、 河原井出、池口
伊井第 3 "	古屋石塚、桑原
伊井第 4 "	菅野

単位老人クラブ名	行政区
坪江第 1 老人クラブ	東田中、瓜生、 南疋田、北疋田、 次郎丸
坪江第 2 "	中川
坪江第 3 "	御簾尾、北野、北、 前谷、上野
坪江第 5 "	熊坂、下金屋
坪江第 6 "	畝市野々、牛ノ谷
坪江第 7 "	名泉郷
劔岳南部 "	東山、後山
劔岳北部 "	清滝、鎌谷、櫛、 権世、権世市野々
細呂木第 1 "	細呂木、橋屋
細呂木第 3 "	指中、沢
細呂木第 4 "	滝、細呂木駅前
細呂木第 5 "	青ノ木、宮谷
細呂木第 6 "	山西方寺、柿原、 嫁威
細呂木第 7 "	山十楽、日の出、 清王
吉 崎 つくしの会	吉崎 1 区、吉崎 2 区

※老人クラブがない行政区にお住まいの方で、加入をご検討の方は、
事務局(あわら市社会福祉協議会 73-2253)までお問い合わせください。

あわら市の老人クラブ

あわら市老人クラブ連合会の活動（事業）

あわら市老人クラブ連合会は、所属する単位老人クラブ全体の活動として、様々な事業を行っています。

主な活動

①スポーツ振興事業

- ・スポーツ大会をはじめ、公式ワナゲやグラウンド・ゴルフ等の大会を開催しています。
- ・公式ワナゲやグラウンド・ゴルフ等のニュースポーツに取り組む単位老人クラブに対して助成をしています。

スポーツ大会



公式ワナゲ大会



②研修会・講座

- ・指導者研修会や女性委員会研修会、若手委員会研修会、老人家庭相談員研修会などのクラブ会長や委員ごとの研修会を開催しています。
- ・その他にも健康増進や生きがいを目的とした講座などを実施しています。

老人家庭相談員研修会



女性委員会お楽しみ交流会



あわら市の老人クラブ

③趣味クラブ活動

老人福祉センター市姫荘や湯のまち公民館などで、カラオケや民謡、囲碁、ゲートボールなど、8つの趣味クラブが活動を行っています。



囲碁クラブ



民謡クラブ

団 体 名	回 数	活 動 場 所
芦原グラウンド・ゴルフ協会	毎 週 月・木 曜 日	国影グラウンド
あわら市囲碁愛好会	毎 週 月～金 曜 日 毎 週 木 曜 日	湯のまち公民館 市姫荘
芦原水仙カラオケクラブ	夏 季：毎 週 土 曜 日 冬 季：毎 週 月 曜 日	湯のまち公民館
金津老人会カラオケ倶楽部	毎 月 第1・3月 曜 日	市姫荘
民謡クラブ水仙会	毎 月 第1・3月 曜 日	市姫荘
西部民謡クラブ	毎 月 第1・3火 曜 日	湯のまち公民館
あわら市ゲートボール協会	毎 月 1～2 回	トリムパークかなづ
筆ペンクラブ	毎 月 第2・4月 曜 日	湯のまち公民館

④友愛活動

老人家庭相談員による一人暮らしや療養中の会員の見守り活動を行っています。また、年末には在宅で療養している会員とその家族へ慰問品を配付しています。

⑤その他の活動

老人福祉センター市姫荘や芦原小学校の樹木消毒、老人福祉センター市姫荘の大掃除等の奉仕活動を行っています。

【お問い合わせ先】

あわら市老人クラブ連合会事務局 （委託先：あわら市社会福祉協議会）
電話 7 3 - 2 2 5 3

あわら市シルバー人材センター

シルバー人材センターとは

- ◎ シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目指しています。
- ◎ シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高齢者に働く場を提供しています。
- ◎ シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、県知事の許可により設立された公益的な団体です。

仕事を依頼したい

- 1 お申し込みは、お電話・センター窓口・ホームページで承っています。
初めてのご利用の時に、お客様の情報を登録します。
申し込み先 電話 97-6088
受付時間 8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
ホームページ <http://www.sjc.ne.jp/awara/>
- 2 お仕事の内容、条件等をお伝えください（日程、期間、時間帯等）。
仕事の内容により現場確認をさせていただきます（危険な作業ではないか、請負・委任契約か派遣契約か等）。必要な場合は、概算見積りをします（無料）。
■利用料金■
【家事支援の場合】1時間当たり 1,045円（令和3年度単価）
延長料金は15分毎に追加料金がかかります（1時間料金×1.25時間 約261円程度加算）。
交通費（車代）は、買い物等の依頼内容によって100円が加算されます。
※仕事の内容により、料金が違いますので、お問い合わせください。
※最低賃金の改定により、利用料金の変更があります。
- 3 ご依頼の内容、条件で作業できる会員を探します。
会員が見つかりましたら、お客様とセンターで契約を締結し、作業日程等の連絡をいたします。
- 4 会員が依頼された内容を遂行します。
依頼作業完了後、会員が持参する履行確認書に作業完了確認のサイン、または押印をしてください。
- 5 作業完了後、履行確認書に基づき、請求書を送付いたします（原則月末締め、翌月10日支払い）。
お支払いは、記載されている期限までに、事務所窓口にご持参いただくか、請求書に添付していただく振込用紙にてお近くの金融機関でお振込み下さい。
（振込手数料は、お客様のご負担となりますのでご了承下さい。）
※請求金額が50,000円以下の場合は、コンビニエンスストアにてお支払いができるハガキサイズの請求書が届きます。（振込手数料132円）
※状況に応じて、集金させていただくことも可能ですのでご相談ください。

あわら市シルバー人材センター

依頼内容例



【お問い合わせ先】

公益社団法人あわら市シルバー人材センター

住所 あわら市国影13-13 あわら市複合福祉施設2階

電話 97-6088

FAX 97-6355

メールアドレス awara@sjc.ne.jp

介護保険事業

あわら市の介護保険サービス事業者一覧

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022
坂井地区広域連合 介護保険課 電話 91-3309

事業所名	所在地	電話番号	介護予防支援	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	福祉用具貸与	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設
あわら地域包括支援センター	あわら市市廩三丁目1-1 あわら市役所内	73-8046	●																					
なるぞSTEP	あわら市二面2-211	77-2242																●						
訪問看護ステーションなるぞリハビリサービス	あわら市二面2-301	77-2282					●																	
リハビリスタジオ なるぞの森	あわら市二面2-301	77-2251							●															
グループホーム とものいえ	あわら市二面2-302	77-2261																			●			
あわら複合ケアサービス	あわら市二面2-302	77-2282																				●		
湯の町メロン苑	あわら市二面42-20	77-1288									●													●
湯の町メロン苑デイサービスセンター	あわら市二面42-20	77-1288																●						
芦原メロン苑ホームヘルプサービス	あわら市井江50-18	78-7880			●																			
芦原メロン苑ケアプランセンター	あわら市井江50-18	78-7880		●																				
芦原メロン苑デイサービスセンター	あわら市井江50-18	78-7880							●															
芦原メロン苑	あわら市井江50-18	78-7880									●			●										
地域密着型特別養護老人ホーム 芦原メロン苑	あわら市井江50-18	78-7880																						●
ケアハイツ居宅介護支援事業所	あわら市横垣18-11	77-3600		●																				
ケアハイツヘルパーステーション	あわら市横垣18-11	77-3600			●																			
ケアハイツ芦原	あわら市横垣18-11	77-3600												●										
あわら聖徳園	あわら市田中々3-25-7	78-7177																			●			
グループホームあわら聖徳園	あわら市田中々3-25-7	78-7177																				●		
坂井地区医師会訪問看護ステーション	あわら市東善寺5-27坂井地区医師会館	73-5377					●																	
坂井地区医師会ヘルパーステーション	あわら市東善寺5-27坂井地区医師会館	73-8390			●																			
坂井地区医師会デイサービスセンター	あわら市東善寺5-27坂井地区医師会館	73-8710							●															
坂井地区医師会居宅介護支援事業所	あわら市東善寺5-27坂井地区医師会館	73-8720		●																				
あわら病院訪問看護ステーション アイリス	あわら市北湯238-1	79-1212					●																	
ウエルネス木村	あわら市自由ヶ丘2丁目15-23	73-7788							●		●		●									●		

介護保険事業

事業所名	所在地	電話番号	介護予防支援	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	福祉用具貸与	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設
訪問介護事業所ケアサービスつるかめ	あわらし市市姫2-1-10	73-8418			●																		
(株)川崎家具介護事業部	あわらし市市姫2-18-9	73-0037							●														
ナイスケア木村居宅介護支援センター	あわらし市市姫3-23-4	73-5602		●																			
ナイスケア木村	あわらし市市姫3-23-4	73-5678									●		●			●							
コンフォガーデン木村	あわらし市市姫3-24-8	73-3335										●		●									
みんなの家 大満	あわらし市大満3-4-32	73-8555							●														
ショートステイみんなの家	あわらし市大満3-4-32	73-8555										●											
ハスの実ヘルパーステーションともに	あわらし市大満2-25-1	73-3100			●																		
県民せいきょう小規模多機能ホーム金津きらめきハウス	あわらし市大満3-11-7	73-4165																		●			
県民せいきょう金津きらめきグループホーム	あわらし市大満3-11-7	73-4165																			●		
あわらし市金津雲雀ヶ丘療養サービスセンター	あわらし市春宮3丁目28-21	73-0144							●														
あわらし市金津雲雀ヶ丘寮	あわらし市春宮3丁目28-21	73-0144										●		●	●								
あわらし市金津雲雀ヶ丘寮居宅介護支援事業所	あわらし市春宮3丁目28-21	73-5445		●																			
あわらし市金津雲雀ヶ丘寮訪問介護事業所	あわらし市春宮3丁目28-21	73-5445			●																		
デイサービスみんなの家	あわらし市春宮2-29-17	73-5666							●														
加納老健	あわらし市花乃杜1-2-39	73-1001											●			●							
加納居宅介護支援事業所	あわらし市花乃杜1-2-39	73-5001		●																			
加納訪問サービス	あわらし市花乃杜1-2-39	73-5001			●		●	●															
加納デイケア	あわらし市花乃杜1-2-39	73-5001									●												
細川接骨院 居宅介護支援事業所	あわらし市滝7-21	75-1518		●																			
細川接骨院デイサービスセンター	あわらし市滝7-21	75-1518																●					

※介護保険サービス事業所の情報は令和3年6月1日現在のものです。事業所からの届け出により随時更新されます。
最新情報については、坂井地区広域連合のホームページで必ずご確認ください。

介護保険事業



高額介護（介護予防）サービス費

介護保険サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されています。1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 7 3 - 8 0 2 2

坂井地区広域連合 電話 7 2 - 3 3 0 5（代表）



あわら市の高齢者福祉施設・住まい

高齢者の住まい・中間施設等

(1) 有料老人ホーム

自立の方から要介護状態の方まで入居できる民間の高齢者向け住まいです。介護保険の適用の有無、サービス内容に応じて、介護付、住宅型、健康型の3つのタイプがあります。介護サービスを受けられるのは住宅型と介護付です。

名 称	住 所	電話番号
株式会社ケアハイツ ケアハイツ芦原	〒910-4113 あわら市横垣 18-11	77-3600

(2) サービス付高齢者向け住宅

単身高齢者、高齢者夫婦世帯が安心して居住できる住まいです。必須サービスとして、ケアの専門家が少なくとも日中建物内に常駐し、状況把握（安否確認）サービスと生活相談サービスを提供することとなっています。一般的に、介護保険上の「居宅」の扱いとなりますので、介護保険を利用して居宅サービスなど外部サービスを利用しながら生活します。

名 称	住 所	電話番号
(福) 坂井福祉会 コンフォガーデン木村	〒919-0621 あわら市市姫 3 丁目 24-8	73-3335

(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅での生活が困難な高齢者等が無料又は定額な料金で入所し、食事や入浴等の日常生活上の必要なサービスが提供される老人福祉法上の施設です。

名 称	住 所	電話番号
(福) 緑進会 ニコニコ村	〒910-4112 あわら市井江葭 50-16	78-4700
(福) 坂井福祉会 ウエルネス木村	〒919-0604 あわら市自由ヶ丘 2 丁目 15-23	73-7788
(福) 坂井福祉会 コンフォガーデン木村	〒919-0621 あわら市市姫 3 丁目 24-8	73-3335

あわら市の高齢者福祉施設・住まい

(4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症である方の共同生活の住居であり、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにする施設です。

対象者は、65 歳以上の介護認定の要支援 2 及び要介護 1 以上であって、認知症が比較的安定状態にある方です。

名 称	住 所	電話番号
有限会社なるぞ グループホームとものいえ	〒910-4103 あわら市二面 2 丁目 302	7 7 - 2 2 6 1
(福) 聖徳園 グループホーム あわら聖徳園	〒910-4124 あわら市田中々3-25-7	7 8 - 7 1 7 7
(福) 坂井福祉会 ウエルネス木村	〒919-0604 あわら市自由ヶ丘 2 丁目 15-23	7 3 - 7 7 8 8
福井県民生活協同組合 県民せいきょう金津きらめきグループホーム	〒919-0628 あわら市大溝 3 丁目 11-7	7 3 - 1 1 6 5

(5) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、65 歳以上の入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の身体介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする介護保険上の施設です。

対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、かつ在宅介護が困難な介護認定要介護 3 以上の人です。ただし、特例入所ができる場合がありますので、詳しくは地域包括支援センターにお問い合わせください。

名 称	住 所	電話番号
(福) 緑進会 芦原メロン苑	〒910-4112 あわら市井江葎 50-18	7 8 - 7 8 8 0
(福) あわら市社会福祉協議会 あわら市金津雲雀ヶ丘寮	〒919-0632 あわら市春宮 3 丁目 28-21	7 3 - 0 1 4 4
(福) 緑進会 湯の町メロン苑 (地域密着型)	〒910-4103 あわら市二面 42-20	7 7 - 1 2 8 8
(福) 緑進会 芦原メロン苑 (地域密着型)	〒910-4112 あわら市井江葎 50-18	7 8 - 7 8 8 0

あわら市の高齢者福祉施設・住まい

（６）介護老人保健施設

病状が安定期にあり、入院治療する必要はないが、主として心身機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援を必要とする要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする介護保険上の施設です。

対象者は、65 歳以上の介護保険法における要介護認定者で施設のサービスを必要とする方です。

名 称	住 所	電話番号
医療法人至捷会 ナイスケア木村	〒919-0621 あわら市市姫 3 丁目 23-4	7 3 - 5 6 7 8
医療法人泉寿会 加納老健	〒919-0633 あわら市花乃杜 1 丁目 2-39	7 3 - 1 0 0 2



あわら市の高齢者福祉施設・住まい

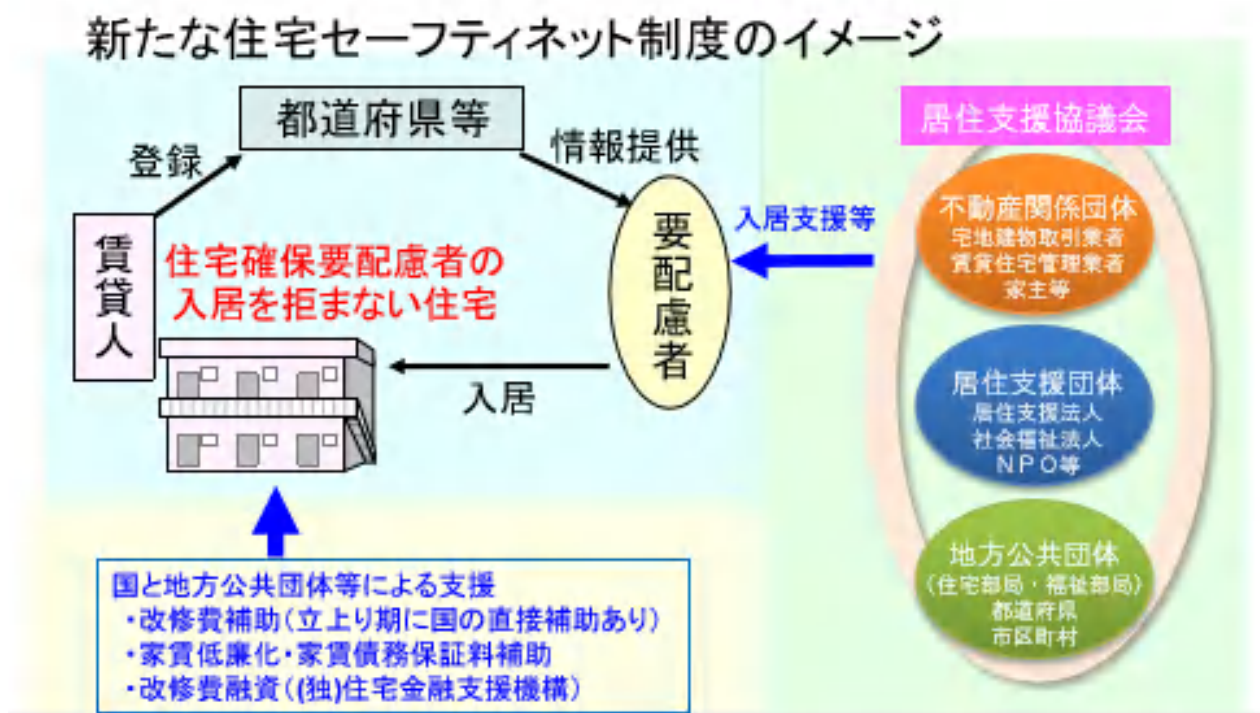
住宅セーフティネット制度

将来、増加が見込まれる高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者等の住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネット機能の強化や、空き家等の増加に対応するため、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や登録された住宅の改修、入居への支援措置等を内容とする制度があります。

この制度は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」の改正により創設されました。

住宅セーフティネット制度の枠組みには、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修、入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング、入居支援があります。

この制度を利用する上で住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）を探すことや福井県内の住宅確保要配慮者居住支援法人（次ページ参照）の紹介をしていますので、詳しくは福井県のホームページや福井県建築住宅課住宅計画グループ、あわら市建設課にお問い合わせ下さい。



【お問い合わせ先】

福井県建築住宅課 住宅計画グループ 電話 20-0505
あわら市建設課 管理グループ 電話 73-8031

あわら市の高齢者福祉施設・住まい

住宅確保要配慮者居住支援法人（福井県） 一覧

※詳細な内容や最新の情報については、各法人にお問合せください。

	法人名	業務区域	対象者	業務内容	電話番号	業務時間
1	特定非営利活動法人 まちかど保健室 y o u 福井市二の宮 3 丁目 4-14 2 F	福井市	低額所得者、高齢者、子育て世帯、保護観察対象者、生活困窮者	入居相談、不動産店への同行又はコーディネーター等、見守りや相談事業	65-6984	9時から16時 (土、日、祭日を除く)
2	㈱ケア・フレンズ 福井市松本 2 丁目 25-16	福井市	高齢者、障害者	入居相談、不動産店への同行、入居立会い、生活相談、見守り（安否確認）、空き家管理、自費サービス（買い物、院内同行他）	27-5816	10時から16時 (土、日、祭日を除く)
3	(有)あいぜん 越前市広瀬町 131-23	福井市、鯖江市、越前市、南越前町、越前町	低額所得者、高齢者、生活困窮者	入居相談、引越し支援、生活相談、空き家管理、遺品整理、生活用品の無料配布等	0778-21-1782	9時から17時 (日、祭日を除く)
4	㈱三玄 福井市大宮 6 丁目 17-35	福井市、坂井市、あわら市、勝山市、大野市	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、生活困窮者	介護専門の住宅の情報提供、入居相談、引越し支援、生活相談、生前整理、見守り（安否確認）、住宅改修相談	63-6039	9時から17時 (土、日、祭日を除く)
5	丸岡土地開発㈱ 坂井市丸岡町東陽 1 丁目 25	坂井市、あわら市	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、児童虐待を受けた者、DV 被害者、犯罪被害者等、生活困窮者	入居相談、入居後の見守りサービス、入居者の生活に必要なネットワークづくり 等	67-0299	9時から17時30分 (日、祭日を除く)

あわら市の医療制度・在宅医療

後期高齢者医療制度

75歳以上の人および65歳から74歳までで一定の障害の状態にあると認定を受けた人は、「後期高齢者医療制度」の被保険者となります。

制度の運営は、県内すべての市町が加入する「福井県後期高齢者医療広域連合」が行います。市は、保険料の徴収や各種届出・申請の受け付けなどの窓口業務を行います。

対象者

- (1) 75歳以上の人（全員）
 - (2) 65歳から74歳までの人で、一定の障害の状態にあると認定を受けた人
（任意加入になりますので、市町の担当窓口で申請が必要です。）
- ※ただし、いずれも生活保護受給世帯の人を除きます

保険証の提示方法

被保険者一人ひとりに後期高齢者医療保険証を交付しますので、医療を受ける場合は必ず病院などの窓口提示してください。

詳細について

その他、届出方法や保険料、給付内容などの詳細につきましては、あわら市または福井県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

福井県後期高齢者医療広域連合 電話 54-6330
あわら市 市民課 保険年金グループ 電話 73-8015

あわら市の医療制度・在宅医療

高額療養費制度

同じ月内の医療費の負担が高額となり、自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

医療機関の窓口での支払いは、「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで自己負担限度額までで止めることができます。保険証の提示だけで自己負担限度額で止まる人もいます。

交付を希望する場合は、各保険者にお問い合わせください。

※高額療養費制度は、原則として診療月の翌月 1 日から 2 年を経過すると時効となり、申請できなくなりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

国民健康保険について	あわら市 市民課 保険年金グループ	電話 73-8015
後期高齢者医療保険について	福井県後期高齢者医療広域連合	電話 54-6330
	あわら市 市民課 保険年金グループ	電話 73-8015
協会けんぽについて	全国健康保険協会 福井支部	電話 27-8300
健康保険組合について	各事業所の健康保険組合	

高額医療・高額介護合算療養費制度

一年間における医療保険と介護保険の自己負担が著しく重くなった場合に、負担を軽減する制度です。

医療保険と介護保険の毎月の自己負担限度額を適用後に 1 年間の自己負担額を合計し、高額医療・高額介護合算療養費制度の限度額を超えた場合、限度額を超えた分があとから支給されます。合算対象期間は毎年 8 月 1 日から 7 月 31 日までの 1 年間です。

支給の申請方法は保険者により異なりますので、各保険者にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

国民健康保険について	あわら市 市民課 保険年金グループ	電話 73-8015
後期高齢者医療保険について	福井県後期高齢者医療広域連合	電話 54-6330
	あわら市 市民課 保険年金グループ	電話 73-8015
協会けんぽについて	全国健康保険協会 福井支部	電話 27-8300
健康保険組合について	各事業所の健康保険組合	

あわら市の医療制度・在宅医療

坂井地区医師会在宅ケアネット

「坂井地区在宅ケアネット」は、坂井地区医師会が発足した在宅医療コーディネータ事業であり、在宅医療を希望する地域住民に安心して医療が受けられるように、医療・介護・福祉サービス機関と連携を取りながら、ニーズに合わせた医療を提供します。

内容

主治医が副主治医（主治医不在のとき対応）、専門医（眼科・耳鼻科・皮膚科・歯科等）、薬剤師等と連携を取りながら支援します。

また、ケアマネジャー・訪問看護師等が必要に応じて介護のサポートをします。

以下のような場合、在宅での主治医をご相談の上紹介させていただきます。

（１）かかりつけ医のご紹介

- ・家で療養生活を送りたいが、かかりつけの医師がいない 退院後往診してもらえる医師を探したい。
- ・退院後往診してもらえる医師を探したい。

（２）在宅療養を複数医師、様々な職種のチームによるバックアップ

- ・急な時でも診てもらえるの？
- ・眼や歯の具合が悪くなったが専門の医師に往診してもらえるの？
- ・薬が複雑でわからない。指導はしてもらえるの？

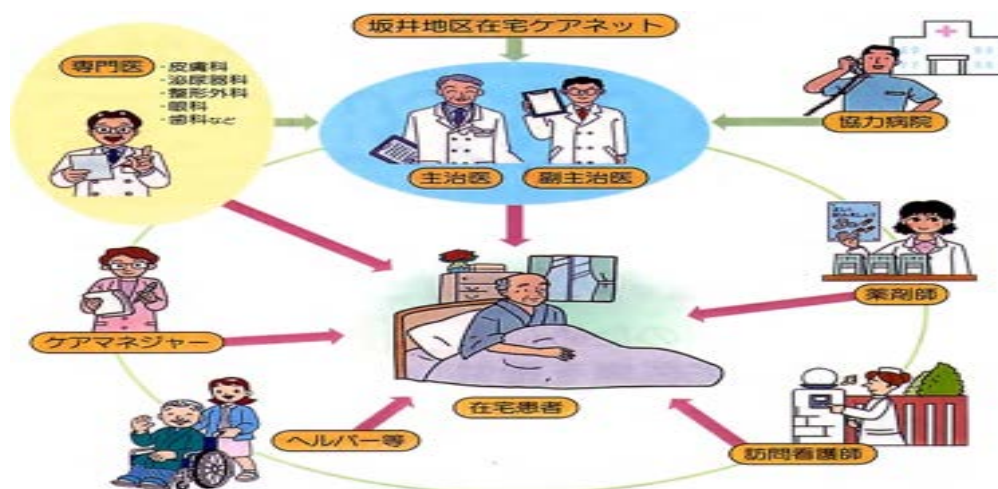
（３）在宅医療に関する相談窓口

- ・最近、家族の具合が悪い。
- ・どの医療機関へ行けばよいのかわからない。

【お問い合わせ先】

坂井地区医師会在宅ケアネット 月曜日から金曜日 １３時から１７時

電話 ７３－５３６６ FAX ７３－５３６３



あわら市の医療制度・在宅医療

坂井地区医師会「安心連携カード」

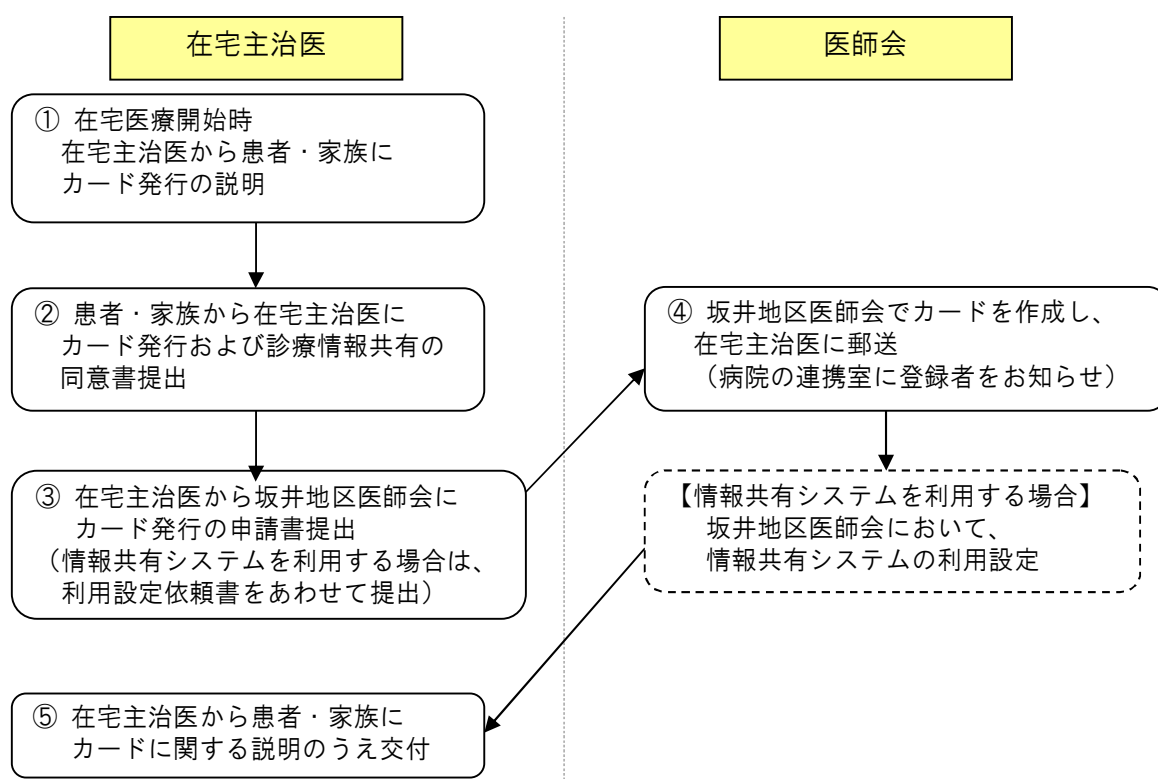
在宅でかかりつけ医の訪問診療を受けている方やこれから受ける方が、緊急時や病院での治療・処置が必要な時などに、患者・家族が坂井地区内の7つの病院のいずれに入院するかを意思表示し、確実に対応してもらうためのカードです。

在宅療養を継続することを希望する方に発行するもので、病院からの退院後も、病院主治医とかかりつけ医が連携を取り合うことで、安心して在宅療養が可能となります。

■坂井地区医師会と病診連携している病院

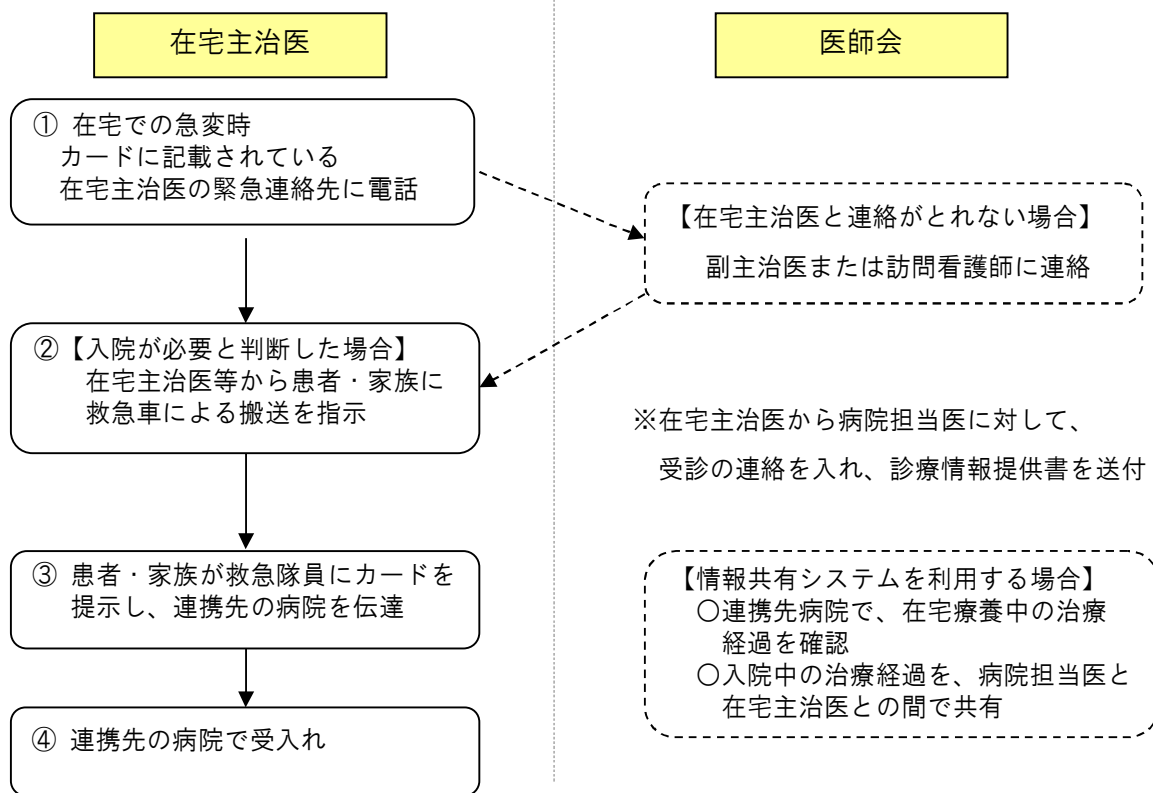
国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1	電話 7 9 - 1 2 1 1
木村病院	あわら市北金津 57-25	電話 7 3 - 3 3 2 3
加納病院	あわら市花乃杜 1 丁目 2-39	電話 7 3 - 1 0 0 1
坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1 丁目 2-34	電話 8 2 - 0 4 8 0
宮崎病院	坂井市三国町北本町 2 丁目 2-64	電話 8 2 - 1 0 0 2
藤田神経内科病院	坂井市丸岡町羽崎 31-12-1	電話 6 7 - 1 1 2 0
春江病院	坂井市春江町江留下屋敷 62-5	電話 5 1 - 0 0 2 9

発行手順（フロー図）



あわら市の医療制度・在宅医療

運用手順（フロー図）



安心連携カード

患者氏名： _____

生年月日：T・S・H _____ 性別：男・女 _____

情報共有システム利用： 有 ・ 無 _____

連携病院名

☐ 国立病院機構あわら病院	☐ 木村病院
☐ 坂井市立三国病院	☐ 加納病院
☐ 宮崎病院	☐ 春江病院
☐ 藤田神経内科病院	

（表 面）

病院受診の際はこのカードを持参してください。

診療所名 _____

医 師 名 _____

電話番号 _____

（緊急時の連絡先）

坂井地区医師会

（裏 面）

【お問い合わせ先】

坂井地区医師会在宅ケアネット 月曜日から金曜日 13時から17時

電話 73-5366 FAX 73-5363

あわら市の医療制度・在宅医療

訪問看護ステーション

小児から高齢者まで年齢に関わりなく、病状や療養生活を専門家の目でアセスメントし、的確なケアとアドバイスで、病気や障害を持ちながらもその人らしい生活が送れるように支援します。訪問看護のご利用については、主治医（かかりつけ医）にご相談ください。

あわら市の訪問看護ステーション

事業所名	住所	電話番号	備考
坂井地区医師会 訪問看護ステーション	〒910-4131 あわら市東善寺 5-27	73-5377	【営業時間】 月～金 9時～17時 【休業日】 土、日、祝日、8/15～16、12/30～1/3
訪問看護ステーション なるざりハビリサービス	〒910-4103 あわら市二面 2 丁目 302	77-2282	【営業時間】 月～金 8時30分～17時30分 【休業日】 土、日、祝日 年末年始(12/31～1/3)
あわら病院 訪問看護ステーション アイリス	〒910-4272 あわら市北潟 238-1	79-1212 (内線796)	【営業時間】 月～金 8時30分～17時 【休業日】 土、日、祝日、年末年始
加納病院	〒919-0633 あわら市花乃杜 1 丁目 2-39	73-1001	

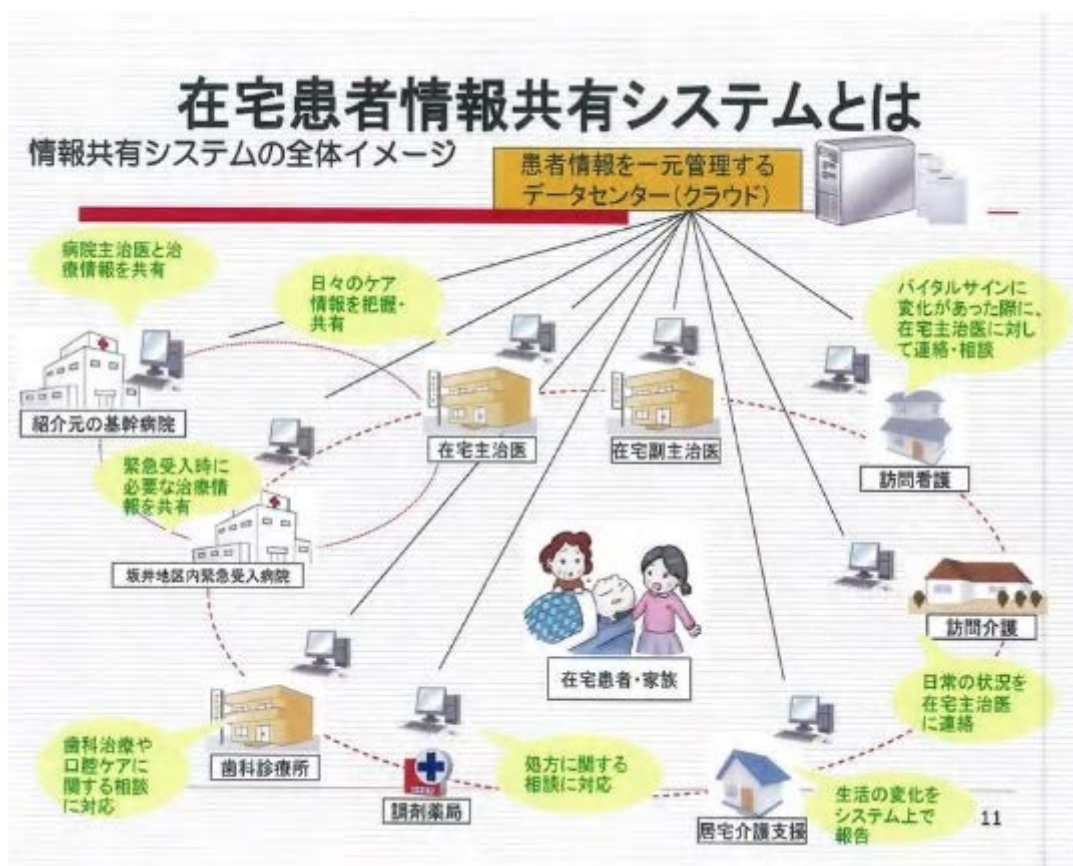


あわら市の医療制度・在宅医療

在宅患者情報共有システム（カナミック「TRITRUS」）

坂井地区では、地域における在宅医療・介護に携わる多職種間の情報共有と連携を推進するためのツールとして、在宅患者情報共有システム（TRITRUS）を導入しました。

カナミック（TRITRUS）は、かかりつけ医やケアマネジャー、歯科医師、訪問看護師等の間において、患者に関する必要な情報を共有することができる（写真データーも可）システムです。



利用にあたって

カナミック（TRITRUS）は、クラウドシステムであることから、インターネット環境が整ったパソコン、タブレット端末、スマートフォン等があればすぐに利用でき、新たにソフトを購入する等の初期投資は不要です。また、坂井地区広域連合が運営費用を負担しているため、参加機関は無料で使用することができます。（通信料は使用者負担となります。）

申請方法

介護支援専門員、医療機関や介護保険事業所等が初めてシステムを利用する場合、利用者登録及び新たに患者部屋を作成する場合には手続きが必要です。詳細については、坂井地区広域連合ホームページの『坂井地区在宅患者情報共有システム（TRITRUS）』をご覧ください。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター 電話 7 3 - 8 0 4 6

税金に関する相談

障害者控除

介護保険の要介護認定を受けている方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、市が障害者控除対象者に認定することで、所得税法及び地方税法上の障害者控除の対象となります。この制度は、要介護認定を受けているだけで一律に認定されるわけではありません。申請に基づき個々の状態を審査し、該当するかを市が判定します。

認定された方には、「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、確定申告等でご利用ください。

対象者

介護保険の要介護1から5までの認定を受け、その程度が障害者に準ずるとして市が認定した65歳以上の人は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、障害者控除の対象となります。

ただし、要介護1以上の方でも障害者控除の対象とならない場合があります。詳しくは市健康長寿課までお問い合わせください。

申請からサービス利用までの流れ

認定証の交付を希望する場合は、確定申告をする前に、本人または親族が市健康長寿課までご相談ください。

①市健康長寿課に申請に来られる方のご印鑑をお持ちください。

②申請書に基づき認定の可否を決定します。

③認定された方には障害者控除対象者認定書をお渡しします。

認定されなかった方には障害者控除対象者非該当通知書をお渡しします。

④確定申告の際にこの認定書を提示すれば、障害者控除を受けられます。

控除できる金額

対象該当者	金額
障害者	270,000円
特別障害者	400,000円

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

税金に関する相談

おむつに係る医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年の確定申告の際に、寝たきり状態であること、及び治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書が必要となります。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても、市が発行する証明書にて、おむつ代について医療費控除を受けることが出来ます。対象となる方は、要介護認定を受けている方で一定の要件を満たした方のみです。詳しくは市健康長寿課までお問合せください。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

おむつ使用証明書			
患 者	住 所		
	氏 名	殿	性別 男・女
	生年月日	(明・大・昭・平)	年 月 日生
傷 病 名	によりおむつを6ヵ月以上にわたり履たきり状態にある。又はあると認められる。		
治療状況	・入院(所)中 ・在宅で治療中		
必要期間	始 期 (イ) 年 月 日から 又は (ロ) 年1月1日から 終 期 (イ) 年 月 日まで 又は (ロ) 同年末まで (※ (イ) 又は (ロ) のいずれかを○で囲んでください。)		
上記の者は、頭書の傷病により、必要期間中の治療に際し、おむつの使用が必要であることを証明する。 年 月 日 医療機関名 _____ 所 在 地 _____ 医 師 氏 名 _____ 印			
(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。 (注) 2 「必要期間」とは、当該年において患者が上記の状態にあることが認められる期間とし、当該年の1月1日以前からおむつが必要であり、かつ、1年以上にわたってその必要性が認められる場合には、同様の始期と終期のいずれにおいても (ロ) を○で囲むこと。なお、必要期間経過後において更に治療のためにおむつが必要と認められることとなった場合は、改めて証明書を発行すること。			
① この証明書は、おむつ代(紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。)について医療費控除を受けるために必要です。 ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。 ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。			

税金に関する相談



その他の税金についての相談

住民税と所得税の控除、確定申告の医療費控除、給付金の非課税・掛け金の控除、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置等の相談についても控除の対象になる場合があります。

【お問い合わせ先】

あわら市税務課 電話 7 3 - 8 0 1 1



災害時要援護者支援事業

災害時要援護者支援事業

地域の中で災害時要援護者の情報等を共有し、災害時等の避難誘導、安否確認などに活用するとともに、普段からの見守り体制の構築など、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

対象者

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害、視覚障害、聴覚障害の程度が2級以上の方
 - (2) 療育手帳の交付を受けている方で、障害の程度がB1以上の方
 - (3) 要介護認定者で要介護3以上の方
 - (4) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
 - (5) 災害時要援護者対象者名簿への登録を希望する者であって、(1)から(4)に準ずる者として市長が認めた方
- ※ただし、在宅の方に限る。

事業内容

高齢者や障害者など災害発生時に自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）を地域の力を借りて支援する仕組みです。

災害時に支援を希望する方からの登録申請を受け付け、個人情報共有の同意をいただいた上で登録台帳を作成し、自治会、民生委員、市社会福祉協議会、消防本部、警察署と情報共有します。

災害発生直後には、行政機能が麻痺することが予想されます。そこで、災害時要援護者に対する避難支援や救助等を近所や地域の方をお願いするものです。

【災害時】登録された方に対して、安否確認、避難誘導等の支援を行います。

【平常時】台帳をもとに声かけ、見守り等を行い、災害に備えます。

※支援を行うのは、自治会や地域の自主防災組織、地域支援者としています。

登録方法

- ①登録申請書に必要事項をご記入のうえ、下記担当課へ提出してください。
- ②登録申請書は下記担当課にて配布しております。

【お問い合わせ先】

あわらし健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022
福祉課 福祉総務グループ 電話 73-8020
総務課 防災安全対策室 電話 73-8040

あわら市の高齢者の見守り

あわら市安心生活ネットワーク事業

高齢になると記憶力・判断力が低下し、道を間違えたり、自分の家がわからなくなったりすることがあります。

「あわら市安心生活ネットワーク事業」は、名前や特徴、写真などの情報を事前に登録しておくことで実際に行方不明になった時に、地域の支援を得て早期に発見するための事業です。

対象者

認知症高齢者、知的障害者等、一人歩きにより行方不明となるおそれがある方が対象です。

サービス内容

対象者が行方不明となったとき、市へご連絡いただくと、事前に登録されている情報をもとに安心生活ネットワーク協力事業者へ搜索の協力を行います。

申請からサービス利用までの流れ

- ①あわら市役所健康長寿課、又は市ホームページに事前登録書がありますので、必要事項を記入し、裏面に写真を貼付の上、健康長寿課へご提出ください。
- ②後日、市健康長寿課から利用決定通知書を送付します。

自己負担額

無料



事業所用ステッカー



事業所の車両用ステッカー

あわら市の高齢者の見守り

あわら市安心生活見守り活動 協力事業者一覧 (順不同) 令和3年9月30日現在

1	福井県民生活協同組合
2	福井県農業協同組合(JA福井県)
3	日本郵便株式会社(金津郵便局、丸岡郵便局、加賀郵便局)
4	みくにっ子見守り隊
5	中日新聞・日刊県民福井・毎日新聞・金津専売店
6	株式会社北陸近畿クボタ坂井営業所
7	障害者支援施設金津サンホーム
8	えちぜん鉄道株式会社
9	細川接骨院居宅介護支援事業所
10	社会福祉法人あわら市社会福祉協議会金津雲雀ヶ丘寮
11	居宅介護支援事業所介護相談室こころ
12	社会福祉法人緑進会 芦原メロン苑・湯の町メロン苑
13	坂井地区医師会ケアセンター
14	株式会社福井銀行 金津支店
15	株式会社福井銀行 芦原支店
16	北陸電力株式会社 福井支店
17	株式会社ヤクルト北陸 福井本社
18	株式会社はまや
19	有限会社なるぞ
20	第一生命保険株式会社
21	ヤマト運輸株式会社 福井主管支店
22	宅配クック123 坂井あわら店(有限会社堀江商店)
23	北陸東邦株式会社 福井営業所

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73-8022

あわら市の高齢者の見守り

どこシル伝言板

「どこシル伝言板」は、あわら市安心生活ネットワーク事業における行方不明者の搜索体制を強化するために導入されたシステムです。ＱＲコードの読み取りと、パソコンや携帯電話からアクセスできる伝言板を利用することにより、個人情報を開示することなく、24 時間搜索が可能です。

対象者

認知症等で行方不明となるおそれがある 65 歳以上の方が対象です。

サービス内容

ＱＲコード付きのラベルシールを対象者の衣服や持ち物に貼り付けておくと、そのＱＲコードが読み取られた場合に、ご家族や市、警察へメールが送信されます。その後は、伝言板上でやりとりをするため「発見→保護→ご家族への引渡し」まで、個人情報を開示することなく安心、安全、迅速に行うことができます。

申請からサービス利用までの流れ

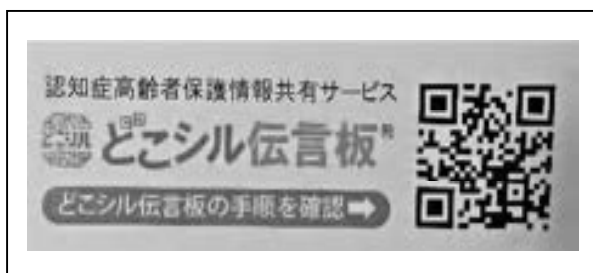
- ①「安心生活ネットワーク事業事前登録書」を提出する際に「情報提供について同意するもの」欄の「どこシル伝言板」にチェックを入れて下さい。
- ②後日、健康長寿課から利用決定通知書と共にラベルシール（耐洗シール：40 枚、蓄光シール：10 枚）と説明書を送付します。
- ③お手元に届いた時点からどこシル伝言板を利用できます。ラベルシールを衣服や持ち物等に張り付けて下さい。ＱＲコードの読み取り時や伝言板への書き込みがあった際は、事前登録の際に指定したアドレスにメールが送信されます。

自己負担額

無料（但し、ラベルシールを追加で購入する場合は 3,900 円（税別）/50 枚の自己負担あり）

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022



あわら市の高齢者の見守り

共創未来

どこシル伝言板®

どこシル伝言板®とは？

衣服や持ち物等に貼ったQRコードを読み取ると、インターネット上の伝言板が表示されます。QRコードの読み取り時や伝言板への書き込みがあった際など、保護者へ瞬時にメールが送信されます。伝言板のやりとりでは個人情報を開示することなく「発見～保護～ご家族への引渡し」まで安心、安全、迅速に行えます。



どこシル伝言板®の特徴

耐洗ラベルと蓄光シール

家庭用洗濯機で200回以上の耐久性がある耐洗ラベル、反射材と寒いライトが無くても、自ら光を蓄めて放つ蓄光シールをご用意。



引取りまでのご本人のストレス軽減

事前に身体的特徴や既往症、保護時に注意すべきことなど登録しておくことで、発見者がQRコードを読み取った際、対処方法がわかるようになっています。引取りまでの間、ご本人がストレスなく安楽に過ごしていただくことができます。

発見～引取りまで迅速に

発見者によるQRコードの読み取り、現在位置の送信やご本人の状況の入力があれば、瞬時にご家族(事前登録の最大3名)へメールが送信されます。夜間でも発見通知が来るため、24時間 365日やりとりが可能です。

ご本人への声かけをスムーズに

ラベルやシールにはQRコード・識別番号・自治体名とロゴマークが記載されています。認知症の方だと気づいてもらいやすくなり、発見者が声をかけるきっかけになります。

特別なアプリ等は必要なし

特別な装置やアプリ等は必要ありません。登録～伝言板のやり取りまでスマートフォンさえあればすべてのやりとりが行えます。

個人情報表示されません

伝言板を使用してやりとりするので、個人を特定する情報は必要としません。氏名や住所、連絡先の記載は不要なので、個人情報の漏洩の心配はありません。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

お問い合わせ先

あわら市役所 健康長寿課
TEL:0776-73-8022

あわら市の高齢者の見守り

どこシル伝言板® 登録から行方不明→保護→引渡しまでの流れ



どこシル伝言板® 効果的な貼付例

耐洗ラベル(アイロンで貼り付けられるもの)



蓄光シール(アイロン不可のもの)



あわら市の高齢者の見守り

共創未来

どとシル伝言板®

お一人ひとりの気づきが、 地域の見守りをささえます

※本事業は、東邦ホールディングス株式会社が
提供する **どとシル伝言板®** を用い、
『あわら市安心生活ネットワーク
事業』として、あわら市に
お住まいの方を対象に
実施する事業です。

このシールに
気づいてください



福井県あわら市



AA0000

これが
QRコード
です

あなたの支援が
必要です

※読み取ると
説明動画が
流れます
(注)実際のQRコードは
伝言板に繋がります

●このような事例がありました

□□△△年○月の日曜日19時頃、おじいちゃんが
買い物に出かけている間に、認知症の
おばあちゃんが一人で外出してしまいました。
同日20時頃、通りがかりの人が声を掛け
帽子に貼付されていたQRコードを読み取り、
メッセージ画面でおじいちゃんへ連絡。無事に
おばあちゃんを送り届けることができました。



あわら市の高齢者の見守り

~~~~~

**シールを身につけた方を見かけたら…**



救急搬送時に有効な右上腕部への貼付



**何かお困りの方かもしれません**






福井県あわら市 AA0000

**スマートフォンを持っていない場合やQRコードの読み取りがうまくいかない場合などは**

**シールに記載されている登録番号を警察やあわら市にお伝えください**



**警察やあわら市までご連絡いただけるだけで助かります**

**スマートフォンを持っている場合**

**QRコードを読み取ってください**



**ご家族に自動で通知されます**

**ご家族と伝言板でやりとりができます**

お問い合わせ

あわら市 健康福祉部 健康長寿課 高齢福祉グループ

電話：**0776-73-8022**

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

2021.6.18

~~~~~

令和3年度在宅ケアのしおり

あわら市で利用できる 民間のサービス



【民間のサービス】 配食・食材提供 - 107 -

お弁当配達

関係機関及び店舗・事業所に下記の情報提供をお願いしました。その結果、ご同意をいただいた店舗・事業所を掲載しています。

※お弁当の価格は変更になる場合があります。また、配達エリアや支払い対応などの詳細についても、必ずお店に問い合わせをお願いします。

名称	住所	電話番号	配達エリア
毎日型食事サービス あわら市社会福祉協議会 あわら市金津雲雀ヶ丘寮	〒919-0632 あわら市春宮3丁目28-21	73-0144	あわら市内全域
	・対象者は、要介護(要支援)の認定を受けているおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯、および障害手帳保持者で、かつ食事の準備が困難な世帯。 ・ケアマネジャーを通じて申請。 ・毎日昼食を配達し、本人への手渡しにより安否確認、健康状態の確認をする。常食、きざみ食の対応も可能。 <参考価格> ・ご飯とおかず 500円 ・おかずのみ 450円 ※あわら市社会福祉協議会の事業(毎日型食事サービス)を参照。		
食の自立支援事業(給食サービス) あわら市社会福祉協議会	〒919-0621 あわら市市姫2丁目31-6	73-2253	あわら市内全域
	・対象者は、在宅で単身世帯・高齢者のみの世帯に属し下記のいずれかにあてはまる人 ■65歳以上で、介護保険の対象にはならないが、低栄養状態のおそれのある人 ■65歳以上で要支援・要介護状態、障がい、疾病等により調理が困難で、食に関連する支援が必要な人 ・毎週水曜の昼食時、配食ボランティアが弁当を対象者宅へお届け。 (水曜日が5回ある月は休みとなる週があります。祝日等による曜日変更があります。) ・11時から12時の間に配達をします。消費期限は当日12時30分です。 ・弁当は対象者本人に直接お渡しします。配達時に対象者が不在の場合、担当ケアマネジャー等の緊急連絡先に連絡を行います。 ・市民税課税世帯・・・500円(1食当たり) 市民税非課税世帯・・・250円(1食当たり) ※あわら市の地域自立支援(食の自立支援事業)を参照。		

【民間のサービス】 配食・食材提供

名称	住所	電話番号	配達エリア
高齢者専門宅配弁当 宅配クック123 坂井・あわら店	〒919-0521 坂井市坂井町下新庄3-85	89-1448	あわら市内全域
	・昼食、夕食あり。毎日 昼食時か夕食時に配達。 ・塩分制限、たんぱく質制限、透析食、嚥下食などに対応可。きざみ食やおかゆ対応は無料。 ・緊急時には家族、ケアマネジャーに連絡あり。 ・服薬の声かけ、室温確認の対応可能。 ＜参考価格＞ ・ご飯とおかず(普通食) 594円(税込) ・おかず(普通食)のみ 540円(税込) ＜参考HP＞http://takuhaicook123.jp/		
ワタミの宅食(坂井営業所)	〒919-0521 坂井市坂井町下新庄16-17-1	0120-191-950	あわら市(芦原地区の一部、金津地区〒919-06のエリア) 坂井市(三国町、丸岡町、春江町、坂井町)
	・冷蔵でお届けするので、レンジで温めて食べられる。 ＜参考価格＞ ・おかずのみ(おかず4種類・お手頃サイズ) 週5日2, 450円(1食あたり490円) ・ご飯付き(おかず4種類) 週5日2, 900円(1食あたり580円) ・おかずのみ(おかず5種類) 週5日3, 080円(1食あたり616円) ・おかずのみ(おかず4種類・しっかり主菜) 週5日3, 200円(1食あたり640円)		
はま郷 ^{さと}	〒913-0036 坂井市三国町米納津10-15	82-3537	あわら市(近場でまとまった件数があれば配達可) 坂井市(三国町)
	火～金まで 昼食のみ。各種お弁当も承っています。 ＜参考価格＞ ・ご飯とおかず 500円 ・おかずのみ 400円		

【民間のサービス】 配食・食材提供 - 109 -

名称	住所	電話番号	配達エリア
福井県民生活協同組合 (食事宅配 夕食コース)	〒910-8557 福井市開発5丁目1603	0120-016-165	あわら市(一部地域除く) 坂井市(一部地域除く)
	・県民せいきょう組合員の登録が必要(出資金1,000円以上)。 ・注文は1週間単位、月～土曜日(祝日含む、年末年始除く)。週3日から利用可能。 ・午前10時～午後5時までにお届け。配達時間の指定不可。留守時は専用の保冷箱に配達。 ・冷蔵でお届け。消費期限は当日22時。 ・容器は簡単な洗浄と拭き取りが必要。翌配達日回収。 ・商品代金は毎月口座引き落とし。 ・「見守り安心メール」対応あり。月額110円(税込)で利用可。 配達時に異変を感じた場合、緊急連絡先や公的機関(地域包括支援センター)へ連絡。 また、配達時のご利用者の状況を、離れて暮らすご家族にメールでお知らせ。配達当日に、指定されたメールアドレスへ配信。 <参考価格> https://www.fukui.coop/lifehelp/ ・おかず5品1食523円(税込) ・おかず6品1食635円(税込) ・おかず8品1食741円(税込) ※別途、ごはん、冷凍おかずセットあり		
福井県民生活協同組合 (食事宅配 介護食・医療食宅配コース)	〒910-8557 福井市開発5丁目1603	0120-016-165	あわら市内全域 坂井市内全域
	・県民せいきょう組合員の登録が必要(出資金1,000円以上)。 ・介護食(かむ力、飲込む力が弱い方)や医療食(糖尿病・腎臓病・人口透析などで食事制限が必要な方)など、体の状態に合わせてコース(やわらか普通食、きざみ食、ムース食、カロリー1440調整食、カロリー1600調整食、たんぱく40g調整食、たんぱく60g調整食)から選べる。 ・注文は介護食、医療食のいずれかを、おかずセットかフルセット(ご飯・汁物付)で、5日コースまたは7日コースで登録(介護食は1日1食以上、医療食は1日2食以上で利用可)。 ・週に一度、クロネコヤマト・クール便(冷蔵)で配達。一部のおかずは、湯せんやレンジで温める必要がある。 ・商品代金は毎月口座引き落とし。 <参考価格> https://www.fukui.coop/lifehelp/		

【民間のサービス】 配食・食材提供

インターネットや電話で注文できる冷凍のお弁当・料理キット

名称	お問い合わせ先	ホームページ
ウェルネスダイニング	電 話 : 0120-503-999 受付時間 : 午前9時30分～午後6時 定 休 日 : 日曜日、祝日	http://wellness-dining.co.jp
	・カロリー制限、塩分制限、たんぱく質制限、糖質制限に対応可能です。 ・お弁当タイプ、料理キットタイプが選べます。 ・噛む力・飲み込む力が弱くなってきたと感じる方には、やわらかさを3段階から選べる「やわらか宅配食」もあります。	
株式会社ファンデリー ミールタイム	電 話 : 0120-054-014 受付時間 : 平日 午前9時～午後5時30分 定 休 日 : 土曜日、日曜日、祝日	https://www.mealtime.jp/
	・ヘルシー食、ヘルシー食多め、たんぱく質調整食、ケア食などメニューあり。 ・7食以上から注文OK。 ・食事制限が必要な方は、血液検査データを提示すれば、その方に合った食事提供が可能。 ただし、検査データが手元に無くても食事の注文は可能。 ・平日昼12時までの注文で翌日配達可能。	
ベルーナ グルメショッピング	電 話 : 0120-582-315 受付時間 : 午前9時～午後9時	https://belluna-gourmet.com/
	・管理栄養士が監修し、カロリー、塩分の制限に対応可能。 ・お弁当タイプ、個包装惣菜タイプ、料理キットタイプが全100コース以上から選べます。 ・個包装惣菜タイプは用途に合わせて冷凍、常温が選べます。 ・4,000円以上の定期コースは全て送料無料。	

※インターネットや電話・FAXで注文可能です(注文には会員登録が必要)。

※インターネットや電話で注文する冷凍弁当サービスは、数多くあります。上記では許可をいただいた事業所のみを掲載しております。

【民間のサービス】 配食・食材提供 - 111 -

食材の配達

関係機関及び店舗・事業所に下記の情報提供をお願いしました。その結果、ご同意をいただいた店舗・事業所を掲載しています。

サービスの提供内容や方法などは変更になる場合があります。

配達エリアや支払い対応などの詳細についても、必ずお店にお問い合わせをお願いします。

名称	お問い合わせ先	ホームページ
ヨシケイ福井坂井営業所	〒919-0633 あわら市花乃杜1丁目3527 電話番号:73-3200	http://www.yoshikei-dvlp.co.jp
	・留守でも安心。鍵付き宅配BOX無料貸し出しで再配達ゼロの環境に優しい宅配サービス。 ・食材セットや冷凍弁当シリーズなど豊富な商品ラインナップで食生活をサポートします。 ・登録料、配達料は無料。お気軽にお問い合わせください。	
福井県民生活協同組合 (宅配サービスまごころ便)	〒910-8557 福井市開発5丁目1603 電話番号:0120-016-165 受付時間:月～金曜日 午前8時30分～午後8時 土曜日 午前9時～午後5時	https://www.fukui.coop/takuhai/kojin-takuhai/
	・県民せいきょう組合員の登録が必要(出資金1,000円以上)。 ・週1回の個人配達。重い物、かさばる物も、1軒ずつ玄関先(ご指定の場所)までお届けします。 ・配達の際に、次週の注文書を提出 ・食材以外にも、日用雑貨などの注文も可能 ・下記に該当する方は個配手数料が50円(税別)(通常150円(税別))になります。 ①要介護認定者がいるご家庭 ②障がい者がいるご家庭 ③家族全員が65歳以上のご家庭	

【民間のサービス】 配食・食材提供

移動販売・店舗

名称	お問い合わせ先	ホームページ
福井県民生活協同組合 (移動店舗ハーツ便)	〒910-8557 福井市開発5丁目1603 電話番号:0120-016-165 受付時間:月～金曜日 午前8時30分～午後8時 土曜日 午前9時～午後5時	https://www.fukui.coop/lifehelp/heartsbin
	もっと便利に、もっと近くに、あなたの地域にハーツがやってきます。 ・中山間地、市街地で普段の買い物に不便を感じている地域の方に、ハーツの安全・安心な商品、新鮮な魚や野菜、できたての総菜をお届けします。 ・お刺身、お寿司、パン、総菜、お肉、野菜、果物などの食品や、歯ブラシ、洗剤、トイレトペーパーなどの日用品、約700品目を販売しています。 ・事前に注文し、希望の商品をご用意することもできます。 ・購入商品1点につき、11円(税込)の手数料がかかります。ただし、お1人様1回のご利用につき、最大20点、220円(税込)が上限です。 ・毎週1回、月～土曜日の間で決まったコースを巡回しています。 ・ルートは変更になる場合があります。最新のルートや詳細についてはホームページで確認してください。 ・近所の広場や地域の集会所、高齢者施設など、ハーツ便の立ち寄りを希望される方は、上記コールセンターにご相談ください。 ・ご利用は1ヵ所5人以上からが目安です。 ・1ヵ所の滞在時間は約30分です。	

あわら市内運行ルート(2021年7月13日現在)

火曜日	13:20 田中温泉→14:00 金津きらめき→14:25 ウエルネス木村
水曜日	14:45 畝市野々→15:15 権世市野々
木曜日	9:50 坂口→10:20 松島商店前(柿原)→10:40 細呂木駅前→11:00 滝①→ 11:20 滝②→11:35 農業倉庫前(指中)→12:20 吉崎→12:50 松ヶ崎(北湯東)→ 13:05 農協跡地(北湯東)→13:20 天王(北湯西)→13:45 北湯(北湯西)→ 14:10 小牧(北湯西)→14:30 波松①→14:50 波松②→15:20 ナイスケア木村
金曜日	13:00 下番→13:40 金津きらめき→15:00 ウエルネス木村→15:30 矢地
土曜日	14:10 東山



福祉有償運送

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して、会員に対して行うドア・ツー・ドアの移送サービスのことをいいます。

対象者

有償運送による運送対象者は、次のいずれかに該当する方で、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難な移動制約者で、事業者に登録した会員及びその付添人です。

ただし、あわら市内（隣接市町との協議が整った場合は当該市町）に居住する方に限ります。

- （１）介護保険法に規定する要介護及び要支援認定の方
- （２）身体障害者福祉法に規定する身体障害者
- （３）その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、精神障害、知的障害その他の障害を有する方

利用の流れ

- ①有償運送の利用を希望する場合は、事業者には会員登録の申請をし、会員登録を受ける必要があります。
※対象者の保護者、配偶者又は扶養者が対象者に代わり申請をすることもできます。
- ②会員登録の際に有償運送に関する契約内容や契約料金、利用料金の説明を受けたのち、事業者との契約手続きが必要となります。
- ③利用したい日時や移動を希望する場所は事業者との相談となります。

利用料金

事業所を出庫してから利用者を運送した後、事業所に入庫するまでの距離制。

走行 1 キロメートルにつき 1 3 0 円。

事業所によって、契約料金や有料道路通行料、時間外料金等の自己負担が発生しますので、詳細は各事業所にお問い合わせください。

【民間のサービス】 移動・交通

その他、利用に関すること

運行日や運行時間、運行範囲等の詳細については、市健康長寿課又は各事業者にお問い合わせください。

事業者一覧

事業所名	住所	電話番号
ハスの実 ヘルパーステーションともに （福）ハスの実の家 地域生活支援センターハスの実	〒919-0628 あわら市大溝2丁目25-1	73-3110
	・あわら市・坂井市在住の方が対象。	
ひばりヶ丘ステーション （福）あわら市社会福祉協議会 あわら市金津雲雀ヶ丘寮	〒919-0632 あわら市春宮3丁目28-21 あわら市金津雲雀ヶ丘寮内	73-0144
	・ひばりヶ丘ステーションから40km以内の区域が運行対象。 ・あわら市社会福祉協議会の事業（ひばりヶ丘ステーション-福祉有償運送）を参照。	

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73-8022

福祉タクシー（介護タクシー／ケアタクシー）

要介護者や体の不自由な人が利用するためのタクシーです。普通第2種免許資格やヘルパー資格を持つスタッフが、介助付きの送迎を行います。車両への乗降時の介助のほか、ベッドから車いすへの移乗、病院（受付）までの付き添い介助を行う事業所もあります。

介護保険サービス（訪問介護の通院等乗降介助）として利用すれば、介助料金部分は自己負担分のみで利用できます（タクシー運賃は別途必要）。

※介護保険が適用される事業所と適用外の事業所がありますので、各事業所に問い合わせをして確認してください。

※介助の有無、料金（距離制、時間制、割引）など詳細については、各事業所に問い合わせをして確認してください。

事業所名	住所	電話番号	対応エリア
加納病院タクシー	〒919-0633 あわら市花乃杜1丁目2-39	73-5001 内線152	あわら市、坂井市 ※他エリアについては要相談
	・病院への入退院及び転院などの送迎。 ・介護保険適用あり ・料金など詳細についてはお問い合わせください。 ・小型車（軽スロープ）、特定大型車（ワゴン・リフト）、ストレッチャー使用も可（貸出対応しています）。		
さんぽ一む ふれあいタクシー	〒919-0633 あわら市花乃杜3丁目22-12 金津サンホーム内	73-5033 080-2951-5602	あわら市 他
	・小型車（軽・リフト付） ・事前予約必要 ・当日利用は運転手がいれば可 ・車いす、リクライニング車いす可 ・料金 距離制運賃、時間制運賃、運賃割引など詳細についてはお問い合わせください。		
福祉タクシー ほっとさーぶ	〒919-0604 あわら市自由ヶ丘2丁目21-25	89-1069	あわら市 他
	・病院への通院、入退院や福祉施設への送迎に／お食事、お買い物、銀行、美容院等の送迎に ・冠婚葬祭やお墓参り、ご親戚やご友人宅への訪問に／ご家族、ご友人との小旅行に ・受付時間 午前8時～午後8時 （時間外の運行ご予約はご相談ください） ・料金 距離制運賃、時間制運賃、運賃割引など詳細についてはお問い合わせください。 （遠距離割引 距離制運賃で9,000円を超える金額について1割引） ・標準車椅子、リクライニング車椅子、ストレッチャーの貸出対応をします。 ホームページ : http://hotserve.chu.jp/		

【民間のサービス】 移動・交通

事業所名	住所	電話番号	対応エリア
ナーシング福井 かもめ CareTaxi (有限会社コムネット)	〒913-0058 坂井市三国町新宿1丁目8-25	TEL 50-1778 FAX 82-2615	あわら市、坂井市、福井市
	・受付時間 午前8時30分～午後5時30分 月～土曜日 (事前予約必要／当日利用は運転手がいれば可／時間外の運行ご予約はご相談ください) ・介護保険適用あり(要介護1～) ・介護保険適用のない利用も可能です。 ・小型車(軽・スロープ付)、普通車、特定大型車(ワゴン・リフト付) ・車いす／リクライニング車いす対応可。 ・車いす、ストレッチャーの貸し出しも可(一部有料)。 ・料金 距離制運賃、時間制運賃、運賃割引など詳細についてはお問い合わせください。 ホームページ : https://nursingfukui.com/		
タ陽ヘルパーステーション	〒913-0043 坂井市三国町錦3丁目1-18	82-0791	あわら市、坂井市
	・通院や入退院、通所時の送迎／お買い物、銀行、美容室等への送迎／行事への参加／ちょっとした旅行(お花見、紅葉、温泉等)など ・外出先での付き添い、食事や排泄介助等も行います。 ・介護保険適用あり ・料金 距離制運賃、時間制運賃、運賃割引など詳細についてはお問い合わせください。 (割増料金 午後10時から午前5時までは2割増) (障害者割引1割、遠距離割引や距離制運賃で9,000円を超える金額について1割引)		

事業所名	住所	電話番号	対応エリア
丸岡介護タクシー	〒910-0317 坂井市丸岡町石上2-11（丸岡本部）	66-0145（丸岡本部）	あわら市、坂井市、福井市
	・車椅子のまま乗車できる特殊車両を使った移送サービスです。お客様の行きたいところまで「ドア to ドア」で快適に移動します。 ・車種は軽自動車（軽ワゴンスロープ式など）から患者輸送車までサービスに合わせて対応します。リクライニング車いす乗降可能。 ・通院や病院への転送、リハビリや検診など ・お出かけ、買い物、送迎 ・趣味や旅行、帰省など ・通勤通学や各種イベントの参加 ・冠婚葬祭、新世紀や友人宅への訪問 ・乗車前後における通常の介添えは無料で、付き添いは2名まで乗車可 ・福井県タクシー協会会員 ・完全予約制ですが、急な場合でも予約状況によっては当日配車も可能で時間調整いたします。 ・料金 距離制運賃、時間制運賃、運賃割引など詳細についてはお問い合わせください。		
らくらくサポート	〒910-0374 坂井市丸岡町北横地1-44	67-5772	
	・ヘルパー資格2級の運転手が安全運転でサポートし、身体状況に応じて親切送迎。 ・普通自動車スロープ式で対応、3名まで乗れます。車いす乗降時には付添は2名まで可能です。 ・基本は予約制ですが、当日空いていれば対応可能です。 ・料金 距離制運賃、時間制運賃、運賃割引など詳細についてはお問い合わせください。（障害者割引あり）		
グローブ21	〒919-0418 坂井市春江町江留下高道166	51-1400	あわら市、坂井市、福井市
	・病院への通院や入退院、買い物や外出、老人施設などの入退所、駅やホテルなどの送迎などを支援します。 ・車いすのまま乗降可、付添は1名まで乗車可 ・乗務員はヘルパー資格2級保持者 ・移乗や乗降などの介助料金は別途となります。料金 距離制運賃、時間制運賃、運賃割引など詳細についてはお問い合わせください。 ・福祉タクシーチケットの利用ができます。		

【民間のサービス】 移動・交通

お買い物無料バス

坂井地区のスーパーマーケットでは、身近な地域を巡回するお買い物バスを運行しているところがあります。

運行時間や経路などを必ずご確認ください。

①みくにショッピングワールド・イーザ

住所 坂井市三国町三国東5丁目1-20

電話 82-6655（代）

ホームページ <http://www.izas.mobi/>

②ハーツはるえ店

住所 坂井市春江町随応寺25-1

電話 51-5482

ホームページ http://www.fukui.coop/hearts/shop/hearts_harue

※生協の組合員のためのサービスです。

付き添い・介添え

関係機関及び店舗・事業所に下記の情報提供をお願いしました。その結果、ご同意をいただいた店舗・事業所を掲載しています。

※サービス提供内容や対応などの詳細については、必ず事業所にお問い合わせをお願いします。

事業所名	住所	電話番号	備考
福井県民生活協同組合 きらめきくらしのサポート	福井市開発5丁目1603 生協本部センター内	52-0655	・通院、外出の付き添い ・交通費は本人負担 <参考HP> https://www.fukui.coop/lifehelp/tasukeai/



【民間のサービス】 家事援助

家事援助サービス

関係機関及び店舗・事業所に下記の情報提供をお願いしました。その結果、ご同意をいただいた店舗・事業所を掲載しています。

※サービス提供価格は変更になる場合があります。また、配達エリアや対応などの詳細についても、必ずお店に問い合わせをお願いします。

事業所名	住所	電話番号	対応可能区域
公益社団法人 あわらし シルバー人材センター	〒910-4115 あわらし市国影13-13 あわらし市複合福祉施設2階	97-6088	あわらし市
	・利用者の希望を聞いて、調整可能なシルバー人材会員がいれば対応可能。 ※「あわらし市シルバー人材センター」を参照		
お助けマッハ隊	〒919-0723 あわらし市熊坂72-5	080-6508-7357 mahhatai@gmail.com	福井県全域・石川県全域
	・草刈り ・剪定 ・不用品回収 ・雨漏り修繕 ・除雪 ・雪下ろし など多種多様な依頼に対応可。 営業時間：平日7時～21時（365日24時間受付中） 料金：1時間3,000円～		
クリーンねっと金津	〒919-0603 あわらし市矢地9-5-1	73-0117	あわらし市
	・家財処分、回収 ・リサイクル家電処分、回収 など		
福祉タクシー ほっとさーぶ（救援事業）	〒919-0604 あわらし市自由ヶ丘2丁目21-25	89-1069	あわらし市
	あらかじめ届け出を出している事業所では、お客様が直接介護タクシーにご乗車しなくても、いろいろなサービスを受ける事ができます。 ・病院、施設内での付き添い、移動介助 ・外出先（観光、買い物、銀行など）での付添い、移動の介助 ・切符、チケット等の購入代行 ・診察券の受付、薬局等への薬の受け取り ・お買い物の代行（スーパーやコンビニ） ・郵便局、コンビニへの小荷物、宅急便等の発送 ・電球・蛍光灯・電池等の取り替え ・その他の救援事業（関係法令に抵触しない範囲での救援事業） など		

事業所名	住所	電話番号	対応可能区域
L a P サービス	〒919-0632 あわら市春宮2丁目2-2	65-1299 080-5855-2561	あわら市 坂井市（丸岡町、春江町、坂井町、三国町）
	・お部屋の片づけ、ゴミの処分、引っ越しの際の家具処分、捨てるのに手間な粗大ゴミなど、お片付けなら何でもお任せください。 ・お庭の雑草抜きや、枝切り、掃除、使っていない倉庫や物置の整理など、普段なかなかできないお片付けもお任せください。		
まごころサポート あわらほやほや店	〒919-0411 坂井市春江町藤鷲塚17-1	0120-963-764	あわら市 坂井市（丸岡町、春江町、坂井町、三国町）
	・受付時間：8時～18時（土・日・祝も毎日受付中） ・相談の際は店名コード「19048」をお伝えください。 【簡単サポート】料金：20分500円～（税込） ・電球交換 ・庭の掃除 ・風呂掃除 ・家具移動 ・買い物代行 ・ゴミ出し など 【なんでもサポート】随時お見積り ・まごころサポートでは、様々な企業と提携し、「お困りごと」や「ご要望」を解決する体制を整えています。 （家電量販店・大手通販会社・大手リフォーム会社など） ・網戸、障子の取り換え ・ハウスクリーニング ・スマホ、パソコンの使い方 ・日曜大工 ・家電の買い替え ・日用品通販 ・終活サポート など		
坂井清掃	〒913-0041 坂井市三国町覚善10-1-1	81-2756	あわら市 坂井市（丸岡町、春江町、坂井町、三国町）
	・ハウスクリーニング（キッチン、水回り、窓拭き、床磨き定期掃除） ・エアコンクリーニング ・お車の消臭、除菌 ・困難物処分（消化器、ピアノ、ペンキ、金庫） ・消臭、除菌クリーニング（たばこ、介護臭、ペット臭） ・家財処分、回収 ・リサイクル家電処分、回収 ・遺品整理・処分 ・庭木剪定、消毒 など		



【民間のサービス】 家事援助

事業所名	住所	電話番号	対応可能区域
福井県民生活協同組合 きらめきくらしのサポート	〒910-8557 福井市開発5丁目1603 生協本部センター内	TEL 52-0655 FAX 52-2030	あわら市 坂井市（丸岡町、春江町、坂井町、三国町）
	・受付時間 平日午前9時から午後5時 ・掃除 ・食事作り ・買い物代行 ・育児支援 ・庭の草取り、花の水やり ・お話し相手 ・衣替えなど季節物の片付け ・入院中、ケガ、病気時の買い物や洗濯など ・県民せいきよう組合員の登録が必要。組合員同士の助け合いによる支援なので、事務局がコーディネーターに依頼内容を伝え、コーディネーターが条件に合うサポーターを探してマッチングすることから始まります。まずは、事務局にご相談を！！ ホームページ http://www.fukui.coop/sp		
おそうじ本舗 坂井あわら店	〒910-0142 福井市上森田9-33-1	63-5034 0120-45-0034	あわら市 坂井市（丸岡町、春江町、坂井町、三国町）
	・ハウスクリーニング(キッチン、水周り、窓拭き、床磨き) ・エアコンクリーニング ・庭木剪定、消毒 など		
株式会社北陸遺品整理	〒910-0122 福井市石盛町1丁目509	TEL 76-3268 FAX 76-6667	あわら市 坂井市（丸岡町、春江町、坂井町、三国町）
	・遺品整理、生前整理(買い取りサービス、家財リサイクル) ・施設入所時の引っ越し、家の整理 ・大掃除 ・不用品回収処分 ・家屋解体工事 など		



コミュニティカフェ・オレンジカフェ

事業所名	住所	連絡先	利用できる範囲
らくーざ えきまえカフェ&売店	〒919-0814 あわら市青ノ木40-40 細呂木ふれあいセンター・らくーざ1階	TEL&FAX 97-5130	お住いのエリアは問いません 定員:20名
内 容	JR細呂木駅前(旧JA細呂木支店跡)に、細呂木地区の人たちが運営するコミュニティカフェ「えきまえカフェ」がオープンしています。 「のんびり、ゆったり」できる居心地のよい温もりのある空間です。壁面ギャラリーで月替わりの絵画や写真等の展示、小説や漫画の貸出図書もあります。 おじいちゃんもおばあちゃんも、お父さんもお母さんも、子育て中のママも学生さんも、このまちに暮らすたくさんの方に利用してほしいと思っています。 お気軽にご利用ください。(気楽に集まる座 = 楽座 = らくーざ) 開催日時 : 毎週平日(月・火・水・木・金) 10時から16時まで 利用料金 : 1回200円(時間制限なし、飲み物はセルフサービスで、お代わり可)  		
実施主体	特定非営利活動法人細呂木地区創成会 代表 藤川 龍七		

民間サービス 居場所づくり

事業所名	住所	連絡先	利用できる範囲
オレンジ カフェ あわら (物忘れ カフェ フジタ)	〒919-0812 あわら市柿原36-20 多目的共同施設さくらセンター	代表 藤田 由美 73-1347 090-2125-4851	お住いのエリアは問いません
内 容	慣れ親しんだこの土地あわらで暮らしたい、ここで生きたい。ご本人またはご本人とご家族でカフェにきていただき、自ら話すことができ、自ら笑みと何か一つでもできること、達成感を持ち帰り、あの頃に戻れるように援助できたらと考えています。認知症予防対策の一環です。気軽にお話にきませんか？お待ちしております。 相談により地域包括支援センターとの連携のもとで活動します。 内 容：脳体操、軽体操、ゲーム、おしゃべり等 開催日時：毎週火曜日 13時から16時まで 場 所：多目的共同施設さくらセンター 利用料金：相談は無料。飲み物用意しています(コーヒー、紅茶、ジュース、菓子)。1杯100円。    		
実施主体	かすみ草の会 代表 藤田 由美 (看護師・認知症介護指導者、認知症キャラバン隊、福井県認知症キャラバン・メイト協議会)		

【民間のサービス】 居場所づくり - 125 -

事業所名	住所	連絡先	利用できる範囲
メロン・カフェ	〒910-4103 あわら市二面42-20	77-1288	お住いのエリアは問いません
内 容	ここもからだも、ほっと一息ついてください。 認知症キャラバン・メイトさんによる喫茶コーナーや、介護福祉相談、健康相談など、いろいろと楽しく過ごしていただけるようサポートいたします。 健康づくり講座なども行っています。健康づくりや介護に興味のある方、お待ちしております！！ 開催日時： 毎月第3土曜日に開催 13時30分から16時30分 場 所： 二面温泉区民館(二面温泉薬師堂敷地内) 利用料金： 100円 飲み物とお菓子付き   		
実施主体	主催：社会福祉法人緑進会 湯の町メロン苑 後援：あわら地域包括支援センター		

郵便局の見守りサービス 問い合わせ先：日本郵便株式会社 0120-23-28-86

郵便局の見守りサービス

問い合わせ先：日本郵便株式会社 0120-23-28-86

みまもりつながる、家族のあんしん。

お会いしている時も、そうでない時も、「安心」と「楽しみ」をお届けするサービスです。



みまもり訪問

みまもり訪問サービス

月額 **2,500円** (税込)

例えばこんな方に

- ・実家が遠くなかなか会いに行けない
- ・人との会話が元気になるほしい

- ・離れて暮らす家族に元気な様子を知りたい
- ・今の生活は何かと不安

サービス1 毎月の訪問

- 郵便局長などがご利用者さま宅へ月1回訪問し、ご利用者さまとの会話を通じて生活状況を確認します。● 弊社が兼任したものを含みます。
- 確認した生活状況や訪問した社員からのコメントは、ご家族などのご指定いただいた報告先へご連絡します。
- ご利用者さまのご希望により写真やメッセージなども添付。ご様子がよくわかります。

ご利用者さまの体の調子や心配事などを確認しお知らせ。報告先は3ヵ所まで登録できます。

生活状況の確認項目

- 1 最近、体調はいかがですか。
- 2 最近、食事は規則的になっていませんか。
- 3 最近、よく眠れていますか。
- 4 最近、どの程度、運動を行っていますか。
- 5 最近、外出は頻回でしょうか。
- 6 最近、何かお楽しみや趣味を始めたことはありますか。
- 7 最近、心配事はありますか。
- 8 最近、何か、お祝いがありましたか。
- 9 お知り合いのみなさんとは近頃いかに話していますか。
- 10 最近、必要な事柄から家族との訪問が滞りませんか。

↓

毎月の訪問時に確認させていただく10項目の質問のうち、3項目については、ご利用者さまの状況にあわせてお選びいただくことができます。(回答はすべて選択制です)

サービス2 「みまもり保険」を付帯

ご利用者さま(みまもり保険加入者)が、日常生活でケガをして入院された場合に、保険金が支払われます。

補償金額	補償が受けられる例
日額 3,000円 × 入院日数(最大30日)	日常生活の中でケガ全般による入院 ※例: 交通事故によるケガ、火災によるケガ、病気によるケガ

サービス3 3つの電話番号でバックアップ

24時間いつでも相談できる **メディカルアシスト**

近所ごとの相談ができる **デイリーサポート**

会津の相談できる **介護アシスト**

サービス4 楽しい脳活トレーニング

携帯電話と一冊にお楽しみいただける脳活トレーニングなどをご提供します。

サービス5 「かんぽの森」ご優待

サービス6 情報誌「郵便のあんしんだより」をお届け

追加料金なしでご利用いただける「安心」と「楽しみ」が他にもいろいろ!


**毎日の
つながり**

みまもりでんわサービス

固定電話

月額 **1,070円** (税込)

携帯電話

月額 **1,280円** (税込)

- ご利用者さまへ毎日お電話(自動音声)にて体調確認を行います。
- 御家族には、昼間お電話メッセージもお送りいたします。
- 体調確認の回答内容等すぐにご家族などのご確認をいただいた報告書(4ヵ所まで)・メールでご連絡します。

○7時～18時・18時～21時の間で利用の希望をお願いします。



駆けつけサービス

※お申し込み必須、緊急災害会社と契約を結んでいることが必要となります

オプション

●もしものときには、ご家族からの要請に応じて警備会社がご利用者さま宅に駆けつけます。

○利用料(お申し込み)：¥8,000円(税込) 1ヵ月1回 1ヵ月1回 1ヵ月1回 1ヵ月1回

月額・2,200円(税込)～で
ご利用者さまへ専用の機器を設置する
「ご本人向けサービス」もご用意しています。




**実際にご利用いただいた方から
こんなお声が届いています！**

地方に住むお孫子の後援で郵便局のみまもりサービスにお願いしていたが、突然とてもしもの「住居」など、防犯もよく、お孫子にお願いしていたが、本当に安心のとてを感謝するでございまして、また是非利用したいと思っています。

ご孫の様子やお孫子の通学やお孫子の生活の様子を見るのと分かるので安心です。ご孫の通学やお孫子の生活の様子を見るのと分かるので安心です。ご孫の通学やお孫子の生活の様子を見るのと分かるので安心です。



70代(女性)



40代(女性)

**郵便局のみまもりサービスのお申込みは
郵便局の窓口またはWebまで！**



【民間のサービス】 雪かき・屋根雪下ろし - 127 -

雪かき・屋根雪下ろし支援

事業所名	住 所	電話番号	備 考
公益社団法人 あわら市シルバー人材センター	〒910-4115 あわら市国影13-13	97-6088	・屋根雪は不可、玄関前の除雪のみ (屋根の雪下ろし、及び危険個所以外で対応いたします。) ・支援をしてくれるシルバー人材センター会員とのマッチングが必要なので、その都度調整させていただきます。まずはご相談ください。
社会福祉法人 あわら市社会福祉協議会 ボランティアセンター	〒919-0621 あわら市市姫2丁目31-6	73-2253	・屋根雪は不可、玄関前の除雪のみ (屋根の雪下ろし、及び危険個所以外で対応いたします。) ・支援をしてくれるボランティアとのマッチングが必要なので、その都度調整させていただきます。まずはご相談ください。
一般社団法人 福井県建築組合連合会	〒910-0859 福井市日之出5丁目4-7	54-2615	・あわら市健康長寿課から文書にて協力依頼をしています。 ・直ちに支援にいけるかどうかは、その時の降雪、積雪の状況によります。まずは健康長寿課にお問い合わせください。
福井県屋根工事事業協同組合	〒910-0015 福井市二の宮3丁目22-18	21-6471	



【民間のサービス】 健康・衛生

訪問医療マッサージ・はり・きゅうなど

関係機関及び店舗・事業所に下記の情報提供をお願いしました。その結果、ご同意をいただいた店舗・事業所を掲載しています。

※サービス提供内容や料金、対応などの詳細については、必ず事業所にお問い合わせをお願いします。

※医療保険が適用されるサービスとして利用する場合は、必ず医師の同意書が必要です。

事業所名	住所	電話番号	対応可能地区
はり・きゅう・マッサージ在宅 医療ケア 一生健美治療院	〒910-4105 あわら市舟津47-23	0120-890-465 080-4238-1129	あわら市 坂井市(坂井町、三国町、春江町の一部)
	<内容> ○痛みや麻痺、しびれ、関節拘縮などで、歩行困難(杖、車いす)になる症状があり、在宅や施設で療養されている方のための疼痛緩和や関節拘縮の改善などを目的とした訪問医療はり・きゅうマッサージです。 ○国家資格を持った施術者が訪問し、医師の指示のもと症状にあった施術を行います。(医師の同意書が必要です) ○医療保険なので介護保険とは別にご利用頂けます。※障害者医療費助成制度あり。 1 医療はり・きゅう・マッサージ 血液・リンパ循環や代謝を促して、むくみや床ずれの改善や予防をします。硬くなった関節や筋肉を緩めて、痛みやしびれを軽減させます。 2 リハビリ効果 関節の動きを良くして筋力の低下を防ぎ、立ち上がりや歩行の訓練により、身体機能を向上させます。寝たきりの方であれば、衣類の着脱、トイレの動作、おむつの交換が楽になります。 3 精神的ケア効果 会話を通じて信頼関係を築きながら、精神的ケアを行います。 <対象・適応疾患> 脳梗塞後遺症、パーキンソン病、神経痛、腰痛症、変形性膝関節症、関節リウマチ、交通事故による後遺症、認知症など <料金> ○交通費込みで1回あたり約300円～700円(医療保険1割負担の方) ○障害者手帳(1、2級)をお持ちの方、難病の指定を受けられた方は費用が無料になる場合があります。 ○初回無料体験で、実際にどのような事をするのかを受けていただけます。お気軽にお電話ください。		

事業所名	住所	電話番号	対応可能地区
フレアス在宅マッサージ	〒910-0842 福井市開発1丁目120-1 ハザマビル302	63-5882	あわら市 坂井市(三国町、丸岡町、春江町、坂井町)
	<内容> ○医療保険が適用される在宅マッサージです。(医師の同意書が必要です) ○在宅療養されている方へ国家資格を持ったマッサージ師が伺います。(全員が賠償責任保険に加入しています) ○訪問の対象となるのは、寝たきり、歩行困難(要介助)な方です。 ○医師の指示のもと、症状に合わせた施術を行います。 ○充実した研修制度により、最新の技術とまごころのこもったサービスをご提供します。 ○医療保険なので、介護保険とは別にご利用いただけます。※障害者医療費助成制度あり。 1 医療マッサージ・・・血行を促進し、新陳代謝を改善、心肺機能の改善、むくみ・痛みの改善、筋緊張の緩和 2 運動法・・・関節を自動・他動的に動かして関節可動域を確保、筋力低下・関節拘縮の改善、筋力の増強、残存機能の維持・改善 3 コミュニケーション・・・ご利用様との信頼関係を築き、精神的ケアにも努めます <対象となる症状> ○麻痺(脳血管障害、脊髄損傷、小児麻痺など) ○関節拘縮(関節が動きづらい) ○筋萎縮(病気や廃用症候群などで筋肉が痩せ、筋力低下がある) ○難病でお悩みの方(パーキンソン病、ALS、関節リウマチ) <料金> 別添リーフレット参照 ※交通費も保険がきくので比較のお安くなります ※無料お試しもあります		

【民間のサービス】 健康・衛生

事業所名	住所	電話番号	対応可能地区
ほんめい整骨院	〒919-0532 坂井市坂井町高柳63-1	72-3090	坂井市、あわら市
	<内容> ○医療保険が適用される在宅はり・きゅうマッサージです。(医師の同意書が必要です) ○医療保険なので介護保険とは別にご利用頂けます。※障害者医療費助成制度あり。 <対象となる症状> ○脳梗塞の後遺症で麻痺があり、外出が大変な方 ○少し歩くとすぐに足が痛くなる方 ○ほとんど寝たきりである方 ○歩行困難な方(車いす、杖歩行) <料金> 医師の診断書により健康保険が適応されますので、1割負担の方の場合、1回当たり 300 円台～400 円台です。3 割負担の方は 1,300 円前後になります。※無料お試しもあります。 ※詳しくはご連絡ください。		
ヨーコー治療院	〒913-0016 坂井市三国町三国東2-5-27	0120-304-801	坂井市、あわら市
	<内容> ○医療保険が適用される在宅マッサージです。(医師の同意書が必要です) ○医療保険なので介護保険とは別にご利用頂けます。※障害者医療費助成制度あり。 <対象となる症状> ○脳梗塞の後遺症で麻痺があり、外出が大変な方 ○少し歩くとすぐに足が痛くなる方 ○関節拘縮・筋麻痺など、つらい痛みや倦怠感などで歩行が困難となり、不自由な生活をしている方 <料金> 医師の診断書により健康保険が適応されますので、1割負担の方の場合、1回当たり 300 円台～400 円台です。3 割負担の方は 1,000 円前後になります。※無料お試しもあります。 ※詳細はホームページをご覧ください。https://www.yo-ko-rakunisuru.info/		

理容・訪問理容

福井県理容生活衛生同業組合の坂井支部を通して、下記の①～④について情報提供をお願いしました。その結果、対応が可能と回答があり、しおりへの情報掲載に同意をいただいた理容店を掲載しています。

訪問理容の料金や対応の方法、詳細などについては、必ずお店にお問い合わせをお願いします。

①訪問理容とは

ご高齢の方や疾病など、いろいろな理由から理容室に行くことができない外出困難な方を対象に、ご自宅や介護保険施設などに『理容師』が出張し、散髪や顔剃りなどの対応をします。

②車いすでの入店について

ご高齢の方や歩行困難な方が車いすで来店される場合、段差や間口等の点から入店が可能です。

③車いすに乗ったままでの理容について

散髪台に移乗することが困難な場合、車いすに座ったまま理容（顔剃り、散髪など）の対応ができます。

④その他に対応していることについて

①～③以外にその他にお店によって対応している内容です。

参考ホームページ：福井県理容生活衛生同業組合「福とこ」 <https://www.fukui-riyo.jp/>



【民間のサービス】 健康・衛生

あわら市(芦原地区)

店名	住所	電話番号	車いすで 入店	車いすに乗った ままでの理容	送迎 サービス	訪問理容 自宅	訪問理容 施設など	その他に対応していること
カット美クラブ シンゴー	あわら市中浜4-1-2	77-2902	○	○	○	○	○	自宅まで送迎(車いすのまま乗降 できるリフト付きハイエースで対応)
久保田理容院	あわら市北潟52-12	79-1919	○	○	○			
河野理容所	あわら市二面41-21-12	77-3185	○	○		○	○	
理容 寺下	あわら市国影9-27	78-6144	○	○	○	○	○	訪問福祉理容師登録
ヘアーサロン 徳丸	あわら市中番15-17	78-5465	○	○	○			
トミタ理容所	あわら市北潟28-10-2	79-1132	○	○				

あわら市(金津地区)

店名	住所	電話番号	車いすで 入店	車いすに乗った ままでの理容	送迎 サービス	訪問理容 自宅	訪問理容 施設など	その他に対応していること
あづま理容所	あわら市市姫1-10-7	73-0840	○	○				
石田理容所	あわら市滝8-14-4	75-1035			○			待合場所が無料カフェ
理容室 江口	あわら市春宮1-8-17	73-0388	○	○	○	○	○	
ヘアーサロン スカット	あわら市市姫3-17-11	73-4251	○	○	○	○	○	
ヘアーサロン ミヤシタ	あわら市春宮2-31-6	73-4035	○	○	○	○		
理容 吉岡	あわら市春宮2-8-8	73-0468	○	○		○	○	
理容 わたなべ	あわら市滝13-38	75-1781	○	○	○		○	ケア理容師認定

美容・訪問美容

事業所名	住所	電話番号	車いすで 入店	車いすに乗った ままでの理容	送迎 サービス	訪問美容 自宅	訪問美容 施設など	その他に対応していること
サンテ美容室	坂井市坂井町五本3-15	67-3104	○	○	○	○	○	
	対応エリア…あわら市、坂井市、福井市 ホームページ https://sunt-co.jp/							



令和３年度版あわらし在宅ケアのしおり

令和２年９月 初版

令和３年１０月 第２版

編集・発行：あわらし、社会福祉法人あわらし社会福祉協議会

あわらし 健康福祉部 健康長寿課

〒919-0692 あわらし市市姫３丁目１-１

TEL:0776-73-8022 FAX:0776-73-5688

E-MAIL: chojyu@city.awara.lg.jp

<http://www.city.awara.lg.jp>

社会福祉法人あわらし社会福祉協議会

〒919-0621 あわらし市市姫２丁目３１-６

TEL:0776-73-2253 FAX:0776-73-4542

E-MAIL: awara-shakyou@violin.ocn.ne.jp

<http://awara-shakyo.or.jp>